

石綿の国際表示

アスベスト対策情報

発行　石綿対策全国連絡会議　No.33　2004年3月15日
〒136-0071　東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F
全国安全センター内　TEL 03-3636-3882/FAX 03-3636-3881

も　く　じ

◎　石綿対策全国連絡会議第17回総会議案 …… 2

◎　改正労働安全衛生法施行令 …… 19
◎　改正労災認定基準 …… 24

◎　改正労働安全衛生法施行令パブリックコメント
○　石綿対策全国連絡会議の意見 …… 32
○　外国関係者からの意見聴取（概要） …… 38
○　厚生労働省の回答 …… 43

◎　関係省交渉の記録 …… 45
○　7.23 国土交通省 …… 47
○　7.23 文部科学省 …… 57
○　7.23 環境省 …… 67
○　9.5 経済産業省 …… 79
○　10.24 厚生労働省 …… 86

◎　各政党に対する質問状及び回答 …… 108

◎　2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）のご案内 …… 118

石綿対策全国連絡会議
第17回総会議案

2004年2月7日　東京・日本キリスト教会館6階会議室

Ⅰ　2002年度活動報告

はじめに

私たちは、1987年に石綿対策全国連絡会議が設立されて以来の画期的な年を迎えることになりました。日本におけるアスベスト含有製品の製造・輸入・譲渡・提供・使用を「原則禁止」する、改正労働安全衛生法施行令が、いよいよ2004年10月1日から施行されるのです。

ここに至る政府―厚生労働省の主な動きをおさらいしておくと、以下のようになります。

2002年6月28日	坂口厚生労働大臣が原則禁止導入の意向を表明（アスベスト対策情報No.32-45頁、http://www.mhlw.go.jp/kaiken/daijin/2002/06/k0628.html参照）
2002年12月12日	「石綿及び同含有製品の代替化等の調査結果の概要」及び「石綿の代替化等検討委員会の設置について」発表（アスベスト対策情報No.32-45頁、http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/12/h1212-2.html参照）
2003年4月4日	「石綿の代替化等検討委員会の報告書について」発表（http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/04/h0404-4.html参照）
2003年5月2日	「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案についての意見の募集」発表（パブリック・コメント手続開始、6月2日締め切り）。
2003年8月18日	「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案について（回答）」（パブリック・コメントに対する厚生労働省の回答。43頁参照。http://www.mhlw.go.jp/public/kekka/2003/p0818-1.html）
2003年9月19日	「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱（石綿関係）」が労働政策審議会安全衛生分科会に諮問され、妥当と認めることが了承された（21頁参照。http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/09/s0919-8.html）
2003年10月16日	「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第457号）」公布（20頁参照）
2003年10月30日	基発第1030007号厚生労働省労働基準局長通達「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について」発出（19頁参照。http://www.jaish.gr.jp/hor s shsi/100422）
2004年10月1日	「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第457号）」施行（予定）

1970年代前半の最盛期に年間約35万トンに及んだ日本のアスベスト輸入量は、2002年には43,390トンにまで減少し、2003年は24,653トン、前年のおよそ6割弱となりました。「原則禁止」導入でこれがどこまで減るのかも含めて、改正労働安全衛生法施行令の施行を見守っていく必要があります。（財務省税関ホームページの貿易統計（検索）ページで最新の情報を確認することができます。コードは、「原料アスベスト」が2524.00-000、アスベスト含有製品は上四桁6811～6813に分散しています。）

1. 第16回総会・「アスベスト被災者・家族の集い」



2003年2月8日午後、東京・渋谷勤労福祉会館会議室において、第16回総会を開催しました。

今回は記念講演等は持ちませんでしたが、午前中に同じ会館で、ささやかながら全国のアスベスト被災者とその家族の代表が初めて顔を合わせる「アスベスト被災者・家族の集い」を開催しました（前夜、全国連の運営委員等を交えた懇親会も開催）。

2002年6月28日の坂口厚生労働大臣の原則禁止導入方針表明の1か月前、5月20日に行われた全国連の厚生労働省交渉には、初めて全国からアスベスト被災者・家族の方々にもご参加いただき、直接その声を担当者にぶつけていただきました。このときの参加者の発言内容をもとに、同年10月までに、全国連のホームページに「アスベスト被害者の声」のコーナーを開設しました（http://park3.wakwak.com/~banjan/html/higaisha.htm）。これは、10月7日の米海軍横須賀基地石綿じん肺訴訟の画期的な地裁勝利判決のマスコミ報道のなかで、続く8-9日に実施された「なくそう！じん肺・アスベスト健康被害ホットライン」に間に合わせたものでしたが、既報のとおり、ホットラインには全国から330件もの相談が寄せられました。

「アスベスト被害者の声」には、その後寄せられた手記等も紹介するようにしていますが、このコーナーの体験談や手記を読んで、「自分たちの経験と全く同じ」あるいは「恐ろしさを知った」と言われて連絡をいただくケースが、確実に増えてきました。まだまだ多くの被災者や家族が少ない情報のなかで孤立させられているというのが実状です。一方、横須賀や東京では被災者や家族たちが相互に励まし合い、支え合うささやかな取り組みが始められています。

そのような中で企画された「アスベスト被災者・家族の集い」でしたが、北海道、埼玉、東京、千葉、神奈川、福井、大阪、佐賀、長崎から30数名の方々が参加され、まずはお互いの顔を知り、体験を共有しあうことを基本にしながら、被災者・家族の立場から政府・厚生労働省に要望していきたい内容、全国と地域におけるネットワークづくりの可能性等についての意見交換等を行いました。

2. 代替化等検討委員会の作業と報告書の公表

2003年12月16日に第1回会合を開いた「石綿の代替化等検討委員会」は、「個別企業の技術的情報を取り扱うため」という理由から公開されませんでした（議事録や下記報告書以外の検討資料等も現在までのところ公表されていません）。

しかし、「早ければ2月中にもまとめたい」という厚生労働省の意向や、3月4日の第7回会合で作業を

終了したという情報等が順次伝えられるなか、4月4日に、ようやくその報告書が公表されました。

その内容は、2002年12月12日に「結果の概要」が公表された、厚生労働省自身が行った「石綿及び同含有製品の代替化等の調査」（アスベスト対策情報No.32-112頁参照）に示された「現在、製造、使用等が行われている石綿製品」の分類をおおむね踏襲しながら、「建材」5製品、「非建材」5製品の製品種別ごとに、代替可能性を判断したものでした。

結果的に、「建材」に関しては、5つの製品種別全て、「非建材」に関しては、「断熱材用接着剤」、「摩擦材（ブレーキ・クラッチ）」の2つの製品種別、合わせて7つの製品種別については、「国民の安全確保等の観点から石綿の使用が不可欠なものではなく、かつ、技術的に代替化が可能であると考えられる」と判断されました。

残る3つの製品種別のうち、「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」の２種類については、「非石綿製品への代替化が可能なものがあると考えられるが、一部のものについては、安全確保の観点から石綿の使用が必要とされており、現時点で代替可能なものと代替困難なものを温度等の使用限界や使用される機器の種類等から明確に特定することは困難である」と判断され、「石綿布・石綿糸等」については、「これらの製品はシール材等として使用されるか、二次的にシール材等の代替可能性に連動すると考えられる」とされました。

3. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案のパブリック・コメント

「石綿の代替化等検討委員会報告書」の公表にあたり、厚生労働省は、「本報告書を踏まえ、これらの（代替化が可能と判断された）製品の製造、使用等を禁止する方向で、今後、パブリックコメントやWTO（世界貿易機関）通報等の手続を夏頃までに終了し、速やかに労働安全衛生法施行令の改正を進めていく予定です」としていました。

厚生労働省は5月2日になって、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案についての意見の募集」を発表しました。パブリック・コメント手続の開始であり、意見募集の締め切りは 6月2日でした。

内容は、「製造、輸入、使用等が禁止される物として、石綿を含有する製品のうち、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、石綿セメント円筒［以上「建材」5製品］、断熱材用接着剤、ブレーキ及びクラッチに使用される摩擦材を追加するものとすること」（以上が提案の全文）というものでした。

これに対して、石綿対策全国連絡会議は、5月中に、16項目にわたる「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に対する意見」（32頁参照）を提出しました。以下に項目のみ掲げておきます。

1. ７種類の製品についてのみの禁止とするのではなく、使用等が許される製品を除き、原則全面禁止とすること。
2. 今回の調査・検討からもれているかもしれない現存の石綿含有製品の使用等を禁止すること。
3. 過去に存在しすでに代替化等がなされている3,000種以上の石綿含有製品の使用等を禁止すること。
4. 石綿その物（原綿・バルク）の使用等を禁止すること。
5. 今後新たに登場するかもしれない石綿含有製品の使用等を禁止すること。
6. 吹き付け石綿を全面的に禁止すること。
7. 石綿含有建材の使用等を全面禁止すること。
8. 「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」以外の非建材の石綿含有製品の使用等を禁止すること。
9. 「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」について、温度・圧力・使用有害物等の「使用限界」及び/または原子力発電所内の特定用途等の「使用される機器の種類等」から「代替困難」の

要件を特定等することによって、使用等が認められる石綿含有製品の範囲を絞り込み、それ以外の石綿含有製品の使用等を禁止するとともに、使用等が認められる石綿含有製品については、その期間を限定すること。

10. 「石綿布、石綿糸等」について、意見9による要件を満たす「シール材として使用されるか、二次的にシール材等に加工される」石綿含有製品に限定して、それ以外の石綿含有製品の使用等を禁止するとともに、使用等が認められる石綿含有製品については、その期間を限定すること。
11. 禁止は、すべての「石綿」を対象とすることとし、現行労働安全衛生法施行令第16条第1項の第4号「アモサイト」と第5号「クロシドライト」を統合して、新たに「石綿」と規定すること。
12. 0.1%を超えて含有する製品を禁止の対象とすることとし、現行労働安全衛生法施行令第16条第1項第10号もそのように改正すること。
13. 製品によって禁止の実施時期に差を設けずに、遅くとも2005年1月1日までに禁止を実施すること。
14. 禁止が猶予される石綿含有製品については、法令上の規定及び行政指導等の両面において、代替化を促進させる措置をとること。
15. （原則）禁止実施から3年ごとの見直しを規定すること。
16. 石綿含有製品製造の海外移転等を阻止する実効性のある施策を講じること。

4. 外国から提出された意見

厚生労働省は、国内向けにパブリックコメント手続を実施する一方で、WTO（世界貿易機関）への通報及び申し入れのあった外国人関係者からの意見聴取も行っています。

私たちは、（社）日本石綿協会「せきめん」誌2003年5/6月号によって、4月8日に設けられた外国人関係者からの意見陳述の機会にカナダがミッションを派遣して意見を述べたことを知りましたが、その後、厚生労働省から関係資料の提供も受けました（38頁参照）。

これらによると、4月8日の外国人関係者からの意見陳述には、カナダ石綿協会、LAB Chrisotile、駐日カナダ大使館、ケベック州政府駐日事務所の代表が参加していますが、「全面禁止は行き過ぎた措置」、「科学的な証拠に基づかない、政治的判断」であると主張したようです。「歴史的に見て、カナダと日本は、石綿の使用においても、石綿を管理して使用することにおいても、世界のトップを走ってきた」と持ち上げつつ、「クリソタイル石綿の世界最大の輸出国かつ鉱産物の安全使用原則の推進者として、カナダの業界、労働組合、そしてカナダ政府は、日本がこの管理使用原則と反対の立場になりかねない決定がなされはしないかと関心を持ってみている」としています。

4月11日にも第2回目の意見聴取が行われ、駐日カナダ大使館、ケベック州政府駐日事務所の代表が参加していますが、厚生労働省側からの「カナダにおけるアスベスト関連の疾病の発生状況はどうか」という質問に対して、「調べて回答する」という応答がなされたと記録されていますが、結局、回答は来なかったそうです。

また、5月6日付けで、ロバート・ライト駐日カナダ大使から坂口厚生労働大臣に宛てた手紙も届けられています。この中では、カナダ政府が厚生労働省の担当者とさらにこの問題で協議する機会を与えてほしいとし、業界団体であるアスベスト研究所が科学的協議を行うために科学者のチームを送ることを申し出ているということについても言及されていますが、それらの協議はなされませんでした。

なお、正規の手続以外に、北米アスベスト情報協会（AIA/NA）、ラテンアメリカ・アスベスト連合（AIA CLAS）及びコロンビア繊維協会（ASCOLFIBRAS）から、EメールやFAXで、禁止の導入に反対する旨の手紙が届けられています。

5. パブリック・コメントに対する回答

厚生労働省は、8月18日に、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案について（回答）」（パブリック・コメントに対する厚生労働省の回答）を公表しました（43頁参照）。

実際に寄せられた意見が何通であったかはわかりませんが、厚生労働省が分類した意見の概要別で延べ約90件あったことになっています。

これによると、国内関係者からは、「摩擦材については、当面適用を猶予してほしい」（1件）、「繊維強化セメント板の使用禁止はやめるべきである」（8件）以外には、原則禁止の導入に反対する意見はなかったことになります。

結果的に、厚生労働省は、禁止導入に反対するカナダ等の意見を採用しない一方で、石綿対策全国連の意見も採用せず、規定方針をつらぬいたことになります。

施行期日に関しては、全国連の「遅くとも2005年1月1日までに」という意見のほかに、「早くとも2005年1月1日」（5件）、「施行までに十分な猶予期間を設けていただきたい」（5件）という意見があり、この時点では「施行期日については、周知に必要な期間等を考慮して、今後検討してまいりたい」とされていましたが、現実にはその後、全国連の意見が採用されたかたちです。

なお、「石綿含有率の判定方法」に関する意見に答えて、「独立行政法人産業医学総合研究所等においても、判定方法等に関する相談を受け付けている」としていることを指摘しておきたいと思います。

6. 労働安全衛生法施行令の改正・公布

厚生労働省は9月19日に、労働政策審議会に対して、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱（石綿関係）」についての諮問を行い、同日開催された安全衛生分科会において、妥当と認めることが了承されました。厚生労働省では、即日、「『労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱』についての労働政策審議会の答申について」発表を行っています（21頁参照）。

この段階で、施行期日を2004年10月1日とすることが明示されました。分科会では、「既に建材等に使われ存在している石綿の危険性を広く周知する必要がある」、「スムースに代替品に移行できるようお願いする」等の意見が出されています。

以上を受けて、政府は、2003年10月16日「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第457号）」を公布するに至ったわけです。

10月30日付けで、改正政令を解説する、基発第1030007号厚生労働省労働基準局長通達「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について」も発出されています。

改正の内容は、以下のとおりです。（禁止される石綿含有製品の数が10種類になっていますが、これは、「摩擦材（ブレーキ・クラッチ）」を4種類に細分化したためです。）

石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の1パーセントを超えて含有する以下に掲げる製品を、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。

① 石綿セメント円筒
② 押出成形セメント板
③ 住宅屋根用化粧スレート
④ 繊維強化セメント板
⑤ 窯業系サイディング
⑥ クラッチフェーシング
⑦ クラッチライニング
⑧ ブレーキパッド
⑨ ブレーキライニング

⑩　接着剤

7. 石綿関連疾患労災認定基準の改正

「『労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱』についての労働政策審議会の答申について」発表を行った（化学物質調査課が担当）同じ9月19日に、厚生労働省は、「石綿による疾病の認定基準の改正について」も発表を行っています（24頁参照、こちらの担当は補償課職業病認定対策室）。

厚生労働省が「石綿ばく露労働者に発生した認定基準に関する検討会」を、2002年10月29日に参集し、石綿対策全国連では同年12月3日に、「『石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準』見直しに係る要請」（アスベスト対策情報No.32-110頁参照）を厚生労働省に提出、この「要請」が同年12月25日に開催された同検討会の第2回会合に報告されたことは、第16回総会で報告したとおりです。

同検討会は、2003年8月8日までに7回の会合を持ち（第2～3回会合は、「個別症例検討のため非公開」）、公開された会合には毎回、全国連の関係者らが傍聴を行いました。8月26日になって、「石綿ばく露労働者に発生した認定基準に関する検討会報告書」が公表されました（http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/08/s0826-4.html参照。同検討会の議事録・資料等については、http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#roudouで入手できます）。

新しい労災認定基準は、平成15年9月19日付け基発第0919001号「石綿による疾病の認定基準について」（26頁参照）及び同日付け基労補発第0919001号「石綿による疾病の認定基準の運用上の留意点について」（28頁参照）からなっていますが、後者で、「改正認定基準のより正確な理解のため、『石綿ばく露労働者に発生した認定基準に関する検討会報告書』を活用するものとする」と明記されており、報告書の内容を含めて一体的に運用されるものと予想されます。

今回の認定基準改正は、この報告書を踏まえたもので、主な内容は以下のとおりです。

① 過去の労災認定事例等を踏まえて、「**石綿ばく露作業**」の例示を追加し、分類・整理し直したこと。

とくに、「石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業」を追加したことが大きな特徴です。

また、基労補通達で、「中皮腫は低濃度ばく露でも発症することがある」と解説して、「特に、石綿を不純物として含有する鉱物等の取扱い作業及び間接的なばく露を受けた可能性のある作業については、労働者等が、石綿にばく露していたことを認識していない場合があることに留意の上、職業ばく露歴の調査に当たること」と指示している。このような作業の労災認定事例として、石筆（原料のタルク（滑石）に石綿含有）を用いたけがき作業と、造船所内の玉掛け作業で間接ばく露（溶接工場等石綿取扱現場あり）の例を挙げています。

基労補通達では、（1）「石綿ばく露歴チェック表」の活用も指示されており、また、検討会報告書にも、（2）「主な業種別に、中皮腫を発症し得る職業性石綿ばく露の機会」や（3）「ドイツにおける石綿利用/ばく露状況とその職業（仮訳）」等が紹介されており、参考になります。

（2）では、「石綿吹付け場所での作業」も列挙されており、「石綿が吹付けられてきた場所で電気配線やエレベーター・変圧器などを設置する際に、吹付け石綿を削ったり、穴空け作業をしたりすることにより石綿ばく露を受け、中皮腫に罹患した例もわが国で経験されている」と記述されています。作業場所に石綿が吹き付けられていることは明らかであるものの、「吹付け石綿を削ったり、穴空け作業をした」かどうかがはっきりしないようなケースが、今後の争点のひとつになってくるかもしれません。

② 石綿との関連が明らかな疾病のうち、「**中皮腫**」について、従来から明示されていた「胸膜、腹膜の中皮腫」に、「心膜、精巣鞘膜の中皮腫」を追加したこと。

「ここに掲げた4つの部位以外の部位に中皮腫が発症することは極めてまれ」とされていることからもわかるように、いずこの部位に発症した中皮腫であっても石綿との関連が明らかな疾病として取

り扱うという趣旨だと理解されます。

しかし一方で、新しい認定基準のもとでは、原発部位を特定することを含めて、中皮腫という診断の妥当性（確からしさ）が、従来以上に求められる可能性が大きいことが予想されます。とくに現実にはしばしま見受けられる、「部位記載なし」の中皮腫や「部位不明」という診断の場合には、「診断精度そのものに疑義がある場合も想定される」とされています（検討会報告書）。検討会報告書が、「中皮腫の診断に際しては、病理組織学的所見は必須であり、中皮腫の原発部位も明記されるべきである」と指摘していることに、留意する必要があります。

③　業務上認定の要件としての「**石綿ばく露作業従事期間**」についても、中皮腫の場合には、「５年以上」から「1年以上」に短縮されました。肺がんの場合の、「10年以上」という要件は変更されていません。これも、検討会報告書で、「ばく露状況等によっては、1年より短いばく露期間での中皮腫発症も否定し得ないものと考える」としていることに留意する必要があり、具体的には、本省と協議して個別に判断されることとなりますが、「1年未満」では認定されないということではありません。

④　業務上認定の要件としての「**医学的所見**」については、以下の３つに整理されました。「医学的所見」の要件は中皮腫・肺がんどちらの場合も同一で、「石綿ばく露作業従事期間」の要件が異なるというかたちです。

（1）胸部X線写真像第1型以上の石綿肺の所見が得られていること（「石綿肺」とは、石綿による間質性肺炎・腺維症であり、単なる不整形陰影を呈する「じん肺所見」ではなく、診断には明確な石綿ばく露歴が不可欠、とされていることに留意）

（2）胸部X線、胸部CT検査、胸腔鏡検査、開胸検査または剖検により「胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）」が認められること

（3）肺組織内に「石綿小体または石綿繊維」が認められること（（1）（2）のいずれも認められない場合において、石綿ばく露歴を推定し得る重要な指標。石綿の職業ばく露の機会があったにもかかわらず、石綿小体が検出されない場合には、分析透過型電子顕微鏡による検索が必要―必要な場合には本省照会―とされていることに留意）

「胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）」の鑑別、「石綿小体または石綿繊維」の検索について、医療機関・医療関係者に周知がなされるかどうかが、今後の最大の課題だと思われます。

ただし、（1）胸部Ｘ線写真所見に関して、肺がんと中皮腫の双方について旧認定基準にあった、「地方じん肺診査医の判定によりエックス線写真の像が第１型には至っていないが石綿肺の所見があると認められる者」については、第1型以上の石綿肺有所見者と「同様に取り扱うこと」という記載が削られてしまいました。この点については、検討会報告書で提言されているわけでもないのに、「改悪」になってしまっています。石綿対策全国連が要請した、「胸部Ｘ線写真で石綿肺と考えられる不整形陰影0/1 以上の場合は、５年以上のアスベスト曝露歴に相当すると考えられるので、曝露歴の長さに関わらず認定すること」を含めて、整理が必要と思われます。

⑤　石綿との関連が明らかな疾病として、石綿肺、肺がん、中皮腫以外に、「良性石綿胸水」（診断には3年間の経過観察が必要）、「びまん性胸膜肥厚」（著しい肺機能障害等で要療養事案のみ）を追加したこと。具体的取り扱いについては、本省に協議して、個別事案ごとに認定されることになりますが、検討会報告書に、ここで疾病名の後に括弧書きした内容を含めて、診断及び業務上外判定の留意点となるような事項が記述されているので留意する必要があります。

現実の医療現場は、中皮腫も含めてここで挙げられた「石綿との関連が明らかな疾病」についての理解自体がまだまだ不十分な状況にあると考えられ、医療機関・医療関係者に周知が何よりも今後の課題となっています。

8. 国土交通・文部化学・環境・経済産業四省交渉

アスベスト禁止導入をめぐる以上のような動きの中で、例年、5・6月を中心に、厚生労働省を筆頭に行ってきた関係省庁交渉は、厚生労働省については省内の方針が固まるのを待って行うこととして、まず7月23日に、国土交通省、文部科学省、環境省、9月5日に、経済産業省との交渉を行いました（詳しい交渉記録は、45頁以下を参照してください）。

① 国土交通省

アスベスト含有建材の使用等が2004年10月1日から施行されるのにともなって、建築基準法施行令（3箇所）・告示（10箇所）に残されたアスベスト含有建材の例示も削除されることになります。これも規制の新設・改廃に該当するので、改正にあたってはあらためてパブリック・コメントを実施するとのことでした。

建築基準法は、歌舞伎町のビル火災事故を契機に、建物の所有者に建物の適正な維持管理を促すことを目的とした定期報告制度に関する改正が行われており、国土交通省（住宅局建築指導課）では、改正法の周知のなかでも、防火被覆等に使われているアスベストの管理状況についても注意を促すようにしたいということでした。

しかし、その後の調査によると、現実には十分な注意が促されていないどころか、独自にアスベストの管理も盛り込んでいた地方自治体で、法改正を機にチェックが後退する例もみられており、「何かのついでに注意を促す」という姿勢ではなく、国土交通省の所管している様々な法制度等を駆使した建築物の既存アスベスト対策の確立が望まれています。

アスベスト被害は主に労働環境曝露によるものであって、居住環境のみの曝露では健康被害は生じない―したがって国土交通省の所管する事項ではないという認識がどうも伏線にあるということが、今回の交渉で浮き彫りになったような気がします。

国土交通省（官庁営繕部）自らが発注者となる官庁営繕直轄工事については、「先導的立場」ということから、法令の要求事項を超える対策を「共通仕様書」に組み入れてきています。2002年に「建築改修工事共通仕様書（平成14年版）」が改訂されたばかりですが、2004年度にも再び改訂する予定とのことでした。ここ数年官庁営繕部からは、法規制の対象となる「吹き付けアスベスト」及び対象外の「非飛散性アスベスト」の双方について、毎年度の改修工事の実績数字の調査結果が示されていますが、学校の吹き付けアスベストが問題となった（いわゆる「学校パニック」）1987年度に初めて実施された吹き付けアスベストの実態把握調査についても、官庁営繕部では、継続して状況を把握しているとのことで、最終調査は2002年度となっていることも判明しました。

② 文部科学省

文部科学省とは久しぶりの交渉を行いました。東京都文京区の保育園の違法工事や練馬区の小中学校に吹き付けアスベストを放置されたままの教室が多数残されているなどの問題が注目を集めつつあったなかで、「学校パニック」当時の調査・対策の問題点といま取り組むべき課題を確認しようとしたのですが、入口のところで、「陳情は1団体年1回30分」ということになっている等と、大きな制限を付けられてしまいました。

要請事項も削らざるを得ず、その分要請書前文で、過去の経過と現状の問題点をできるだけわかりやすく述べたつもりでしたが、文部科学省の姿勢は、半ば予想どおり、1987年後半にとった一連の対策によって、アスベスト問題は「措置済み」の問題であり、その後重要な法改正等も行われてきているものの、それらの内容を周知徹底することもないまま、「法律を守って適切に行われているはず」と考えてい

るというものでした。

しかし、1987年当時の調査自体が不十分きわまりないものだった上に、封じ込めや囲い込み等によって吹き付けアスベストがそのまま残された場合であっても、「措置済み」とされて、調査資料は（国土交通省の官庁営繕部とは異なり）文書保存年限も切れて残されても、引き継がれてもいない、さらにこの間重ねられてきたアスベスト関連の法令改正や前述の「共通仕様書」の改訂等も周知されないまま、児童や生徒等を危険にさらす違法工事すらまかり通っているというのが実態です。



そのような実態を認識・把握するよう迫りましたが、理解したというには程遠い状況でした。

その後、練馬区の問題等が度々マスコミでも取り上げられるに至って、2003年10月1日に、文部科学省の大臣官房文教施設部施設企画課と初等中等教育局施設助成課は連名で、都道府県教育委員会施設主管課宛てに、「学校におけるアスベスト（石綿）対策について」という事務連絡を出しています（64頁参照。写真は練馬区内の小学校の吹き付けアスベストを視察する永倉冬氏事務局次長）。

これは、言わば約15年にも及ぶ空白を一片の通知をもって埋めて、一般的に関係法令や関係省庁の通知等を遵守するよう指示しているだけで、過去何が不十分であって、いま何が問題になっているのかを明らかにしているものではありません。他の省と比べても、文部科学省の認識ははなはだしく遅れていると言わざるを得ません。

③ 環境省

厚生労働省による「原則禁止」導入の動きが追い風となって、環境行政においても新たな動きがみられています。

ひとつは、大気汚染防止法に関連して、従来規制の対象としてこなかった吹き付け石綿以外の石綿含有建材について、建築物の解体・改修工事にともなう石綿飛散濃度の測定と石綿飛散防止対策技術調査が進められていることです。（調査を実施する前に、私たちの意見や要望を反映させるよう再三要請していますが、話が調査実施後になりがちなところは問題です）。

また、廃棄物処理法の関連でも、現行法上「非飛散性」とされている石綿含有スレート板等の廃棄物処分場における挙動を調べる調査が行われています。「石綿含有スレート板の適正処理ガイドラインの作成」を念頭に置いているとも伝えられているところですが、調査結果を待って対応を検討していきたいとのことでした。

いずれの動きも、現在、吹き付けアスベストのみにほぼ限定されている環境行政上の法規制の対象を、国土交通省官庁営繕部の「共通仕様書」と同様に、アスベスト成形板等のアスベスト含有建材にひろげる可能性もないとは言えません。この際、規制対象を拡大すること、及び、各省にまたがる法規制の整合性を高めることが求められています。

化学物質管理促進法に基づく、PRTR（特定化学物質の環境への排出量の把握）制度実施後、初（2001年度分）の排出量・移動量の結果が公表されています。パブリックコメント手続における石綿対策全国連等の意見が採用されて、アスベストも対象物質に加えられているわけですが、事業者による推計・届

出、国による推計いずれの部分についても、一層の評価と分析、さらなる改善が必要です。

④ 経済産業省

今年の経済産業省との交渉は、要望に対する回答だけで予定の1時間をほぼ使いきられてしまい、目立ったやりとりはすることができませんでした。

9. 厚生労働省交渉



アスベスト「原則禁止」導入にかかる方針が固まるのを見定めながら、厚生労働省とは、10月24日に、昨年同様、2時間の時間と2部屋分のスペースを確保して、交渉を実施しました。

昨年に引き続いて、全国から患者・家族の参加を呼びかけた結果、5名の遺族と、中皮腫、肺がん、石綿肺に罹患した被災者9名を含めた25名の方々が参加していただきました。(詳しい交渉記録は、86頁以下を参照してください)

要望事項は、大きく①アスベストの早期全面禁止、②健康被害対策、③既存アスベスト対策、④総合対策、の 4つに分けた、「原則禁止」導入を踏まえた今後の総合的・抜本的対策の確立を迫るものでした。

①に関しては、今回禁止されなかった石綿含有製品について、厚生労働省も放置しておいてよいという考えではないようなので、早期全面禁止に向けた具体的作業を一層促したいと思います。国際的にも、ILO石綿条約の見直しが行われるのならば、安全確保上支障のないものについては原則使用禁止という基本方針に基づいて対応すると明言しました。

しかし、②と③を二本の柱とした、抜本的・総合的対策の確立については、問題意識がまったく希薄と言わざるを得ません。とくに今回は、労働基準行政という枠内だけではなく、厚生労働省全体として、国民の健康という立場から、中皮腫・肺がんをはじめとしたアスベスト関連疾患の今後の増加に対処する抜本的・総合的対策の確立に着手すべきであると迫りました。

アスベスト曝露に特異的な疾病である中皮腫による死亡者は、人口動態統計によると昨(2002)年810人(108頁参照)。石綿肺がんによる死者がその2倍とすると、アスベストがんですでに年間2,400人殺されていることになり、今後激増することが予測されています。これを国民の健康に対する重大な脅威ととらえ、「対がん戦略」に位置づけることを含めて、中皮腫・石綿関連疾患の健康、医療、福祉等に係る総合的対策を、医療関係者のみならず、被災者、家族や支援NPO等を含めて早急に検討することを求めたのです。とくに、被災者の数がまだこのレベルにとどまっている今だからこそできる、中皮腫の全例実態調査を実施して今後に活かすことが重要だと訴えました。

しかし、事前に窓口となった大臣官房総務課との間で、答えられる部署がない、出席者の誰かにその旨を答えてもらいたい、それを答えられる部署もない、等々といったやりとりがあったあげく、交渉前日になって、FAXで以下のようなメモが届けられました。

「明日24日に予定されている要請については、電話でもお話させていただきましたが、要請項目の『II健康被害対策』については、厚生労働省におけるアスベスト関連疾患の対策は労災関係の対策が主

であります。

アスベストに限定しての全体的な対策は厚生労働省として行ってはおりません。そのため、要請項目の全てに厚生労働省としてはお答えはできませんので該当する要請項目についてご連絡させていただきます。

1. 『要請項目の1及び2』は、健康局では一般的ながん対策について、労働基準局では職業関連がん対策について対応します。
2. 『要請項目の3及び9』は、全省庁的な対策についての要請であり、環境省が中心となって対策が講じられるものと考えております。

   アスベスト関連疾患は原因が職業関連が主であり、現在、一般の方が広くかかる病気ではありません。そのため、厚生労働省では労災関係での対策は行っておりますが全体的な対策を行っているわけではありません。

   したがいまして、現段階で厚生労働省としてお答えすることはできませんのでご了承願います。
3. 『要請項目4』は、労災認定基準関係の周知の部分については労働基準局で対応しますが、その以外の要請については上記2.のとおりでありお答えできませんのでご了承願います。」

これには、参加した被災者、遺族のみならず全員が納得できません。「厚生労働省は国民の健康を所管しているのではないのか」。中皮腫と診断されてまさに闘病中のAさんは、「私は死刑宣告されている身です。放っぽっておけということですか」と怒りに声をふるわせました。(しかし回答はなし)

大臣が率先して「原則禁止」導入を決断した厚生労働省がこのような状態では、縦割り行政の旧弊を排し、省庁の垣根を超えてなされなければならない抜本的・総合的対策の確立に向けては、一層性根を据えて取り組まなければなりません。従来の各省庁交渉の積み重ねだけでは、実現できないと実感させられました。

10. 衆議院選挙にあたって各政党に公開質問状

2003年11月9日投票の衆議院選挙に向けて、石綿対策全国連は、各政党に対して、「アスベスト対策に関する質問状」を出しました。

この質問状の前文は、①早期全面禁止を実現する必要性②既存アスベスト対策の必要性③今後の健康被害対策の必要性④海外移転の防止と地球規模での取り組みの必　要性、⑤アスベスト総合対策円卓会議の開催を呼びかけます、という5項目からなっていますが、今年度の関係省庁交渉等も踏まえた、全国連としての現状分析の集大成とも言える内容になっています。

幸い、民主党、保守新党、社会民主党、日本共産党、公明党、自由民主党(回答到着順)の、質問状を出した6党すべてから回答が寄せられています。

「貴党自身、アスベスト被災者やその遺・家族の生の声を聞くご用意がおありですか」との問いに対しては、基本的に前向きの返事をいただいています。(質問状と回答の内容については、108頁以下を参照してください)

前項の厚生労働省交渉について述べたように、今後、省庁の垣根を超えた総合的・抜本的対策の確立を求めていくためには、従来のような関係省庁交渉の積み重ね等だけでは打破できないのではないかと感じているところです。

そういう意味では、政党や議員に対しても、今後粘り強く働きかけを行っていきたいと考えています。

11. 9月の連続行動からアスベストセンター設立

2002年10月8-9日に、横須賀のじん肺・アスベスト被災者救済基金と全国労働安全衛生センター連

絡会議加盟の全国18団体が、フリーダイヤルを設置して開設した「なくせじん肺・アスベスト被害ホットライン」に、全国から330件もの相談が寄せられたことは、第16回総会で報告したとおりです。

①中皮腫をはじめアスベスト関連疾患を疑われる相談、②これまで相談がなかった地域からの相談、が増えたことが顕著な特徴のひとつであり、その傾向はますます強まっています。





相談に乗ってくれる労働組合ももたない未組織労働者や退職労働者である場合が圧倒的に多く、そもそも労働者であったかどうか（労働者性）が問題となるケースも少なくありません。被災者本人からの相談であっても、いつ、どこで、どの程度アスベストに曝露したかもよくわからないケースも決して稀ではなく、被災者本人がすでに亡くなっていて、遺族がそれらの事実関係を探り出さなければならない困難は並大抵のものではありません。

（元の）会社が協力してくれない場合も多々あるほか、すでに会社が存在していない場合もあります。医師や医療機関の、アスベスト関連疾患に対する認識は残念ながらいまだ無きに等しいという状況で、労災認定や補償に協力してもらえるケースの方が例外的と言わざるを得ない現状です。労働基準監督署等の行政機関も、十分な援助を提供できているとは言えません。

被災者・家族にとっては、アスベスト関連疾患の正確かつ十分な知識、治療、心のケア等の闘病にまつわる諸々の苦難に加えて、労災認定や補償をめぐっても多大な重荷を背負わされているというのが現状です。

身近に適当な相談窓口のない被災者・家族の相談にいかに対応していくか。予後のきわめて悪い中皮腫の被災者からの相談で、面談して本人から話を聞く間もなく亡くなられてしまったという経験もすでにあり、迅速な相談への対応が求められています。アスベスト関連疾患ならではの医学的あるいは心のケア等の知識を持って相談に対応するという専門性を求められる面もあります。

さらに言えば、環境アスベスト、市民からの相談に対応できる体制や調査・分析能力の強化なども、切実に求められるようになってきました。

そのような中から新たなサポート・センターの設立及び同時並行的にいくつかのキャンペーンの構想が持ち上がり、推進されました。

まず、9月の第4週（21-27日）に池袋の東京芸術劇場展示室で開催された「写真展●静かな時限爆弾＝アスベスト被害」です（全国連も実行委員会に加わりました）。すでに横須賀で写真展の実績のあるカメラマン・今井明さんの、東京等で新たに撮影した建設労働者やその家族等の写真も加えて、57点のパネルが展示されましたが、7日間で約600名が会場を訪れる盛況でした。

写真展3日目、秋分の日の9月23日には、写真展会場近くの豊島区立勤労福祉会館において、「パネルディスカッション：中皮腫・アスベスト被害―被災者の声と今後の対策」が開催され、これにも予想を上回る120名以上の方々が参加しました。

パネルでは、悪性胸膜中皮腫で療養中のAさんが、自らの被災体験と思いを語ってくれました。Aさんは、40年前にマリン・ボイラーの製造工場で7年間、ガス溶接作業に従事し、特殊溶接をする際に、除冷と養生のためにアスベストクロスを使っていました。昨年6月、身体に異常を覚え市立病院を受診したところ、胸水が溜まっており、精密検査の結果、悪性胸膜中皮腫と診断されました。40年前のアスベストが原因と知ったときの衝撃、中皮腫という病気の恐さ、なぜ自分がという悔しさ、有効な治療法がないという怒り。インタビュアーの名取雄司医師の問いかけに、Aさんは淡々と答えられました（前頁下写真参照）。





翌24-25日の両日には、「中皮腫・じん肺・アスベスト被害ホットライン」が開設され、北は網走から南は鹿児島まで全国各地からの相談に電話は鳴りやまず、2日間で180件の相談が寄せられました（写真は名取雄司医師）。健康被害に関する相談が約50件で、そのうち中皮腫が24件―九州2件、四国2件、中国3件、近畿1件、北陸4件、関東甲信越12件、しかも、わずか2週間のうちに2名の方が亡くなられています。

前述した練馬区の小中学校の吹き付けアスベスト問題等をめぐる一連のマスコミ報道、ホットライン開設を紹介した共同通信配信記事の地方紙掲載、26日にNHKテレビがAさんの話を放映等々も重なり、ホットラインへの全国からの相談につながったばかりでなく、マスコミで取り上げられるたびに写真展を訪れる人数も増え、写真展会場まで相談に出向かれる方も相次ぎました。

この9月の連続キャンペーンのなかで新たなサポートセンターが事実上立ち上がったといってよいのですが、12月6日に墨田区産業会館ホールにおいて、「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」が正式に設立されました（写真下参照）。代表・名取雄司医師、副代表・平野敏夫医師、事務局長にアスベスト根絶ネットワークの永倉冬史さん、事務所を置く東京労働安全衛生センターの飯田勝康さんが事務局次長、医師・看護士・弁護士等の専門家や労働組合、被災者団体などが支えていくという体制です。東京をベースにしながら支援の手が差し伸べられない全国の被災者・家族、労働者、市民の相談、調査・分析等々、今後の活動に期待したいと思います（同センターのホームページ：　http://www.asbestos-center.jp/）。

12.「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」（仮称）の設立へ

2002年4月17日に石綿対策全国連は、村山武彦・早稲田大学教授を講師に招き、その1週間前に日本産業衛生学会で発表されたばかりの「わが国における悪性胸膜中皮腫死亡数の将来予測」の緊

急報告集会を開きましたが、被害の実態をより理解してもらうために、アスベスト関連疾患で夫を亡くしたふたりのご遺族、古川和子さんと大森華恵子さんに会場で実体験を話していただきました。



そして翌5月20日に行われた全国連の厚生労働省交渉に、おふたりを含めて全国から遺族10名、石綿肺の被災者3名に参加していただき、初めて、アスベスト疾患の恐ろしさと被災者・家族の苦しみ、悔しさ、願い等を直接、訴えていただきました。

この一連の行動が、翌6月28日の坂口厚生労働大臣のアスベスト原則禁止導入方針表明に至る政府の決断を後押ししたと評価していますが、同時に前述の2003年2月8日に、初めての全国的な「アスベスト被災者・家族の集い」を開催する気運も醸造されました。何よりそれが、全国の―とりわけ頼れる者もなく孤立させられていた被災者・家族自身の願いでもあったわけです。

その後、顔と共通の体験を知り合った当事者同士のコミュニケーションは自然に進展し、2003年10月24日の厚生労働省交渉での新たな仲間を迎えての再結集、さらに12月6日の「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」設立総会等々の機会に、主だった顔ぶれが集まったり、連絡をとりあいながら、アスベスト被災者・家族の全国ネットワークを結成する可能性が追求されてきました。

じん肺のひとつである石綿肺の被災者には、全国じん肺患者同盟という同じ疾病をかかえる仲間が団結する組織があります。私たちはこれまでも、石綿肺被災者の同盟への加盟や支部づくり等に協力してきましたし、また、共通の課題では協力・連携をしてきたところであり、今後も促進していきたいと考えています。

しかし、現在の日本では、中皮腫や肺がん等、じん綿肺以外のアスベスト疾患被災者やその家族には、残念ながらそのような組織がありません。そのような被災者・家族自らのネットワークとして、相互の親睦と交流、同じ立場にある人々の支援、被災者・家族の立場からの行政等への働きかけなどを目的として、2004年2月7日に「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（仮称）」が設立されることになりました。石綿肺の患者と家族、アスベスト関連疾患に罹患してはいないアスベスト曝露労働者やその家族をはじめ、会の目的に賛同する個人・団体には賛助会員になって会を支えていただくと同時に、会と緊密に連携しながら共同の取り組みを促進していただくことが期待されています。

全国連としても、このアスベスト疾患被災者・家族のネットワークに協力、応援していきたいと考えています（写真は2月7日、石綿対策全国連第17回総会後に開催された設立総会での記念写真。近日中にホームページが立ち上がる予定です。http://www.chuuhishu-family.net）。

13. 世界的なアスベストをめぐる動向等

欧州連合（EU）加盟諸国のアスベスト禁止のデッドラインである2005年1月1日まで1年足らずとなるなか、アスベスト禁止に向かう世界的潮流はますます確実なものになってきていると言えます。日本の原則禁止導入はまさにその流れに乗ったものですし、2004年は、オーストラリアのアスベスト全面禁止発効によって開けました。

ヨーロッパ・レベルでは、全面禁止導入を踏まえた総合的アスベスト対策の確立がまさに焦点になっており、その一環として、労働者の曝露限界値の0.1繊維/cm^3引への引き下げ（日本の現行の作業環

境管理濃度は2繊維/cm^{3}で、近く0.15繊維/cm^{3}に引き下げられることが見込まれています）や規制対象範囲を拡張する新指令（「職場におけるアスベスト曝露に関連したリスクからの労働者の防護に関する理事会指令83/477/EECを改正する欧州議会及び理事会指令2003/18/EC」）が採択され、2003年4月15日に発効しています。



同指令は、「解体又は保守整備作業を開始する前に、使用者は、適当な場合には設備の所有者から情報を得ることにより、アスベストを含有していることが疑われる物を確認するために必要なすべての手順がとられなければならない」としていますが、労働組合や市民団体等は、「アスベストを含有する建築物の公的登録システムの創出」を求めています。

同指令は、「アスベスト解体または除去作業を実施する前に、企業は、この分野における能力［を有していること］の証拠を提供しなければならない。証拠は、国内の法律及び/または慣行に従って策定しなければならない」としていますが、解体・除去業者のライセンス（免許）制度は各国においてホットな話題であり、同指令はまた、「アスベスト除去作業者向けの実際的ガイドラインが、共同体レベルで開発されなければならない」とも規定しています。

2003年9月3-6日、ドイツ・ドレスデンにおいて、EUの上級労働監督官会議（SLIC）のイニシアティブによって、EUの全加盟国・加盟予定国の政労使代表等が参加した「2003年欧州アスベスト会議」が開催されました。同会議は、欧州委員会とSLIC、各国の政労使及び国際労働機関（ILO）に対する要請事項を列挙した、「労働者の防護に関するドレスデン宣言」が採択されています。

同宣言は、「アスベストに関連した健康リスクを根絶することは、欧州の経験を普及し、それを他の諸国のニーズに適合させるということを意味している。2003年欧州アスベスト会議は、究極の目標は、アスベストの生産・使用の地球規模での禁止であるという確信を表明」しています。

2003年9月12-13日は、草の根の国際会議として、「カナダのアスベスト：　国際的関心」というタイトルを掲げて、オタワの国会議事堂内においてカナダ・アスベスト会議が開催され、石綿対策全国連から2名の代表（古谷事務局長と名取事務局次長）が参加しました（写真参照）。

日本も含めて世界中で、禁止導入に反対して、「クリソタイル・アスベストの大使」としてふるまってきたカナダ連邦政府のまさにおひざ元でこのような会議が開催されるのは初めてのことであり、また、カナダ・アスベスト産業の本拠地であるケベック州からを含めた、各地のアスベスト被害者・家族がカナダにおける被害の実態を公に語ったのも初めてのことということでした。

連邦及び各地方政府に対してアスベスト擁護を中止することを求める「決議」が採択されただけでなく、この会議を契機にして、労働組合、市民団体等による「アスベスト禁止カナダ（BAC）」や「ケベック・アスベスト被災者協会（AVAQ）」が設立され、同時に、カナダからアスベストが輸出されているインドやペルー等を含めた世界の草の根の動きとの連帯が築かれたことは特筆すべきことでした。

2003年12月9-12日には、スイス・ジュネーブのILO本部において、労働衛生に関するILO/WHO合同委員会（JCOH）の第13回会合が開かれましたが、特別の注意を払うことを勧告する世界的な労働安全衛生課題の筆頭として、アスベスト関連疾患を珪肺の根絶に付け加えました（http://www.ilo.org/public/english/protection/safework/health/session13/report.pdf）。ILOで石綿条約の見直しが議論の俎上に乗る日も近いと感じています。

しかしながらすべてが順風満帆というわけではなく、逆流もみられています。

特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意（PIC）の手続の適用に関するロッテルダム条約の、政府間交渉委員会の第10回会合が、2003年11月17-21日、ジュネーブで開催されました。ここですべてのアスベストがPIC手続の適用対象化学物質とする最終決定がなされるかと見込まれていたのですが、カナダ、ロシア、ウクライナ、中国、ジンバブエ、インド、インドネシア、南アフリカ、エジプト、モロッコの反対によって、クリソタイルに関しての決定のみ先送りされてしまったのです。

インドでは、インドのアスベスト業界がカナダ等の支援を受けるようなかたちで、アスベスト・セメント製品の使用を維持・拡大することを目的とした国際会議が、2003年11月10-11日にニューデリーで開催されています。中央・地方政府要人への働きかけやクリソタイル・アスベストは安全だと宣伝する一面広告が全国紙に掲載されるなど、アスベスト産業による巻き返しは強まっているということです。

14. 2004年世界アスベスト東京会議の開催準備

以上のような情勢のなか、世界的なアスベスト問題の行方を左右するアジアで、アスベストに関する世界会議が開けないだろうかという打診があったのは2002年末のことでした。この提案は石綿対策全国連の運営委員会に報告され、物理的可能性等を調査すると同時に、加盟団体においても検討していただくよう要請しました。2003年2月8日に開催された第16回総会では、「早急に実現の可能性を見極め、可能となれば上述した諸課題実現に向けた世論喚起や政府への圧力の一環として、また、アジア・世界規模での禁止の実現に向けた努力の一環として、全力で取り組みます」という方針が確認されました。

その後、全国連の主要構成組織や関係者の皆様方と協議するなかで、2004年秋を目途に開催をめざすこと、より幅広い人々が参加できるものとするために、組織委員会をつくり、多くの関連機関・団体・学会等の協力を仰ぐことなどが確認されてきました。

そして、2003年4月30日に、「2004年世界アスベスト東京会議組織委員会」が立ち上がり、10月に第一報、12月末に第二報を発して、2004年11月19-21日の開催に向けて、現在、精力的に準備が進められています。

全国連としても、「2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）」の成功のために最大限の努力をするだけでなく、この準備を通じて、また、様々な取り組みの成果を世界会議に結び付けていくことによって、アスベスト問題の総合的・抜本的対策の確立に向けて奮闘していきたいと考えています（118頁に第二報を掲載。組織委員会のホームページ：http://park3.wakwak.com/~gac2004/）。

厚生労働省は以下のリーフレットを作成しています。最寄りの労働基準監督署等またはホームページから入手可能です。

「石綿含有製品の製造、使用等が禁止となります。」
http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/10/tp1016-1.html
「『石綿による疾病の認定基準』が改正されました!!」
http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/10/tp1015-1.html

石綿対策全国連絡会議のホームページ：http://park3.wakwak.com/~banjan/

Ⅱ　2003年度活動方針

1. アスベスト「原則禁止」の履行監視と早期全面禁止の実現

2. 健康被害対策、既存アスベスト対策を中心とした総合的・抜本的対策の確立に向けた政府・国会等への働きかけ

3. 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（仮称）」への協力・応援

4. 「2004年世界アスベスト東京会議」への協力・参加

5. 労働者・市民の取り組みの支援

6. 組織の拡大・強化

7. その他

Ⅲ　2003年度役員体制

代表委員	山口　茂記	（自治労労働局長）
	佐藤　正明	（全建総連書記長）
	富山　洋子	（日本消費者連盟運営委員長）
	天明　佳臣	（全国安全センター議長）
事務局長	古谷　杉郎	（全国安全センター）
同次長	宮本　　一	（全建総連）
	伊藤　彰信	（全港湾）
	永倉　冬史	（アスベスト根絶ネットワーク）
	名取　雄司	（労働者住民医療機関連絡会議）
運営委員	水口　欣也	（全造船機械）
	西　　雅史	（全建総連）
	吉村　栄二	（日本消費者連盟）
	西田　隆重	（神奈川労災職業病センター）
	鈴木　　剛	（全国じん肺弁護団連絡会議）
	大内加寿子	（アスベストについて考える会）
	林　　充孝	（じん肺・アスベスト被災者救済基金）
	外山　尚紀	（東京労働安全衛生センター）
会計監査	仁木由紀子	（個人）
	信太　忠二	（個人）

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について

平成15年10月30日付け基発第1030007号
都道府県労働局長宛て厚生労働省労働基準局長通達

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第457号）が平成15年10月16日に公布され、平成16年10月1日から施行されることとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺憾なきを期されたい。

記

1　改正の趣旨

石綿のうちアモサイト（茶石綿）及びクロシドライト（青石綿）については、平成７年政令第９号による労働安全衛生法施行令第16条の改正により、その製造、輸入、譲渡、提供又は使用（以下「製造等」という。）が禁止されているが、近年、その他の石綿についても代替品の開発が進んできていること等を踏まえ、国民の安全確保等の観点から石綿の使用が不可欠なものではなく、かつ、技術的に代替化が可能な石綿含有製品について、その製造等を禁止するものである。

2　改正の要点

(1)　石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）を含有する石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング及び接着剤（以下「石綿セメント円筒等」という。）の製造等を禁止すること（第16条及び別表第８の２関係）。

(2)　この政令は平成16年10月1日から施行すること（附則第１条関係）。

(3)　平成16年10月１日前に製造され、又は輸入された石綿セメント円筒等については、労働安全衛生法第55条の規定は適用しないこと（附則第２条第1項関係）。

(4)　平成16年10月1日において現に石綿セメント円筒等を試験研究のために製造し、又は使用している者については、平成16年12月31日までの間は、改正後の労働安全衛生法施行令第16条第２項の要件に該当しない場合にも、当該石綿セメント円筒等を製造し、又は使用することができること（附則第２条第２項関係）。

3　細部事項

(1)　石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）には、クリソタイル（白石綿）、アンソフイライト、トレモライト及びアクチノライトが含まれること。

(2)　石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の1%を超えて含有する石綿セメント円筒等の製造等が禁止されるものであり、すべての石綿セメント円筒等の製造等が禁止されるものではないことに留意すること。

なお、石綿セメント円筒等以外の石綿を含有する製品については、従前のとおりとすること。

(3)　石綿セメント円筒は、石綿及びセメントを主原料として製造される円筒で、主に煙突として用いられるほか、地下埋設ケーブル保護管、臭気抜き、温泉の送場管、排水管等にも用いられるものであること。

(4)　押出成形セメント板は、セメント、ケイ酸質原料及び繊維質原料を主原料として高温・高圧下で空洞を持つ板状に押出成形し、硬化させたものであり、主に建築物の非耐力外壁又は間仕切壁等に用いられるものであること。

(5)　住宅屋根用化粧スレートは、セメント、ケイ酸質原料、混和材料等を主原料とし加圧成形されたものであり、主に、住宅屋根に張られた板の上にふく化粧板として用いられるものであること。
(6)　繊維強化セメント板は、セメント、石灰質原料、パーライト、ケイ酸質原料、スラグ及び石膏を主原料とし、繊維等を加え成形させたものであり、主に、工場等の建築物の屋根や外壁に用いられるものであること。
(7)　窯業系サイディングは、セメント質原料及び繊維質原料を主原料とし、板状に成形し、硬化させたものであり、主に、建築物の外装に用いられるものであること。
(8)　クラッチフェーシングは、クラッチディスクの円板面又は円筒端面にはり付けて使用される摩擦材部品であり、主に、クラッチディスクとフライホイールの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられるものであること。
(9)　クラッチライニングは、クラッチシューの円周面にはり付けて使用される摩擦材部品であり、主に、クラッチシューとクラッチドラムの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられるものであること。
(10)ブレーキパッドは、キャリパーに取り付けて使用される摩擦材部品であり、主に、ディスクローターをその両側からはさみ込むことで制動力を発生させるものとして用いられるものであること。
(11)ブレーキライニングは、ブレーキシューの円周面にはり付けて使用される摩擦材部品であり、主に、外側に広がることでブレーキドラムの内側との摩擦により制動力を発生させるものとして用いられるものであること。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第55条及び第113条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の一号を加える。

9　石綿（第4号及び第5号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）を含有する別表第8の2に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の1パーセントを超えるもの

別表第8の次に次の一表を加える。

別表第8の2　石綿を含有する製品（第16条関係）

1　石綿セメント円筒
2　押出成形セメント板
3　住宅屋根用化粧スレート
4　繊維強化セメント板
5　窯業系サイデイング
6　クラッチフェーシング
7　クラッチライニング
8　ブレーキパツド
9　ブレーキライニング
10　接着剤

附　則

（施行期日）

第1条　この政令は、平成16年10月1日から施行する。

（石綿含有製品に係る製造等の禁止に関する経過措置）

第2条　改正後の労働安全衛生法施行令（次項において「新令」という。）第16条第1項第号に掲げる物（次

項において「石綿含有製品」という。）で、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法第55条の規定は適用しない。

2　施行日において現に石綿含有製品を試験研究のために製造し、又は使用している者は、平成16年12月31日までの間は、新令第16条第2項の要件に該当しない場合においても、当該石綿含有製品を製造し、又は使用することができる。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第3条　輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）の一部を次のように改正する。

別表第2の21の2の項(2)中「第10号」を「第11号」に改める。

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「鉛中毒予防規則の一部を改正する省令案要綱」についての労働政策審議会からの答申について

平成15年9月19日　厚生労働省発表

1　厚生労働大臣より、本日、労働政策審議会（会長　西川俊作・慶応義塾大学名誉教授）あて諮問がなされた「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」（別添1）及び「鉛中毒予防規則の一部を改正する省令案要綱」（別添2［一定の要件を満たすプッシュプル型換気装置を、事業者が講ずべき措置の内容として認める等というもの―省略］）については、同審議会安全衛生分科会（分科会長　櫻井治彦慶応義塾大学名誉教授・中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長）において審議が行われた結果、同審議会から厚生労働大臣に対して別紙1及び別紙2［いずれも「厚生労働省案は、妥当と認める」という答申―省略］のとおり答申があった。

2　厚生労働省では、これらの答申を受け、今後、労働安全衛生法施行令及び鉛中毒予防規則等の改正を行うこととしている。

別添1：労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第1　製造等が禁止される有害物として、石綿を含有する石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング及び接着剤を追加するものとすること（第16条及び別表第8の2関係）。

第2　施行期日等

1　この政令は、平成16年10月1日から施行するものとすること。（附則第1条関係）

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係政令の規定の整備を行うこと。（附則第2条から第4条まで関係）

労働安全衛生法施行令の一部改正について

1. 趣　旨

石綿は吸入することにより、肺がん、悪性中皮腫、石綿肺を発生することが明らかになっている。労働者の健康障害の防止の観点から、石綿のうちアモサイト及びクロシドライトについては、平成7年に使用等が

禁止された。その他の種類の石綿については代替化が困難であったこと等から、使用等の禁止までは行わず、局所排気装置の設置、呼吸用保護具の使用等のばく露防止対策等による管理の徹底を図ってきた。

近年これらの石綿についても代替品の開発が進んできていることを踏まえ、国民の安全等にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として使用等を禁止する方向で、学識経験者による「石綿の代替化等検討委員会」において検討を行った。その結果、代替化が可能であるとされた製品について、労働安全衛生法施行令を改正することにより、その使用等を禁止することとする。

2. 措置の内容

石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の1パーセントを超えて含有する以下に掲げる製品を、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。

(1) 石綿セメント円筒
(2) 押出成形セメント板
(3) 住宅屋根用化粧スレート
(4) 繊維強化セメント板
(5) 窯業系サイディング
(6) クラッチフェーシング
(7) クラッチライニング
(8) ブレーキパッド
(9) ブレーキライニング
(10) 接着剤

3. 施行日

平成16年10月1日

石綿製品の種類及び対応

製品の種類		報告書での判断	対応
建材	石綿セメント円筒	代替可能	禁止
	押出成形セメント板		
	住宅屋根用化粧スレート		
	繊維強化セメント板		
	窯業系サイディング		
非建材	摩擦材（ブレーキ、クラッチ）		
	断熱材用接着剤		
	シール材	代替化困難	現行規制で管理使用
	ジョイントシート		
	耐熱・電気絶縁板		
	石綿布、石綿糸等		

石綿の代替化等検討委員会報告書の概要

1. 建材（石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング）は、既に代替品が商品化されており、その使用により防火、耐火等の観点から安全確保が困難とは考えられないこと等から、使用が不可欠なものではなく、かつ、非石綿製品への代替化が可能であると考えられる。
2. 摩擦材（クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング）は、既に非石綿化されているか、今後代替化が予定されており、代替化が可能であると考えられる。
3. 断熱材用接着剤は、既に商品化されている非石綿製品があり、非石綿製品への代替化は可能であると考えられる。
4. シール材、ジョイントシートは、高温の流体等が存在する環境下で使用されるもの等については、現時点では安全確保の観点から代替が不可能な場合があり、また、代替可能なもの・不可能なものを温度等の使用限界や使用される機器等の種類等から明確に特定することは困難である。
5. 耐熱・電気絶縁板は、超高温の環境下で使用されるもの等については、安全確保の観点から石綿の使用が必要とされており、現時点で代替可能なもの・不可能なものを温度等の使用限界や使用される機器等の種類等から明確に特定することは困難である。
6. 石綿布、石綿糸等については、二次的にシール材等に加工されることから、シール材等の代替可能性に連動すると考えられる。

石綿製品について

1　石綿セメント円筒

石綿セメント円筒は、石綿及びセメントを主原料として製造される円筒である。主に煙突として用いられるほか、地下埋没ケーブル保護管、臭気抜き、温泉の送湯管、配水管にも用いられる。

2　押出成形セメント板

押出成形セメント板は、セメント、ケイ酸質原料及び繊維質原料を主材料としており、高温・高圧下で空洞を持つ板状に押出成形し、硬化させたものである。軽量・不燃で施工法にも優れているため、主に建築物の非耐力外壁及び間仕切壁に用いられる。このパネルに、モルタルを用いてタイルをはり付けることで、意匠性の高いタイル仕上げパネルとすることが可能である。

3　住宅屋根用化粧スレート

住宅屋根用化粧スレートは、セメント、ケイ酸質原料、混和材料などを主原料とし、加圧成形させたものである。主に、住宅用屋根に張られた板の上に葺く化粧板として用いられる。

4　繊維強化セメント板

繊維強化セメント板は、セメント、石灰質原料、パーライト、ケイ酸質原料、スラグ及び石膏を主原料とし、繊維などを加え成形させたものである。主に、工場などの建築物の屋根や外壁に用いられる。

5　窯業系サイディング

窯業系サイディングは、セメント質原料及び繊維質原料を主原料とし、板状に成形し、硬化させたものである。主に、建築物の外装に用いられる。

6　クラッチフェーシング

クラッチフェーシングは、クラッチディスクの円板面又は円筒端面にはり付けて使用される摩擦材部品である。主に、クラッチディスクとフライホールの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられる。

7　クラッチライニング

クラッチライニングは、クラッチシューの円周面にはり付けて使用される摩擦材部品である。主に、クラッチシューとクラッチドラムの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられる。

8　ブレーキパッド

ブレーキパッドは、キャリパーに取り付けて使用される摩擦材部品である。主に、ディスクローターをその両側から挟み込むことで制動力を発生させるものとして用いられる。

9　ブレーキライニング

ブレーキライニングは、ブレーキシューの円周面にはり付けて使用される摩擦材部品である。主に、外側方向へ広がることでブレーキドラムの内側との摩擦により制動力を発生させるものとして用いられる。

10　接着剤

接着剤は、二つの物体を貼り合わせるために用いる物質であり、幅広い分野で用いられる。

※「石綿の使用量のうち9割以上が建材に使用されており、その他、化学プラント設備用のシール材、摩擦材等の工業製品等に使用されている」とされている。

石綿による疾病の認定基準の改正について

平成15年9月19日　厚生労働省発表

1　石綿との関連が明らかな疾病として、「石綿肺」、「肺がん」及び「中皮腫（胸膜又は腹膜）」があり、当該疾病の労災認定については、昭和53年10月23日付け「石綿ばく露作業従事労働者に発症した疾病の業務上外の認定について」（以下「認定基準」という。）に基づき行ってきたところである。

2　近年、中皮腫に係る医学的知見の進歩に加えて、その労災認定件数が、平成11年度25件、平成12年度35件、平成13年度33件と増加傾向にあり、また、認定基準に具体的認定要件を定めていない、心膜及び精巣鞘膜（せいそうしょうまく）の中皮腫の労災認定事例もあった。

3　中皮腫の労災請求件数は、今後さらに増加することも予想され、このような事態への的確な対応及び迅速・適正な労災認定のために「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、認定基準の見直し検討を行ってきたが、その検討結果が平成15年8月26日に取りまとめられた。

労働基準法施行規則別表第1の2第7号7
「石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫」
労災補償状況

	肺がん	中皮腫			
		計	胸膜	腹膜	胸膜、腹膜
平成4年度	9	14			
平成5年度	11	10			
平成6年度	9	12			
平成7年度	10	13			
平成8年度	15	12			
平成9年度	12	10			
平成10年度	23	19			
平成11年度	17	25	18	6	－
平成12年度	17	35	27	8	－
平成13年度	21	33	25	8	－

4　この検討結果を踏まえて認定基準を改正し、本日付けで「石綿による疾病の認定基準について」（以下「改正認定基準」という。）を厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あて通達したところである。

5　厚生労働省では、改正認定基準に基づく、迅速・適正な労災認定が図られるよう、関係事業者及び労働者等への周知のためのパンフレットの作成配布、労災認定業務担当職員に対する研修の実施及び医療機関、医療関係者向けハンドブックの作成等により改正認定基準の周知を図ることとしている。

6　改正認定基準における主な改正点は、別添1のとおりであり、また、検討会における検討結果の概要は、別添2のとおりである。

別添1：改正認定基準における主な改正点

1　石綿との関連が明らかな疾病として、認定基準には「胸膜又は腹膜の中皮腫」、が示されていたが、これに「心膜、精巣鞘膜（せいそうしようまく）の中皮腫」を追加したこと。

2　石綿との関連が明らかな疾病として、「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」を新たに例示したこと。

3　石綿ばく露作業については、過去の労災認定事例等を踏まえて、次のものを追加したこと。

①　倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業

②　石綿製品が用いられている車両の補修又は解体作業

③　石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

また、石綿ばく露作業の例示に当たっては、「石綿原料に関連した作業」、「石綿製品の製造工程におけ

る作業」及び「石綿製品等を取扱う作業」等に分類・整理したこと。

4　中皮腫に係る認定要件のうち、石綿ばく露作業への従事期間を「5年以上」から「1年以上」に短縮したこと。

5　肺がん及び中皮腫の医学的所見に係る要件のうち、石綿ばく露指標として重要な「胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）」及び「石綿小体又は石綿繊維」をそれぞれ独立させる等の見直しをしたこと。

別添2：「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」の検討結果の概要

1　検討会の設置

(1) 検討内容

石綿ばく露労働者に発生した疾病として、「石綿肺」、「肺がん」及び「（胸膜又は腹膜の）中皮腫」がある。今般、認定基準に具体的認定要件を定めていない心膜及び精巣鞘膜（しょうまく）の中皮腫を業務上として労災認定した事例があること、中皮腫に係る労災認定件数の増加が見込まれること等にかんがみ、中皮腫に係る認定要件の見直し検討を行うとともに、その他石綿と因果関係が認められる疾病の取扱いについて検討を行った。

(注) 現行認定基準（昭和53年10月23日付け基発第584号「石綿ばく露作業従事労働者に発生した疾病の業務上外の認定について」）においては、石綿との関連が明らかにされている主な疾病として、「石綿肺」、「肺がん」及び「胸膜又は腹膜の中皮腫」が掲げられている。

(2) 検討経過及び参集者

平成14年10月29日～平成15年8月8日　計7回開催

参集者は別紙のとおり。

2　検討結果の概要

検討会における検討結果の概要は以下のとおり。

(1)　石綿との関連が明らかな疾病として、「心膜、精巣鞘膜の中皮腫」を追加。

(2)　石綿との関連が明らかな疾病として、「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」を追加。

(3)　石綿ばく露指標として重要な「胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）」を、認定要件として独立させる。

(4)　中皮腫については、認定要件の一つである石綿ばく露作業への従事期間を、「5年以上」から「1年以上」に短縮。

(5)　石綿ばく露作業の例示を見直し、整理すべき。

(6)　肺がんについても、石綿ばく露作業への従事期間（肺がんは、10年）を除き、中皮腫の認定要件見直しに合わせて、認定要件を整理。

(7)　認定基準改正を契機に、石綿関連疾患及びその労災補償上の取扱いについて、関係労使のみならず、中皮腫の診断・治療に携わる者を含む、すべての医療関係者等への周知、徹底を図る。

別紙：石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会集者名簿（五十音順）

氏名	役職等（専門）
審良　正則	国立療養所近畿中央病院放射線科医長（放射線）
井内　康輝	広島大学医学部長（病理）広島大学大学院医歯薬学総合研究科病理学研究室教授
岸本　卓巳	労働福祉事業団岡山労災病院内科部長（臨床）
神山　宣彦	独立行政法人産業医学総合研究所作業環境計測研究部長（測定）
三浦　薄太郎	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院内科部長（臨床）
◎森永　謙二	大阪府立成人病センター参事（疫学）

◎：座長

石綿による疾病の認定基準について

平成15年9月19日付け基労補発第0919001号
都道府県労働局長宛て厚生労働省労働基準局長通達

標記については、昭和53年10月23日付け基発第584号（以下「584号通達」という。）により示してきたところであるが、今般、「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」の検討結果を踏まえ、石綿にばく露した労働者に発症した石綿肺等の業務上外の認定に関し、下記のとおり認定基準を定めたので、今後の取扱いに遺漏のないよう万全を期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、584号通達は廃止する。

記

第1　石綿による疾病と石綿ばく露作業

1　石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病としては、次のものがある。

(1)　石綿肺
(2)　肺がん
(3)　胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫
(4)　良性石綿胸水
(5)　びまん性胸膜肥厚

2　石綿ばく露作業

石綿ばく露作業の主なものには、次の作業がある。

(1)　石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉砕その他石綿の精製に関連する作業
(2)　倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
(3)　次のアからオまでに掲げる石綿製品の製造工程における作業
　ア　石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
　イ　石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
　ウ　ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
　エ　自動車、捲場機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
　オ　電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電綿絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
(4)　石綿の吹付け作業
(5)　耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
(6)　石綿製品の切断等の加工作業
(7)　石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
(8)　石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
(9)　石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）、バーミキュライト（蛭石）、繊維状ブルサイト（水滑石））等の取扱い作業

(10) 上記(1)から(9)の石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

第2　石綿による疾病の取扱い

1　石綿肺(石綿肺合併症を含む。)

石綿ばく露作業(前記第1の2の(1)から(10)までに掲げる作業をいう。以下同じ。)に従事しているか又は従事したことのある労働者(以下「石綿ばく露労働者」という。)に発生した疾病であって、じん肺法(昭和35年法律第30号)第4条第2項に規定するじん肺管理区分が管理4に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条第1号から第5号までに掲げる疾病(じん肺管理区分が管理4の者に合併した場合を含む。)は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)別表第1の2(以下「別表第1の2」という。)第5号に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

2　肺がん

(1)　石綿ばく露労働者に発症した原発性肺がんであって、次のア又はイに該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

ア　じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。

イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること。

(ア)　胸部エックス線検査、胸部CT検査、胸腔鏡検査、関胸手術又は剖検により、胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が認められること。

(イ)　肺組織内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。

(2)　上記(1)のア及びイに該当しない原発性肺がんであって、次のア又はイに該当する事案は、本省に協議すること。

ア　上記(1)のイの(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られている事案

イ　石綿ばく露作業への従事期間が10年以上である事案

3　中皮腫

(1)　石綿ばく露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であって、次のア又はイに該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

ア　じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。

イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること。

(ア)　胸部エックス線検査、胸部CT検査、胸腔鏡検査、開胸手術又は剖検により、胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が認められること。

(イ)　肺組織内に、石綿小体又は石綿繊維が認められること。

(2)　上記(1)のア及びイに該当しない胸膜、腹膜、心膜若しくは精巣鞘膜の中皮腫又は胸膜、腹膜、心膜及び精巣鞘膜以外の部位の中皮腫であって、次のア又はイに該当する事案は、本省に協議すること。

ア　上記(1)のイの(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られている事案

イ　石綿ばく露作業への従事期間が1年以上である事案

4　良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚

石綿ばく露労働者に発症した良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚については、石綿ばく露作業の内容及び従事歴、医学的所見、必要な療養の内容等を調査の上、本省に協議すること。

なお、当該疾病が業務上と認められる場合には、別表第1の2第4号8に該当する業務上の疾病として取り扱うこととなる。

石綿による疾病の認定基準の運用上の留意点について

平成15年9月19日付け基労補発第0919001号
都道府県労働局長宛て厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長通達

石綿による疾病の認定基準については、平成15年9月19日付け基発第0919001号（以下「通達」という。）をもって改正されたところであるが、その具体的運用に当たっては、下記事項に留意されたい。

なお、改正認定基準のより正確な理解のため、「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」を活用するものとする。

記

第１　認定基準改正の経緯

石綿ばく露労働者に発生した疾病の業務上外の認定については、昭和53年10月23日付け基発第584号「石綿ばく露作業従事労働者に発生した疾病の業務上外の認定について」（以下「旧認定基準」という。）により取り扱ってきたところである。

しかしながら、石綿による疾病、特に中皮腫については、医学的知見の進歩等により診断技術が格段に向上していること、胸膜及び腹膜以外の部位（心膜及び精巣鞘膜）の中皮腫の労災認定事例もあること、さらに労災請求件数の増加が予想されるところであり、このような状況へ的確に対応するため、最新の医学的知見に基づき、認定基準の改正を行ったものである。

今回の改正は、これまで本省りん同事案として個別判断の対象とされていた石綿ばく露作業への従事期間の短い労働者に発症した中皮腫並びに胸膜及び腹膜以外の部位に発症した中皮腫に対する、最新の医学的知見に基づく認定要件の設定を主として行ったものである。

今後とも、迅速、適正な労災認定に努めることはいうまでもないが、通達の周知徹底を通じ、石綿による疾病に対する関係労使、医療関係者等の理解を一層深めることにより、より効率的な事務処理を図ることとする。

第２　主な改正点

1　石綿との関連が明らかな疾病として、旧認定基準には「胸膜又は腹膜の中皮腫」が示されていたが、これに「心膜、精巣鞘膜の中皮腫」を追加したこと。

2　石綿との関連が明らかな疾病として、「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」を新たに例示したこと。

3　石綿ばく露作業については、過去の認定事例等を踏まえて、

(1)「倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業」

(2)「石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業」

(3)「石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業」

等を追加したこと。

4　中皮腫に係る認定要件のうち、石綿ばく露作業への従事期間を「5年以上」から「1年以上」に短縮したこと。

5　肺がん及び中皮腫の医学的所見に係る要件のうち、石綿ばく露指標として重要な「胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）」及び「石綿小体又は石綿繊維」をそれぞれ独立させる等の見直しをしたこと。

6　平成15年4月1日からじん肺法（昭和35年法律第30号）に基づく合併症に「原発性肺がん」が追加されたが、石綿肺に合併した原発性肺がんについては、従前のとおり、労働基準法施行規則（昭和22年厚生

省令第23号）別表第1の2（以下「別表第1の2」という。）第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うことを明記したこと。

第3　運用上の留意点

1　「石綿による疾病」について

ア　通達の記の第1の1の「石綿による疾病」については、現在の医学的知見において、石綿との関連が明らかな疾病を掲げたものである。

イ　通達の記の第1の1の（3）に「心膜、精巣鞘膜の中皮腫」を追加したのは、国内外の症例報告等の集積を踏まえたものである。また、ここに掲げた四つの部位以外の部位に中皮腫が発症することは極めてまれであり、中皮腫が、ある部分に限局している場合には、その臓器・組織名が診断名とされることがある。例えば、「腸間膜中皮腫」、「骨盤中皮腫」とされたものであっても、これらはいずれも「腹膜中皮腫」に該当するものである。

したがって、労災請求された被災労働者の診断書における診断名の記載が、胸膜、腹膜、心膜、精巣鞘膜及び胸腹膜（原発部位が胸膜か腹膜のいずれかが不明な場合に記載されることがある。）中皮腫と異なる際には、医療機関に対し、その病理組織検査結果等について確認することが必要となる。

ウ　通達の記の第1の1の（4）の「良性石綿胸水」及び同（5）の「びまん性胸膜肥厚」を新たに例示することとしたのは、胸水が消失せず遷延した場合や、胸水が自然消退した後にびまん性胸膜肥厚を残した場合、治療が必要な種々の肺機能障害等を引き起こすことがあるからである。

なお、「良性石綿胸水」の約半数は胸痛、呼吸困難等の自覚症状がある一方、自覚症状がなく健康診断等による胸水で発見される場合がある。いずれの場合も、胸膜中皮腫を鑑別するための精密検査が必要となる。

また、胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）が壁側胸膜の病変で、臓側胸膜（肺側胸膜）との癒着を伴わないのに対して、「びまん性胸膜肥厚」は、臓側胸膜の病変で、壁側胸膜との癒着を伴うものである。

2　「石綿ばく露作業」について

(1) 通達の第1の2の「石綿ばく露作業」については、これまで旧認定基準で示されていたものを、過去の労災認定事例等をもとに追加、見直しを行うとともに、①「石綿原料に関連する作業」、②「石綿製品の製造工程における作業」、③「石綿製品等を取扱う作業」等に分類、整理したものである。

(2) 中皮腫は、肺がんに比べ、低濃度の石綿ばく露によっても発症することがある。

特に、石綿を不純物として含有する鉱物等の取扱い作業及び間接的なばく露を受けた可能性のある作業については、労働者等が、石綿にばく露していたことを認識していない場合があることに留意の上、職業ばく露歴の調査に当たること。このような作業に係る労災認定事例として、次のものがある。

① 被災労働者は、右筆を削り、その削った右筆を用いたけがき（鉄板に切断のための線を引く）作業に約25年間従事し、その後、「心膜中皮腫」を発症したものである。右筆の原料である当時のタルク（滑石）には、石綿が不純物として含有されており、この右筆を削る作業及びけがき作業において、石綿のばく露を受けたものである。

② 被災労働者は、玉掛け工として約12年間従事し、その後、「胸膜中皮腫」を発症したものである。被災労働者は直接石綿を取り扱っていなかったが、玉掛け作業に従事していた造船所内の建造船ドッグ、溶接工場等には石綿を取り扱っている現場があったため、そこで間接ばく露を受けたものである。

3　石綿による疾病の取扱いについて

(1)「石綿肺」

通達の記の第2の1の石綿肺に合併した疾病について、じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条第1号から第5号までとし、同第6号「原発性肺がん」を含めていないのは、石綿肺の所見を有する者に発症した「原発性肺がん」については、従前のとおり、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病とし

て取り扱うためであるものである。

(2)「肺がん」及び「中皮腫」

ア　通達の記の第2の2の(1)のア及び同3の(1)のアで「じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上の石綿肺の所見が得られている」ものについて、石綿ばく露作業の従事期間を要件としていないのは、次の理由によるものである。

石綿肺とは、石綿による間質性肺炎・線維症であり、単なる不整形陰影を呈する「じん肺」ではなく、診断には明確な石綿ばく露歴が不可欠なものである。したがって、石綿肺の臨床診断には、高濃度の石綿吸入歴を疑わせるだけの職業歴が必要であり、明らかな職業ばく露歴の証拠となるためである。

なお、明らかな石綿の職業ばく露歴のない石綿肺様の胸部エックス線所見(下肺野の線状影を主とする異常陰影)は、石綿肺以外の疾患が疑われるものである。

イ　通達の記の第2の2の(1)のイの(ア)及び同3の(1)のイの(ア)の「胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)」については、過去(概ね15～40年前)の石綿ばく露の指標として極めて重要であることから、これを独立した要件とし、その具体的確認方法を記載したものである。このうち、胸部CT検査の方が胸部エックス線検査よりも検出率は高く、胸壁軟部陰影や肋骨随伴陰影との鑑別も容易である。また、胸腔鏡検査、関胸手術及び剖検時に肉眼で観察することができるものである。

ウ　通達の記の第2の2の(1)のイの(イ)及び同3の(1)のイの(イ)の「石綿小体又は石綿繊維」については、「石綿肺の所見」及び「胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)」のいずれもが認められない場合において、石綿ばく露歴を推定し得る重要な指標である。

石綿小体の検索は多くの医療機関等で実施可能である。

また、石綿の職業ばく露の機会があったにもかかわらず、石綿小体が検出されない場合には、分析透過型電子顕微鏡による石綿繊維の検索が必要になることもあるが、この分析が実施可能な機関は限られていることから、石綿繊維の検索が必要な場合には、本省に照会されたい。

エ　通達の記の第2の2の(2)及び同3の(2)において、石綿ばく露作業への従事期間に係る要件又は石綿ばく露の医学的所見に係る要件(石綿肺の所見のある者を除く。)のどちらか一方が該当しない事案を本省協議としたのは、職業ばく露以外の石綿ばく露の有無の確認等業務上外の判断に当たって、より慎重な判断を要するためである。

(3)「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」

通達第2の4の「良性石綿胸水」及び「びまん性胸膜肥厚」について、その取扱いを本省協議としたのは、確定診断が困難な場合が多く、その報告例も少ないこと、個々の障害の程度も様々であること等から、当分の間、個々の事案ごとに業務上外を判断する必要があるためである。

なお、石綿ばく露以外の事由によっても、胸水及びびまん性胸膜肥厚が発生する可能性もあることから、これらを除外するための診断の有無を医療機関に確認すること。

4　認定基準に掲げられていない疾病の取扱い

通達第1の1の「石綿による疾病」に掲げられたもの以外の疾病については、現在の医学的知見において、石綿ばく露との関連は明らかにされていないので、原則として労災補償の対象とならない。

しかしながら、石綿ばく露作業への従事歴及び石綿ばく露の証拠となる医学的所見(石綿肺、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維)が認められる事案であって、通達の記の第1の1に掲げられたもの以外の疾病を発症したとされる事案については、本省に照会されたい。

5　認定基準の周知徹底等について

(1) 認定基準の周知

改正された認定基準については、関係労働者(離職した労働者を含む。)及び事業者への周知はもとより、医療機関への周知についても行う必要がある。

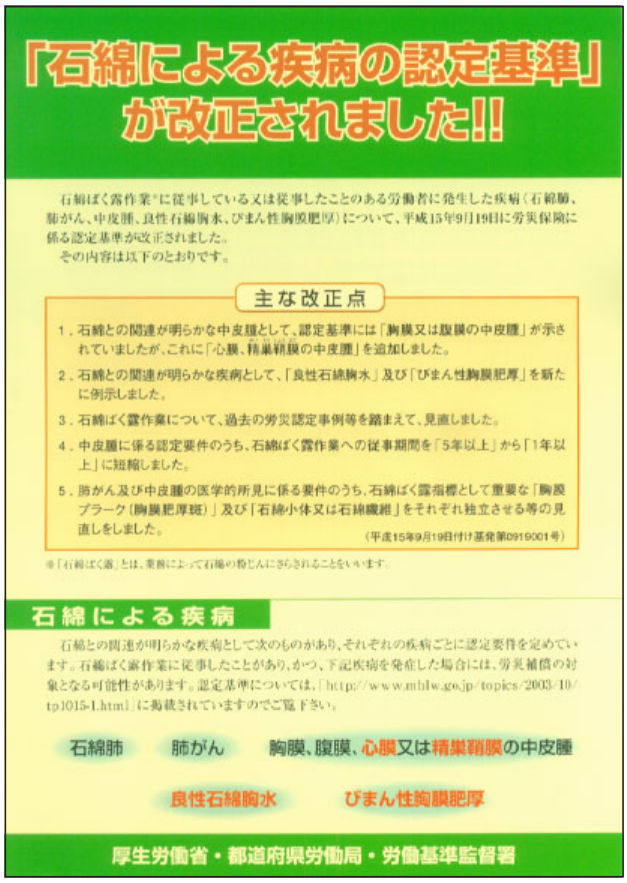
医療機関への周知に当たっては、労災指定医療機関のみならず、すべての医療機関に対する周知を行

うため、都道府県医師会、都道府県産業保健推進センター、地域産業保健センター等との連携を図ること。

また、離職した労働者への周知に当たっては、市町村広報紙等の活用、労働安全衛生法第67 条に基づく健康管理手帳による健康診断を実施する委託医療機関への協力要請に配意すること。

(2) 石綿ばく露チェック表の活用

主治医の診断時において職業歴の聞き取り等適切な問診の実施を促進するため、医療機関に対して、別添「石綿ばく露歴チェック表」の活用についても併せて周知されたい。





厚生労働省は以下のリーフレットを作成しています。最寄りの労働基準監督署等またはホームページから入手可能です。

「石綿含有製品の製造、使用等が禁止となります。」
http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/10/tp1016-1.html
「『石綿による疾病の認定基準』が改正されました!!」
http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/10/tp1015-1.html

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に対する意見

2003年5月

厚生労働省御中

石綿対策全国連絡会議
代表委員　加藤　忠由（全建総連委員長）
竹花　恭二（自治労副委員長）
富山　洋子（日本消費者連盟運営委員長）
広瀬　弘忠（東京女子大学教授）
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
PHONE（03）3636-3882　FAX（03）3636-3881
URL：http://homepage2.nifty.com/banjan/
Email：banjan@nifty.com

「製造、輸入、使用等が禁止される物として、石綿を含有する製品のうち、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、石綿セメント円筒、断熱材用接着剤、ブレーキ及びクラッチに使用される摩擦材を追加するものとすること。」という「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案概要」（http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/p0425-1.html）に対する意見

1．７種類の製品についてのみの禁止とするのではなく、使用等が許される製品を除き、原則全面禁止とすること。

今回の提案は、昨年12月12日に結果が公表された「石綿及び同含有製品の代替化等の調査」等により、現在なお石綿含有製品が存在している10種類の製品（建材5製品、非建材5製品）について、代替が困難な石綿製品の範囲を絞り込み、今後の非石綿製品への代替可能性等を検討した「石綿の代替化等検討委員会報告書」（4月4日公表）において、7種類の製品について「代替化は可能」とされたことを踏まえてなされたものと考えられる。

一方で、今回の提案に至る検討が、「国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として、使用等を禁止する方向」で進められたことは、厚生労働省自身によって表明されている。したがって、提案の本来の趣旨も、7種類の製品についてのみの禁止ではなく、現に石綿含有製品が存在しているもののうち、完全に「代替化は可能」とされなかった3種類の製品を除き、すべての石綿含有製品の使用等を禁止するということにあるものと理解されるところである。

しかし、残念ながら、提案は、この本来の趣旨を反映するという意味では、不十分である。

今回の調査・検討からもれているかもしれない現存の石綿含有製品、過去に存在しすでに代替化等がなされている3,000種以上の石綿含有製品、石綿その物（原綿・バルク）、及び今後新たに登場するかもしれない石綿含有製品の使用等を確実に禁止するために、使用等が許される製品を除き、原則全面禁止とすべきである。

2．今回の調査・検討からもれているかもしれない現存の石綿含有製品の使用等を禁止すること。

今回の提案に至る調査・検討によって、現在なお存在している石綿含有製品は網羅されているものと信じたい。それでも、今回検討された10種類の製品以外に、調査・検討の対象からもれた石綿含有製品はあるかもしれない。しかし、仮にあったとしても、それが「国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないもの」とは、到底考え難いから、そのような石綿含有製品が仮に存在していたとしても、「野放し」にされることがないように、それらの石綿含有製品の禁止を確保すべきである。

念には念を入れるということであれば、今回調査・検討の対象とされた10種類の石綿含有製品以外に、現在なお使用等しなければならない石綿含有製品が存在する可能性があるのであれば、「石綿製品の使用がやむを得ない」とする科学的根拠等を示して、意見の提出を求めるというプロセスを、パブリック・コメント手続等によって実施すればよいものと考えられる。

3. 過去に存在しすでに代替化等がなされている3,000種以上の石綿含有製品の使用等を禁止すること。

石綿は、「工業原料として広範多岐に使用され、その製品は生活のすみずみにまで及んでいるといって過言ではない。製品の種類は少なくとも3,000以上あった」と言われている（環境庁「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」）。

過去に現実に存在したが、すでに代替化等がなされたことによって存在しなくなった石綿含有製品の種類が「少なくとも3,000以上」あったと考えられる。これらの製品については、現に代替化等が可能であったこと、現時点で使用等する必要性がないものと考えられるから、これらの石綿含有製品の使用等を禁止すべきである。

4. 石綿その物（原綿・バルク）の使用等を禁止すること。

特定の石綿含有製品の使用等のみの禁止ということだと、石綿その物（原綿・バルク）を輸入すること自体はまったく規制を受けないことになる。こうして輸入された石綿は、使用等を禁止されていない石綿含有製品を製造するために使用等されるばかりではなく、石綿その物（原綿・バルク）のかたちで使用等される可能性がある。現実に、産業廃棄物処理場で、原綿をいずこかから入手して、重金属等の吸着剤として使われている例があるなどとも伝えられている。

石綿その物（原綿・バルク）のかたちでの使用が、石綿繊維の飛散性がきわめて高く、人間・環境への有害性も大きいことは自明である。ましてや、「国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないもの」とは到底考えられないことから、石綿その物（原綿・バルク）のかたちでの使用等を禁止すべきである。

5. 今後新たに登場するかもしれない石綿含有製品の使用等を禁止すること。

過去及び現在存在したことのない製品用途において石綿含有製品を使用等することは、「国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないもの」とは、到底考え難い。

「石綿の代替化等検討委員会報告書」でもふれられているように、アメリカは、現時点においては、今なお一定の製品用途への石綿の使用等を許容しているが、わざわざ「新たな用途への使用」を禁止することを規定している。現在存在していない製品用途に、石綿が使用等されることはないだろうと楽観視することは危険である。

6. 吹き付け石綿を全面的に禁止すること。

吹き付け石綿は、諸外国においても禁止の最優先対象であり、また、わが国においても、飛散性の高い、より有害なものとして、労働安全衛生法令以外の大気汚染防止法、廃棄物処理法等の他の法令によっても、既存の吹き付け石綿への対処に関して、規制されているところである。

労働安全衛生法令では、特定化学物質等障害予防規則第38条の7によって、吹き付け石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く）は「原則禁止」されていることになっている。しかし、同条自体は、作業場所の隔離と個人保護具・衣の使用等の措置を講じた場合のほか、石綿吹き付け作業に労働者を従事させてはならない、と規定しているもので、条文上は、措置を講じれば現在もなお可能である。

これは、1975年当時、「石綿等の吹き付けによらなければ建築基準法に基づく鉄骨等の耐熱性能を確保することができない」場合があったことによると説明され、現実には、関連業界によると、吹き付け石綿は1975年以降、石綿含有吹き付けロックウールも1980年以降は、使用されていないことになっている。

「現実には使用されていない」ことは、業界以外の第三者によって公正に確認された情報ではないことは別にしても、法令上、製品としての吹き付け石綿等の使用等も、石綿を吹き付ける作業も、「禁止」はされておらず、その状態は、今回の提案によっても解消されない。

吹き付け石綿も禁止しないで、「国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として、使用等を禁止」したとは到底言えないのではなかろうか。吹き付け石綿を全面的に禁止すべきである。

7. 石綿含有建材の使用等を全面禁止すること。

「石綿はその9割以上が建材製品に使用され」（石綿の代替化等検討委員会報告書）ているだけでなく、現在及び今後、アスベスト関連疾患のリスクが最も高くなると考えられる集団が建設労働者であること、労働者だけでなく住民・環境にも大きな影響を及ぼすものであることから、石綿含有建材の使用等を禁止することは重要である。

今回の提案は、5種類の製品の石綿含有建材がなお存在していることが確認され、5種類すべてについて石綿含有製品の使用等を禁止するという趣旨であると理解している。

また、「石綿の代替化等検討委員会報告書」が、第4部「石綿含有建材の代替可能性について」のなかで、5種類の石綿含有製品の個々について検討した後に、あらためて「6. 石綿含有建材の代替可能性について」という項目を立てて、「石綿を含有する建材製品の使用は安全確保等の点から不可欠なものではなく、かつ、技術的に非石綿製品への代替化が可能であると考えられる」と総括していることは、5種類の製品のみに限定せずに、すべての石綿含有建材の「代替化は可能」と判断しているものと読むことができる。

しかし、既述の意見と同様に、過去に存在しすでに代替化等がなされている石綿含有建材、今後新たに登場するかもしれない石綿含有建材製品、及び、例えば原綿を直接吹き付けたり、建設関連の塗料等に混入して使用する等、石綿その物（原綿・バルク）の使用等を確実に禁止するために、石綿含有建材の使用等を全面禁止すべきである。

8. 「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」以外の非建材の石綿含有製品の使用等を禁止すること。

提案に至る調査・検討のなかで存在が確認され、なおかつ完全に「代替化は可能」とされなかった製品の種類は、「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」の2製品のみである。

したがって、既述の意見と同様に、「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」以外の非建材の石綿含有製品の使用等を禁止すべきである。

9. 「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」について、温度・圧力・使用有害物等の「使用限界」及び/または原子力発電所内の特定用途等の「使用される機器の種類等」から「代替困難」の要件を特定等することによって、使用等が認められる石綿含有製品の範囲を絞り込み、それ以外の

石綿含有製品の使用等を禁止するとともに、使用等が認められる石綿含有製品については、その期間を限定すること。

「石綿の代替化等検討委員会報告書」は、「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」の２種類の製品について、「代替化が可能なものがあると考えられるが、一部のものについては、安全確保の観点から石綿の使用が必要とされており、現時点で代替可能なものと代替困難なものを温度等の使用限界や使用される機器の種類等から明確に特定することは困難である」、と結論づけた。

これは、「代替が困難な石綿製品の範囲を絞り込む」という同委員会に与えられた本来の任務に照らして、まったく不本意な結果と言わざるを得ない。

同報告書によっても、「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」という同じ製品範疇の製品であっても、「代替化は可能」な製品がかなり存在していることは確認されているのであるから、「代替化は可能」な石綿含有「耐熱・電気絶縁板」、石綿含有「ジョイントシート・シール材」は禁止すべきである。

同報告書では、本文中で、「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」については、一定の範囲について、イギリスあるいはフランスにおいても「施行時期を猶予された」旨の指摘もみられる。しかし、同報告書資料４「海外の石綿の使用禁止措置の比較」をみてもわかるように、フランスではいずれの猶予措置も2002年１月１日までには廃止され、イギリスでも2005年１月１日までには廃止されることになっている。

EU（欧州連合）では、例外は、実質的に「既存の電解設備用のダイアフラム（耐用年数終了又は適当な代替物が入手できるまで）」のただひとつのみであるが、これも2008年1月1日までに行われる見直し措置によって、例外が廃止されることが見込まれている。業界関係者によると、日本においては、電解設備用のダイアフラムについては、非石綿製品に代替化済みとのことであるから、この点は問題にならない。

既存の特定の用途を指定してアスベストの使用を容認しているアメリカでも、つい先ごろ、環境保護庁が委託した調査報告書が、アスベストの全面禁止を勧告している。

EUやアメリカ等で「代替化は可能」とされているにもかかわらず、日本でだけ、代替化ができない石綿含有製品が存在するということの合理的な説明が十分になされているとは到底言い難い。

仮に「耐熱・電気絶縁板」、「ジョイントシート・シール材」について、例外―猶予措置を設けるとしても、合理的に説明される「使用限界」及び/または「使用される機器の種類」等を特定等することによって、使用等が認められる石綿含有製品の範囲を絞り込み、それ以外の石綿含有製品の使用等を禁止するとともに、使用等が認められる石綿含有製品については、その期間を限定すべきである。

10.「石綿布、石綿糸等」について、意見９による要件を満たす「シール材として使用されるか、二次的にシール材等に加工される」石綿含有製品に限定して、それ以外の石綿含有製品の使用等を禁止するとともに、使用等が認められる石綿含有製品については、その期間を限定すること。

「石綿の代替化等検討委員会報告書」は、「石綿布、石綿糸等」について、「それら製品がシール材として使用されるか、二次的にシール材等に加工されることから、シール材等の代替可能性に連動すると考えられる」、と結論づけた。

しかし、「石綿布、石綿糸等」は、仮に現時点における主要な用途がそのようなものであったとしても、およそあらゆる用途に使用できるものであり、現実に過去及び現在も使用されているのが実態である。

また、貿易統計によると、その90％以上が中国、韓国等のアジア諸国から輸入され、決して減少傾向にあるとは言えず、増加傾向を示す場合すらある。それら諸国の生産企業が、今後の日本への輸出の増加を期待し、見込んでいるという話もおりにふれて伝わっており、また、用途がシール材のみに集中しているという実態と言えるのかどうかも定かではない。

「石綿布、石綿糸等」も、石綿繊維の飛散性、それゆえに有害性の高い製品であり、また、ほとんどの用途は「国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないもの」には該当しない。したがって、仮に例外―猶予措置を認めるとしても、より一層要件等を限定する必要がある。

「石綿布、石綿糸等」について、9による要件を満たす「シール材として使用されるか、二次的にシール材等に加工される」石綿含有製品に限定して、それ以外の石綿含有製品の使用等を禁止するとともに、使用等が認められる石綿含有製品については、その期間を限定すべきである。

11. 禁止は、すべての「石綿」を対象とすることとし、現行労働安全衛生法施行令第16条第1項の第4号「アモサイト」と第5号「クロシドライト」を統合して、新たに「石綿」と規定すること。

今回の提案は、労働安全衛生法第55条の製造、輸入、使用等の禁止条項を適用する「物」の範囲を定める、労働安全衛生法施行令第16条第1項を改正することを予定しているものと考える。すでに同項の第4号でアモサイト（茶石綿）、第5号でクロシドライト（青石綿）が規定されているところである。

したがって、条文上は現在使用等が禁止されていないのは「石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く）」ということになるが、他方で、現在、実際に輸入・流通等している「石綿」はクリソタイル（白石綿）のみであるともされているところである。

しかし、石綿の種類としては、アモサイト、クロシドライト、クリソタイル以外にも、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト等がある。したがって、具体的な条文化にあたっては、クリソタイルのみに限定して追加するのではなく、すべての種類の「石綿」として規定すべきである。

提案が「クリソタイル」ではなく「石綿」という語を用いているのは、同じ趣旨であると理解してはいるが、念を押す次第である。

具体的には、「第4号及び第5号を除く一定の石綿製品」等といった新たな項を加えて対処するのではなく、第4号「アモサイト」と第5号「クロシドライト」を統合して、新たに「石綿」と規定したうえで、意見1～10に述べた趣旨の例外―猶予措置を規定するようにすべきである。

12. 0.1%を超えて含有する製品を禁止の対象とすることとし、現行労働安全衛生法施行令第16条第1項第10号もそのように改正すること。

また、同項の第10号は、「第2号から第8号までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物」と規定している。

今回の提案にある「石綿含有製品」も、「石綿をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物」のことを意図しているものと考える。

しかし、これは、含有率1%以下の石綿含有製品の使用等を認めることになるという一般的意味以上に、問題がある。なぜなら、環境省と経済産業省、それに厚生労働省自身も一部を所掌する化学物質管理促進法では、石綿を含めた発がん性の化学物質に対しては、対象化学物質を0.1質量%以上含有する製品を規制の対象としていることとの、明らかな齟齬が生じるからである。化学物質管理促進法は、PRTR（有害化学物質排出・移動登録）及びMSDS（化学物質等安全データシート）という2つの化学物質管理手段を提供しているが、いずれも対象製品の要件は、発がん物質については「0.1質量%以上含有」である。

一方、労働安全衛生法第57条でも、MSDS（化学物質等安全データシート）について規定しているが、こちらの対象製品の要件は、「使用等の禁止」の場合と同様、「1重量%超含有」である。石綿は、2つの法律によるＭＳＤＳのどちらの対象にも含まれている。

労働安全衛生法令の「1重量%超含有」という要件は、これまで、1%以下であれば積極的に規制の対象から外すという趣旨ではなく、対象化学物質が含まれているかどうかを検出することのできる限界値という意味である、と説明されてきたのではないかと理解しているところである。

そのような趣旨であるとすれば、石綿に限らず、発がん物質については、化学物質管理促進法に合わせて、「0.1%以上含有」するものを含有製品として取り扱うようにすべきである。

ちなみにイギリスの労働組合会議（TUC）が求めている「最低制限レベル」は0.05%である。

労働安全衛生法令の枠組みのなかでだけ「禁止」されたと言っても、「0.1%以上1%以下」の石綿含有製品が、現に化学物質管理促進法のもとでPRTRやMSDS等の規制の対象となり続けているという状況が続いたのでは、国際的にも国内的にも、「国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として、使用等を禁止」が実現したとは、到底言い難い。

13. 製品によって禁止の実施時期に差を設けずに、遅くとも2005年1月1日までに禁止を実施すること。

今回の提案では、禁止の実施時期についてはふれられていないが、一日も早く実施するべきである。可及的速やかに労働安全衛生法施行令の改正を行うことはもとより、施行までの間に周知期間を設けたとしても、どんなに遅くともEUがデッドラインとして設定している、2005年1月1日までに禁止を実施すべきである。

また、「石綿の代替化等検討委員会報告書」によっても、製品の種類によって異なる禁止の実施時期を設定しなければならないような、合理的な理由は示されておらず、製品によって禁止の実施時期に差を設けないようにすべきである。

14. 禁止が猶予される石綿含有製品については、法令上の規定及び行政指導等の両面において、代替化を促進させる措置をとること。

「石綿の代替化等検討委員会報告書」は、第6部「代替化の促進について」のなかで、石綿製品メーカー及びメーカー団体、石綿製品ユーザー及びユーザー団体、及び国、各々が代替化の促進に努めるべきことを勧告している。

代替化促進の努力義務等を法令上規定することが望ましい。

15. 禁止実施から3年ごとの見直しを規定すること。

禁止が猶予される石綿含有製品が残ることになるとすれば、すでに述べたように、猶予措置の期間を限定すべきである。

それもなされなかった場合、また、なされた場合であっても、代替化技術の発展等はまさに日進月歩であることを踏まえて、禁止が猶予される石綿含有製品の範囲及び期限を、3年ごとに見直すこととすべきであり、そのことを法令上規定すべきである。

16. 石綿含有製品製造の海外移転等を阻止する実効性のある施策を講じること。

日本国内で使用等を禁止された石綿含有製品の製造を日本企業が海外に移転させたり、石綿・石綿含有製品の第三国への輸出で利潤をあげたりすることを放置するならば、今回の改正の趣旨に反するばかりか、新たな貿易・社会紛争を惹起しかねない。労働安全衛生法施行令の所管する事項ではないかもしれないが、国は、この面における実効性のある施策を講じるべきである。

石綿に関する労働安全衛生法関係法令の見直しに係る外国関係者からの意見聴取（概要）

労働基準局安全衛生部化学物質調査課

1　日時　平成15年4月8日（火）10:30～11:45

2　場所　厚生労働省専用第16会議室（13F）

3　意見を聴取した事案の要旨

労働安全衛生法第55条においては、労働者に重度の健康障害を生ずるもので、労働安全衛生法施行令第16条に定めるものについて、製造、輸入、譲渡、提供又は使用を禁止している。現在、国民の安全等のため使用等がやむを得ないものを除き、石綿及び同含有製品を禁止する方向で、関係法令の改正の検討を進めているところである。

4　意見陳述を行った外国関係者

石綿及び石綿含有製品の製造、輸入、販売等に関係する者で、外国籍を有する者又は日本国籍を有する者で外資系企業に勤務する者等で、4月1日までに担当課（化学物質調査課）に申入れのあった次の者

カナダ石綿協会―会長・C;ement Godbout、科学コンサルタント・Jacquese Dunnigan、理事・Denis Hamel

LAB Chrisotile―専務理事・Norman Boutet

駐日カナダ大使館―参事官・Francois Rivest、商務官・塚田政信

ケベック州政府在日事務所―高橋量一

（その他通訳1名）

5　対応者

化学物質調査課―寺岡課長、角元調査官、塚本課長補佐、永野情報管理官、増川

6　概要

(1)　化学物質調査課職員、カナダ側来訪者がそれぞれ自己紹介を行った後、当方から、意見聴取の趣旨として、国の法令等に基づく基準・認証制度の創設や拡大・強化においては、我が国市場へのアクセスに与える影響という観点から、規格・基準の作成過程における透明性を確保するため、原案作成過程において、外国人関係者から意見の聴取を行う機会を設けることとされているものであること、今後の規制の方向性を協議、決定する場でないことを説明した。

(2)　駐日カナダ大使館参事官より、本日はカナダ政府の立場及びカナダ石綿協会から石綿及び石綿使用の背景事情等を説明するが、今後もカナダ政府からの意見を聴いてほしい旨の発言があつた。

(3)　カナダ石綿協会理事より、次のとおり意見が述べられた。

・歴史的に見て、カナダと日本は、石綿の使用においても、石綿を管理して使用することにおいても、世界のトップを走ってきた。

・法令を決定する場合は、商業的、政治的な判断ではなく、科学的な証拠に基づいて行うべきものと考える。

・石綿を管理して使用するという政府の方針に対して批判するグループも存在するが、全面禁止というのは行き過ぎた措置である。

・最新の科学的データを紹介するので、法令の決定においてそれらを考慮してほしい。

(4)　カナダ石綿協会科学コンサルタントより、次のとおりプレゼンテーションが行われた。

①　中皮腫について

・石綿が引き起こす健康障害の一つに中皮腫があるが、疫学調査によると、クリソタイルのみにばく露した

場合に中皮腫の発症はほとんどなく、クリソタイルと他の角閃石系の石綿との混合物にばく露した場合に中皮腫の発症が増加している。

・従って、中皮腫のほとんどは角閃石系の石綿によるものであり、角閃石系の石綿を禁止することは意味があるものの、クリソタイルを禁止することは科学的な裏付けがないものである。

・なお、世界保健機関（WHO）においても、1989年に、角閃石系のアモサイト及びクロシドライトの禁止を勧告しているが、クリソタイルについては管理して使用することを認めている。

② 生体内持続性（biopersistence）について

・吸入性繊維の有害性を測る要素として、繊維サイズ、耐久性、ばく露量があるが、そのうちの耐久性が最も重要な要素である。

・耐久性とは、生体内持続性のことであり、単純に定義すれば、肺の中に入ってから出ていくまでに要する期間のことである。生体内持続性が長いほど、健康に影響を与えるリスクが高くなると考えられる。

・EUにおいては、生体内持続性が短い物質は、発がん性の評価から除くこととしている。また、過去の調査研究等で、一貫して、生体内持続性が長い角閃石系石綿の健康影響が大きく、生体内持続性が短いクリソタイルの健康影響は小さいとされてきている。これらのことから、生体内持続性は有害性を測る上で重要な要素である。

・生体内持続性の測定方法としては、半減期（ばく露の後、肺の中に残る繊維数が当初の半分になる期間）の測定がある。2003年3月に北九州の学会で発表された動物実験の結果によると、クリソタイルの半減期は15日であり、角閃石系のアモサイト（466日）の他、石綿の代替繊維であるアラミド繊維（90日）、耐火セラミック縮緬維（60日）、セルロース繊維（1000日以上）より短いこと、またクリソタイルは、ばく露後90日で肺の中の繊維数が5％にまで減少することが分かった。

③ 代替繊維の安全性について

・1998年9月、EUの毒性・生体毒性・環境科学委員会（CSTEE）は、クリソタイルに閾値の設定はできず、代替繊維はクリソタイルより安全であるという確実な証拠はない旨の意見書を出している。

・有機合成繊維メーカーは、有機合成繊維は繊維サイズが大きいため健康への影響はない旨を主張しているが、2001年の調査で、有機合成繊維についても製造過程で繊維サイズが小さくなることが分かつた。

・生体内持続性が短く、閥値が1～2繊維/ccで、長年使用されている石綿の管理使用を継続するか、又は石綿を禁止して、生体内持続性が長く、これまで健康影響のリスクが判明していない代替繊維を用いるか、2つの選択肢があるが、未知の有害物である可能性がある代替繊維より、既知の有害物である石綿の方がよいのではないか。

④ その他

・クリソタイルは、石綿と呼ばれている鉱物の一種であるが、鉱物学的には、他の角閃石系の石綿とは系統が異なる蛇文石系であり、組成も、酸化マグネシウム（MgO）を多く含み、酸化鉄（Fe_2O_3及びFeO）を多く含むアモサイトやクロシドライトとは異なる。

・米国の環境保護庁（EPA）がかつて石綿の禁止措置を講じたところ、裁判の結果、措置が違法であると判定され、覆った。2003年、EPAは当時を省みて、クリソタイルと角閃石系石綿を区別すべきだったとしている。

・フランスでは、石綿を禁止しているが、科学的判断に基づくものではなく、政治的判断によるものである。政治的判断によらない、フランス医師協会（Academie Nationale de Medecine）では、クリソタイルを0.1繊維/ccの濃度で1日8時間、週5日、10年間吸入しても肺がん、中皮腫の危険はないと評価している。

・石綿の規制を考える際、ヨーロッパかアメリカかという考え方もあるが、政治的か科学的かという考え方では、科学的に判断してほしい。

(5) 当方より質問した内容及びカナダ側の回答の概要は次のとおりである。

Q. 石綿と代替繊維の有害性について、国際がん研究機関（IARC）では、石綿をグループ1（人に対して発

がん性がある）に分類しており、代替繊維については、2001年10月にこれまでのグループ2B（人に対して発がル性の可能性がある）からグループ3（人に対する発がん性については分類できない）に再評価したことについて、どう考えるか。

A. IARCの評価では、実験データで用いられるパラメータは限られており、特に、生体内持続性とばく露量が考慮されていない問題があると考える。ばく露量を考慮しなければ、日常的に用いられている数千もの物質が人に対する発がん性ありという結果になる。例えば、アルコール飲料、タバコ、香水、家具の仕上げ剤、薬、塩化ビニル、太陽光線等もIARCでグループ1に評価されている。このため、IARCの評価はよい指標にはなり得ないと考える。

Q. カナダ国内における石綿の消費量と最近の傾向如何。

A. カナダ国内では年間5千トンが消費されており、近年、特にケベック州で増加傾向にある。主な用途は密度の高い製品であり、例えばアスファルトに用いることが多い。

なお、アメリカでも年間1万5千トンが消費されており、近年増加している。

Q. カナダの主な石綿輸出先はどこか。

A. 北米、南米、アジア（タイ、韓国、インド等）、西ヨーロッパの約60カ国に輸出している。

Q. ドイツ、フランス、イギリス等のEU並びにヨーロッパ各国及びオーストラリア等、近年、石綿の禁止措置を採用する国が増えており、また、アメリカにおいても石綿の製造、使用可能な製品を指定する措置を講じているが、こうした国際動向について、カナダ政府としてどう考えるか。

A. カナダは、クリソタイルは管理して使用すれば安全なものであるという立場をとっており、他政府の禁止措置は、代替品に関する情報が乏しい中で、事実に基づかなし、決定を行ったものとして残念に思っている。これから石綿の規制を考える国においては、石綿の全面禁止を求める国内の圧力等に屈せずに、事実に基づいて判断してほしいと考えている。

(6) カナダ石綿協会理事より、アメリカにおいては厳しい石綿規制を設けているが、スレート、ガスケット等を含む26商品が現在も製造、使用可能であること、また、近年禁止措置を講じる国が増えているが、まだ15カ国程度であり、世界の60カ国以上で管理して使用されているところであり、禁止措置が国際的なトレンドであるとは言えないとの発言があつた。

(7) 最後に、カナダ石綿協会会長より、意見聴取に対して謝辞が述べられるとともに、アメリカでは厳しい石綿規制を設けているが禁止はしておらず、大きな違いがあること、EUのCSTEEは2002年12月に代替品の有害性に関する調査を拡大するよう強く勧告したこと、代替品の中には角閃石系の鉱物が多く使われていること、これらのことも考慮して、日本として、社会的な目標として石綿の禁止措置が必要か再考し、政治的判断で禁止しないでほしいとの発言があった。また、今後も、必要を情報があれば提供するし、意見を聴取したいとの依頼があれば喜んで応じるとの発言があった。

白石綿アスベストの規制に関するカナダ政府の見解

要約

アスベストのすべてのものが危険物質であることは疑いのないところです。しかし、カナダ政府は、作業者及び公衆を保護するためをこアスベストの使用を適切に規制できると考えます。作業者の健康及び安全を確保する為製品使用を規制する最も厳しい手段となるするアスベストの全面禁止は必要ないと考えます。カナダ政府は、健康及び安全に関する問題についての意思決定は、徹底した科学的証拠に基づくことが重要であると考えます。白石綿アスベストの健康問題に関する科学的証拠は、権威のある国際機関、例えば、世界保健機構及び国際労働機関によって調査されています。その調査は非常に包括的であり、適切な管理の下での使用に賛成しています。

背景

アスベストの使用に関する危険は、長年論じられてきました。しかし、昔と今では作業方法及び用途が異なることに注目しなければなりません。この点で、アスベストの使用禁止論は、第二次世界大戦後の経験に関係しています。当時アスベストは不適切な用途に使用され、その作業条件も劣悪でした。次のことにも注目しなければなりません。高濃度のアスベストにさらされてから発病するまで15～40年の潜在期間があるので現在表面化している健康問題は、アスベストが難燃剤、断熱材料、遮音材料として1970年代まで乱用されていたことに起因しています。これらの製品及び低濃度であっても砕けやすい製品にアスベストを使用することは禁止されました。なぜならアスベストの挨にさらされないよう作業者を保護できなかったからです。現在の用途は異なります。アスベスト繊維はセメント又は樹脂組織に固められ、例えば、白石綿アスベストセメントの管、板、プレート、ブレーキパッドになり、安全に生産され使用されています。

アスベストの噴霧は数十年前に禁止されたにもかかわらず、建物の場合は潜在的な危険がまだ残っています。アスベストに接触する電気工、鉛管工、外装工などは保護を確実にするよう十分に訓練されなければなりません。過去に間違って使用したことから起きた問題は、使用を禁止しても解決となりません。アスベストを全面禁止すると、類似の性質をもつ代替品を使用することになりますが、その代用品にも危険性があります。例えば、耐火セラミック繊維は、アスベストの代替品として炉や管の絶縁に使用されましたが、後日アスベストより危険であると分かりました。

潜在的に危険なすべての物質に対しては、カナダ政府は、その使用方法を管理してゆくという方向で対処すべきと考えます。それによりアスベスト代用品が今までと同じ過ちを犯すことを未然に防げるからです。これの実行にカナダは、アスベスト専門家による1998年世界保健機構委員会の結果に従っています。この委員会は、アスベストの世界的禁止は勧告しておらず、代わりに白石綿アスベストの代用品についての経済性・実用性について、又比較的低濃度の場合の白石綿による発癌性の危険について更なる研究をする必要があると言明しています。

カナダ政府はアスベスト繊維に発癌性があると認めるカナダ学士院と同じ意見を持つものです。作業者及び公衆が有害なアスベストにさらされないよう保護するために、カナダ政府は1983年に管理された使用というアプローチを採用しました。“管理された使用”とは、アスベストを安全に取り扱うため適切な規制を実施し、アスベストにさらされることを厳しく管理することです。アスベストにさらされその後の危険を適切に管理できない場合（例えば、建物に噴霧されたアスベストのように）、それら特定の場合における使用が禁止されます。カナダ政府は、カナダにおけるアスベスト及び他の危険物質（代用品繊維を含んで）の規制に対する現在のアプローチが、作業者及び公衆の保護を確保するのに適切であると考えています。

国際的な場においては、カナダ政府の目的は、アスベストを含むすべての鉱物及び金属製品の市場アクセスを維持し、市場におけるすべての製品に平等な競争条件を提供することです。そうすることによって、カナダ政府は、他の諸国もカナダで行なっているように、健全な科学的根拠に基づきケースバイケースのアプローチで規制するよう推奨しています。国によってはアスベストに関する決定を、経済上の関心（ローカルな代用製品の保護）又は他の材料の要因だけで下しています。重要なことは、カナダ政府はアスベストの使用を促進しているのではなくその安全な使用方法を促進していることにあります。

この点に関して、カナダは、白石綿アスベストについて、管理された使用のアプローチを従来から促進してきました。アスベスト協会（政府、業界、労働組合三者機関）の設立以来、健康及び安全の教育・訓練を世界の主なアスベスト使用国に提供してきました。貿易の面では、カナダ政府は、1997年3月にカナダの白石綿業界と覚書に署名し、同業界が白石綿アスベストの責任ある使用方針を実施するのを支援しています。この方針は、白石綿の主要生産・輸出国である6か国（ブラジル、カナダ、ロシア、南アフリカ、スワジランド及びジンバブエ）を含む産業構想です。責任使用方針の最終目標は、アスベストの輸出先を、アスベストの国家規制を順守する会社、又は順守して経営すると誓約した会社に限定することです。この方針は、1986年の国際労働機関（ILO）協定162の原則及びILOの定めるアスベスト使用安全基準を認めて受け入れたものであり、この基準はアスベスト使用の安全のための最低労働条件を定めています。

この覚書によって、カナダ政府は、すべてのクライアント諸国の作業者に安全な作業環境を確保することを支援しています。カナダは開発途上国において引き続き積極的に活動します。すなわち教育・訓練プログラムを提供し、安全な使用のための適切な規制及び方針の開発を支援します。

今日、作業慣習が著しく改善され、また作業者の保護が増加し、その結果白石綿関連の職業の危険は容認できるレベルまで下がっております。カナダ政府は他の利害関係者（貿易パートナーを含む）と引き続き緊密に協力し、カナダ及びクライアント諸国の作業者に対し安全な作業環境を確保してゆくことを確認するものであります。

［その他英文の資料等は省略。］

石綿に関する労働安全衛生法関係法令の見直しに係る外国関係者からの意見聴取（概要）第２回

労働基準局安全衛生部化学物質調査課

１　**日時**　平成15年4月11日（金）10:30～11:10

２　**場所**　安全衛生部会議室

３　**意見陳述を行った外国関係者**

駐日カナダ大使館―参事官・Francois Rivest、商務官・塚田政信

ケベック州政府在日事務所―経済部部長・Francois Graudreau

（その他通訳１名）

５　**対応者**

化学物質調査課―寺岡課長、角元調査官、塚本課長補佐、釜石専門官、永野情報管理官

６　**概要**

(1)　駐日カナダ大使館参事官より、別紙ペーパー［Development of the Canadian approach to the use of asbestosと題した８頁の文書―省略。駐日カナダ大使から厚生労働大臣に宛てた書簡も省略］を読み上げた。

(2)　質疑応答

Q.　カナダにおけるアスベスト関連の疾病の発生状況はどうか。

A.　調べて回答する。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案について（回答）

平平成15年8月18日　厚生労働省

番号	御意見等の概要	件数	御意見等に対する考え方
1	今回の改正に賛成である。	2件	―
2	提案されている石綿含有製品だけでなく、すべての石綿及び石綿含有製品を禁止すべきである。	10件	「石綿の代替化等検討委員会報告書」を踏まえ、石綿を使用しない製品への代替が可能である石綿含有製品について、製造、輸入、使用等の禁止の対象とすることとしている。また、今回禁止の対象としていない石綿含有製品については、その代替化について関係事業者の取組の促進を図ることとするほか、必要に応じ使用状況、代替化の可能性等の調査を行い、製造、輸入、使用等の禁止の対象とする石綿含有製品の範囲について見直しを行うこととする。
3	代替化が困難な石綿含有製品を除き、原則禁止にすべきである。	9件	
4	「石綿」の定義に、アモサイト及びクロシドライト以外に、クリソタイル、アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライトも含むことを明示すべきである。	3件	「石綿」には、クリソタイル、アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライトが含まれていることは明らかである。
5	「住宅屋根用化粧スレート」の定義が曖昧である。	1件	JIS A5423に基づき「住宅屋根用化粧スレート」としている。
6	石綿を0.1％を超えて含有する石綿含有製品を禁止の対象とすべきである。	1件	技術的に石綿の含有率を確かな精度で測定できる濃度レベルが1％程度であること等を考慮して、石綿を1％を超えて含有する石綿含有製品を製造、輸入、使用等の禁止の対象とすることを考えている。
7	石綿含有製品のみが禁止されるのであり、指定されている製品全てが禁止されたと誤解されないよう、特段の配慮を願いたい。	2件	今回の改正案では、石綿含有製品のみが禁止され、石綿を含有しない製品については製造、輸入、使用等は禁止されないものであり、その旨周知してまいりたい。
8	一般工業用接着剤は対象となるのか。	1件	対象とする予定である。
9	不純物として石綿を含有する物はどう扱われるのか。	2件	石綿を1％を超えて含有する場合には製造、輸入、使用等の禁止の対象とすることを考えている。
10	石綿含有率の判定はどのような方法で行えばいいのか。	2件	吹付け石綿に係る石綿含有率の判定方法については、「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について（平成8年3月29日付け基発第188号）」において既に示しているところであり、これに準じて判定することもできる。なお、独立行政法人産業医学総合研究所等においても、判定方法等に関する相談を受け付けているところである。
11	施行までに十分な猶予期間を設けていただきたい。	5件	施行期日については、周知に必要な期間等を考慮して、今後検討してまいりたい。
12	施行日を遅くとも2005年1月1日としていただきたい。	1件	
13	施行日を早くとも2005年1月1日としていただきたい。	5件	
14	施行日前に製造、輸入、使用等されている石綿含有建材等については、適用を除外していただきたい。	12件	石綿含有建材等で施行日前に製造、輸入、使用等されているものについては、製品の状態では建材等の中に石綿が固定されており、石綿が粉じんとして発散するおそれがないことから適用除外とする代わりに、解体作業等の石綿が粉じんとして飛散するおそれがある作業については、石綿によるばく露防止対策の周知・徹底を図る方向で、今後検討してまいりたい。
15	既存建築物の石綿含有建材も禁止すべきである。	1件	
16	今回禁止の対象となる製品の代替品はあるのか。	2件	今回禁止の対象とする製品については、「石綿の代替化等検討委員会報告書」において、代替が可能であるとの結論を得ているところである。

17	摩擦材については、当面適用を猶予してほしい。	1件	「石綿の代替化等検討委員会報告書」において、摩擦材については、石綿を使用しない製品への代替が可能であるとの結論を得ていることから、製造、輸入、使用等の禁止の対象とすることとしている。
18	繊維強化セメント板の使用禁止はやめるべきである。	8件	「石綿の代替化等検討委員会報告書」において、繊維強化セメント板については、石綿を使用しない製品への代替が可能であるとの結論を得ていることから、製造、輸入、使用等の禁止の対象とすることとしている。
19	石綿含有製品の健康への影響はないのではないか。	1件	石綿は、吸入することにより肺がん、中皮腫等を引き起こすことが明らかとなっており、また、石綿にさらされる業務による肺がん及び中皮腫の労災認定件数は年々増加する傾向にある。
20	その他の御意見（労働安全衛生法の一部を改正する政令案に関する御意見でないもの） ・既存の石綿含有製品の調査、処分等に関するもの（3件） ・特殊な作業等の管理に関するもの ・補償に関するもの（2件） ・生産の海外移転等に関するもの（1件） ・意見募集のあり方に関するもの（1件） ・禁止除外品の使用期限等に関する ・見直し規定に関するもの（1件） ・交換部品に関するもの（1件） ・安全宣言に関するもの（2件） ・法律の適用に関するもの（1件） ・個別の製品に関するもの（1件） ・石綿の製造を容認してきた責任に関するもの（1件）		

2003年6月

関係大臣殿

石綿対策全国連絡会議
代表委員　加藤　忠由（全建総連委員長）
竹花　恭二（自治労副委員長）
富山　洋子（日本消費者連盟運営委員長）
広瀬　弘忠（東京女子大学教授）
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
PHONE（03）3636-3882　FAX（03）3636-3881
URL：http://homepage2.nifty.com/banjan/
Email：banjan@nifty.com

アスベストの全面禁止の実現及び抜本的な既存アスベスト・健康影響対策の確立に向けた要請

日頃の貴職のご活躍に敬意を表します。

昨年6月28日の坂口厚生労働大臣の「アスベスト原則禁止導入」方針表明を受けて、12月12日に「石綿の代替化等検討委員会」が設置され、本年3月にその報告書がまとめられました（4月4日公表）。これを踏まえて、厚生労働省は5月2日、アスベストの新規使用等の禁止に関する、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案を公表し、その実施に向けた作業が現在進められています。政令案は、現在市場にでまわっていることが確認されたアスベスト含有製品10品目（建材5製品、非建材5製品）のうちの、7製品（建材5製品、非建材2製品）について、アスベスト含有製品の製造、輸入、使用等を禁止するとしており、代替品が存在するにもかかわらずアスベストが大量に使用されていた建材すべての使用等を禁止するとした点では評価ができますが、不十分な点も多く、将来のアスベストの健康影響を懸念して活動してきた私たちは、以下の5点を要望します。

第1に、アスベストを原則全面禁止とし、使用許可製品を限定すること。

安全等のリスクを起こす可能性からやむなく使用を認める限定的な製品を除き、将来の健康リスクを重視し、アスベストの新規使用を原則全面禁止とする観点にたつことが何より重要と考えます。政令案では、現在市場に存在する製品に限定した禁止の規制のため、過去に使用された様々な有害なアスベスト製品が今後も使用可能という、法的には抜け道の多い案となってしまっています。一例を挙げれば、今回の規制案では、アスベスト含有量が1%以下で、一定の要件さえ守れば、（クロシドライト、アモサイト以外の）アスベストの吹き付けすら可能です。今後の健康影響が最も懸念される建築材料では、5種類の建材製品の禁止の列挙にとどめず、アスベスト含有建材製品の全面禁止とすべきです。非建材では、経済的コスト等別の観点から非建材のアスベスト製品の継続使用が可能な案とせず、物理的条件・工程を限定したジョイント・シール材等に限定した使用許可とすべきです。

第2に、2005年までに、アスベスト禁止を実行に移すこと。

諸外国の禁止に合わせ2005年禁止の実行を明示し、継続使用が認められる限定的製品も代替製品の開発状況を考慮して、3年ごとの見直し条項を明定することが必要です。

第3に、アスベスト含有製品の定義を含有率0.1%以上と改めること。

石綿は他の鉱物に混入していること、及び、化学物質管理促進（PRTR）法では発がん物質の規制は0.1重量%以上含有する製品を対象にしていることをふまえ、アスベストを0.1%以上含有する製品全体を規制の対象とするように改めることが必要です。

第４に、代替化促進策と同時に、アジア等の地域への生産やリスクの移転を防止すること。

代替化促進の経済的施策の実施とともに、経済的に恵まれた国での有害製品の製造禁止が、他の諸国での製造の代替と健康影響の輸出及び製品の輸入とならないように、国際的な健康影響を考えた施策の実施が必要です。

石綿対策全国連絡会議絡会議としては、すでにパブリックコメント手続に応じて意見を申し述べたところです（添付資料参照）。なお、昨年度、私たちは、アスベスト除去業者に対するアンケート調査に加え、聞き取り調査を実施しており（添付資料参照）、その結果、吹き付けアスベストとアスベスト含有建材に対する早急な対応が行われないと、今後の健康影響は一層深刻なものになると考えられ、ひいては政府の責任問題にも発展しかねないと考えています。

アスベスト対策は、前述した、①新規使用等の規制のみならず、②既存のアスベストからの飛散の防止対策等、③生じうる健康影響への予防、生じた健康影響の早期発見、手厚い治療と補償等、の 3点が総合的に必要です。

第１に、既存アスベスト対策に関しては、吹き付けアスベスト対策、アスベスト含有建材対策、その他の製品の対策、の３点が必要と考えます。現在の吹き付けアスベスト対策は不十分であり、吹き付けアスベストの存在する環境で過ごした労働者や住民の中皮腫例（疑い例）が出現しつつあります。現行の吹き付けアスベスト対策は、主として通達レベルであり、劣化を含めた調査や除去対策が法的に十分とはいえない面があります。吹き付けアスベストに接しうる作業の原則的禁止、建物所有者に吹き付けアスベストの劣化状況の定期的観察の義務づけ等が求められています。とくに天井裏に吹き付けアスベストのある際に、アスベストを除去せずリフォームを行い、アスベストを飛散させる例が現在も見られます。天井裏に吹き付けアスベストのある区画の改修・改築時には、吹き付けアスベストの事前除去を原則とすることが法的に必要でしょう。また、吹き付けアスベストのある区画で除去工事を行う場合には、天井材の除去時から飛散することを考え、あらかじめ飛散防止の養生を行うように、対策を強化することを、私たちは求めます。

第2に、アスベスト含有建材に関しては、国土交通省が「建築改修工事共通仕様書（平成14年版）」等で述べているように、吹き付けアスベスト対策と同等の配慮が必要であり、今後、民間の工事にもこの対策を広げていく必要があります。少なくとも多くの民間工事で何の対策もないままで、天井のバール破砕が行われている現状を考えると、最低限開口部養生を行うか、施主に手ばらし解体ができるだけの十分な改築費を出すように義務づけたり、国が助成したりすることを行わないと、アスベスト飛散は減少しないと考えます。現状では、他の建材にもアスベストが付着したまま、リサイクルが行われることになっている疑いも高いわけです。

第３に、その他のアスベスト含有製品に関しては、アスベスト含有製品の特定自体が十分行われていない場合も多いのです。アスベストを使用した製品を製造した会社名、製品名と製品の写真やカタログ、製造年代と市場に流通した年代（製造中止後もメインテナンス含め数年以上流通する例が多いため）を明らかにすることは、まず、製造した会社の当然の責任ですが、国も強力に製造した会社を指導監督する必要があります。アスベストは飛散しやすく、工場等の一定範囲に拡散するが気づかないため、一定の割合の被災者が、自分がアスベストに曝露したことすらわからないでいる場合も多いからです。製造会社と流通過程を明らかにすることは、同時に、曝露労働者の退職後の健康対策の実施とも関係する重要な点です。

いずれの場合も、既存アスベストの所在の確認、その管理・処理から廃棄に至るまでの首尾一貫した対策の確立と、住民・労働者を含めた関係者のリスク・コミュニケーションが適切かつ十分にはかられることが決定的に重要です。私たちはまた、健康対策として、過去の中皮腫の全数調査を実施することにより、職業性曝露対策、環境曝露対策の確認をはじめ、十分な治療環境の実現と、医師へ労災認定基準を十分周知徹底すること等を求めます。行政の不作為を起こすことなく、省庁を超えて総合的に、今後のアスベストによる健康影響を最小化するよう努力されることを強く要望します。

国土交通省

2003年7月23日(水) 10:30～11:45　国土交通省1階共用会議室

国土交通省側出席者

①住宅局建築指導課　課長補佐　高見
②総合政策局国土環境・調整課　課長補佐　松野
③総合政策局建設業課　係長　灰差
④官庁営繕部建築課　課長補佐　佐藤
⑤官庁営繕部建築課営繕技術管理室　室長補佐　澤永
⑥海事局舶用工業課　係長　岡本
⑦海事局安全基準課　課長補佐　山田
⑧海事局造船課　課長補佐　礼田
(窓口：大臣官房総務課総務係　川上、TEL 5253-8181/FAX 5253-1523)

全国連側出席者

13名：古谷杉郎、永倉冬史、名取雄司、西雅史、大内加寿子、林充孝、宇野林蔵、外山尚紀、古川和子、大森華恵子、大森美華子、宗像正男、村上博子

1. 全省共通項目

① 厚生労働省「石綿の代替化等検討委員会報告書」に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】住宅局建築指導課としては、厚生労働省における作業の詳細を認知しているわけではないが、この報告書を受けて厚生労働省が進められている政令改正作業等を連携しながら、わが方としてできることに努めていきたいと考えている。

【古谷】厚労省が禁止すれば、自動的に建材へも使えなくなる。建築基準法関係の告示等からも言わば自動的に削除されることになると思うのだが、その際には、削除することに賛成か反対か意見を求めるパブリックコメント手続など行なわずにやってしまうのか。

【住宅局建築指導課回答】規制の新設・改廃に関しては何であれやる必要があるので、あらためてパブリックコメント手続を行なうことになる。

② 厚生労働省の、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【回答なし】

③ 要請書まえがきで述べた、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に対する石綿対策全国連絡会議絡会議の意見(別添)に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【回答なし】

④ アスベスト禁止の導入に関して、貴省のいずれかの部局において、関係業界(建材メーカー、ゼネコン、設計業者、施工業者、解体業者等)から何らかの意見・要請が寄せられたり、話し合いを行ったり、または働きかけていることがあれば、お聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】こういうかたちで要請を受けているが、その他関係業界からの働きかけ等は、

ない。付け加えさせていただければ、厚生労働省によるアンケート調査等に際しては、当省の関係部署の方から全建総連等の皆様方に状況等の確認するなどさせていただいているところと聞いている。

⑤　現行のアスベスト含有建材対策が十分か、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】これも住宅局として回答させていただくが、過去の要請の場でも、そういったものの周知を図るという説明をさせていただいているが、…（危険性等について）…新たなクリソタイルの規制ということもあるので、機会をとらえてさらに周知を図ってまいりたい。あるいは管理の徹底を呼びかけていく等のことを考えている。

［以下は、最後までひととおりの回答を終えた後のやりとり］

【大内】今後周知を図ったていきたいということだが、具体的にその準備に入られているかどうかということと、冊子等をつくるというお考えかと思うが、そういうことを行なう場合に内容について、パブリックコメントに類したかたちで意見を求めたり、協議を行なったりするようなことはお考えか。

【古谷】ひとつには、歌舞伎町の火災事故を契機とした、すでに行なわれた建築基準法関係の改正事項の周知の中でやろうという話がひとつあった（1-⑧回答）。もうひとつは、安衛法施行令改正後に、おそらく建築基準法関係の告示等の見直しということになると思うが、その改正時も含めて二段階で考えているのか。

【住宅局建築指導課回答】今の時点で確定的なことは言えないが、すでに行なった定期報告に関する制度改正の周知の機会はあり、それは近々に行なわれる予定だと思うが、そういった中でも周知し、政令（改正）がもう少し確定した段階で、私どもの方で必要な措置をとるときに再度周知を図るといった、機会があれば、あらゆる機会をとらえて周知したいと考えている。今ご指摘いただいた２回は必ずある。そのことだけで冊子をつくるとかは、今のところ考えていないが、定期報告制度というのは建物物の所有者に建物の適正な維持管理を促すものなので、包括的な中に入れていきたいと考えている。

【古谷】今回の改正の趣旨は防火対策の徹底。

【大内】今後周知を図ったていきたいということだが、具体的にその準備に入られているかどうかということと、冊子等をつくるというお考えかと思うが、そういうことを行なう場合に内容について、パブリックコメントに類したかたちで意見を求めたり、協議を行なったりするようなことはお考えか。

【住宅局建築指導課回答】そうではあるが、建築物の適切な維持管理の徹底ということが定期報告制度のもともとの趣旨であり、現在、定期報告の業務基準という解説をつくっているのだが、そのような中で、例えば、防火被覆に使われているアスベストの管理状況についても注意するような記述を入れていきたいと考えているところ。

【大内】今まで大量に使われていた物質が建材に使われなくなるという大きな流れがあるわけなので、そういう何かの政策に補足的につけて行なうような施策ではなく、単独でアスベストについての周知が必要ではないかと思うが、そのようなお考えはないか。

【名取】基本的な認識というか、危機感をもっていただかないと。建築に使われてきたアスベストが国民の命にどれだけの影響を与えてきたのかということを考えなければいけない。（歌舞伎町の事件で）44人の尊い命が失われたので改正をするのならば、この間の30年間でおそらく10万人ではすまないくらいの人数が建築のアスベストによって命を落とすということがもう予想されている。一瞬にして44人の命が奪われるというのはたしかに衝撃的なことだが、じわりじわりと発生していくアスベスト被害を踏まえたうえで、厚生労働省は労働者の命や健康のために禁止するということだが、国土交通省でできることがいろいろあるだろう。それを考えようということで、私たちは要望をしている。先ほど、アスベストの危険性について認知した時期から注意したと言われたが（2-②回答）、では、いつから危険性がわかったのか。昭和10年代からものの本に書かれている。アスベストは危険だと。シックハウス対策に着手されていることは承知しているが、この建材が国民にとって安全なのかということを踏まえた施策をしていただき

たい。

【永倉】具体的な話で補強したいのだが、東京都練馬区で昨年暮れ当たりから、区の施設のアスベストがどうなっているのかということで同区の営繕課等とやりとりをしてきた。そうすると、保育園を含む区民施設が325件あるうちの調査を必要とした施設が144件、そのうち吹き付けがあってグレーな部分―つまりちゃんと現地調査とかしなければならないのが19、とか出てきている。小学校、中学校、幼稚園を全部含めると433の施設から、サンプリング調査が必要だという結果。その結果は8月に公表されるので、この場には間に合わなかったが、話を聞いてみると、かなり対策をとらなくてはならないものがありそうだ。練馬区だけでも調べてみるとそれだけ出てきてしまう。国のレベルでも最低国有施設についてだけでも、そういった調査を早急にやっていただきたい。国民は、そういう危険な施設については、そこに入りたくない、子供を入れたくないという気持ちを行使する権利をもっているはずだ。権利を行使するのに必要な情報を公表してもらいたい。また、国がやれば民間にも波及するので、主導的にやっていただきたい。

⑥　全アスベスト含有製品の製造と流通に関する調査を製造会社が行うこと、国が責任を持って実施するよう監督指導することに関して、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【回答なし】

⑦　アスベスト対策は、省庁が垣根を越えて協力する必要のある課題であるが、既存アスベスト対策に関して、省庁連絡会議を行う必要があるか、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】省庁間の連絡会議ということではないが、すでに情報交換、あるいは担当者が相互に説明等、私どもの方から厚生労働省の状況をお聞きする等の連携を図っているところである。

2．建設行政におけるアスベスト問題

①　厚生労働省の「 石綿の代替化等検討委員会報告書」に示されたように、「代替不可能な建材はない」との認識をもたれているか、お聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】コストや現実性を捨象して、とにかく代替できるのかということであれば、おそらく代替不可能な建材はないだろうと思う。あるいは危険性の少ないもので、代替不可能な建材はないということも書かれていると思うが、私どもの方で、報告書に書かれている業界等の状況を確認したとか、書かれている以上の情報を承知しているわけではない。代替可能な建材が増えているということは、もう承知している。

②　建材の多くは、古くより石綿含有でない製品も多く、一定の耐火性能を有していたと思われる。一例を挙げれば、瓦では既存の大和瓦や厚型スレートがあり、石綿含有の化粧スレート屋根材は、健康影響を考えれば開発当初から他の鉱物繊維含有でも可能な「不要の」製品だった、との意見もある。建材に多いアスベスト含有製品が、本当に必要な製品であったのか、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】ある程度の危険性が認知されるまでは、アスベストのもっている不燃性等の性能が評価されていた建材なので、私どもが不燃材料としての性能を評価している間においては、アスベスト自体の危険性が明らかになるまでは、建材として有用なものであったと認識されていたと考えているところ。

③　アスベスト含有建材―屋根材、押し出し成形板、波形・平形スレート、サイディング、建設塗料等のあらゆる建材のノンアス化の状況及び見込みについて、承知されていることを、お聞かせいただ

きたい。

【住宅局建築指導課回答】 先ほど申し上げたように、報告書にある以上の知見を残念ながらもっているわけではない。

④ 全国の自治体の営繕関係課への通達を行って、各自治体の保育園、幼稚園、公立施設の吹き付けアスベスト及びアスベスト含有建材の実態調査を早急に行うべきである。公共施設のアスベストについて、国民は情報を得、回避する権利が保証されるべきと考える。アスベストの調査結果を公表し、適切かつ十分なリスクコミュニケーションがはかられるべきと考えるが、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【回答なし】

⑤ 平成６年に建設省が定めた「環境政策大綱」は、国土交通省においてどのように位置付けられているか、まず、うかがいたい（http://www.hrr.mlit.go.jp/library/kankyou/a/02.html、http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/envi/epomoc.htm）。「環境政策大綱」において、大気環境の保全の見地から、建材の有害物質対策は、どのように進められているか、お考えをお聞かせいただきたい。

【総合政策局国土環境・調整課回答】（同大綱の説明がなされたが、テープ聞き取れず。）

【大内】 有害物質対策というものが含まれていないということか。

【総合政策局国土環境・調整課回答】 含まれていない。

【大内】 今回のようにアスベスト問題が提起される背景には、国土交通省の全体の建築行政の中でアスベスト問題が抜け落ちてしまっていることが問題だと思う。せっかく「環境政策大綱」というかたちで、「環境基本計画」に先んじてつくったものだと思うが、そういうものを省をあげてつくっているのに、それに有害物質対策が全然取り込まれていないとは、私は思っていない。中の項目によってはそのように書いてあったところもあると記憶している。盛り込まれていないとしたら、それが大きな問題だ。平成６年時点のものを、国土交通省になってからもそのままにしていることも問題。その間に有害物質対策もどんどん進んでいるので、もう一度「環境政策大綱」を見直す考えはないか。

【総合政策局国土環境・調整課回答】（よく聞き取れない回答だが、見直しの検討はされている？）

【大内】 改訂の過程もできるわけ私たちにわかるかたちで進めていただき、意見の交換もやっていただきたい。

⑥ 建築基準法第１条は、「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」とある。発がん物質であるアスベストを含んだ建材の使用は、国民の生命と健康に影響を与えており、「保護を図る」法律の目的と反していることについて、国土交通省としてはどのようにお考えか、お聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】 国民の生命、健康を保護する法律というのは建築基準法だけでなく、他の様々な法令も含めて国民の生命、健康が守られているものであり、建築基準法において、この問題についてどう規定するか、どう対処するかは、今後、厚生労働省の定める政令等と連携しながら、必要な措置を講じてまいりたいと考えている。

【大内】 いま現時点でのアスベストへの対応が、建築基準法第１条の目的に沿って十分に行なわれているとお考えか。

【住宅局建築指導課回答】 十分かということについては、今後、厚生労働省が新規輸入あるいは製造することを禁止するということを受けて、必要な措置を考えていきたいと思う。

【名取】 建材とかが健康に影響を与えるようなものではないようにつくるという点で、労働省がやるからではなく、考えなくてはならないのではないか。

【住宅局建築指導課回答】 材料段階での規制というものについては、今まで建築基準法というのは、扱ってきていなかった分野。昨年、ホルムアルデヒドに関する規制を入れたが、それがむしろ例外であって、その他の化学物質、有害物質の規制については、環境省あるいは厚生労働省の製品の製造段階での規制というものが中心であったのではないか。先ほど申し上げたのは…（一部聞き取れず）…役割分担をしながら、規制の間に落ちないようにしながら、それぞれの責任をきちんと果たすということで国民の健康を守るということ考えている。おっしゃるとおり、私どもの方で手落ちがないかという意味では、積極的に検証していく必要性というのは認識しているものと考えている。

やはり、一番危ないのはアスベストを使って作業される方あるいは解体作業をされる方、その次に、アスベストが使われている環境で曝露する方。そういう意味では、各国の事例をみても、労働行政の方からこの問題に取り組んでいる国が多いように感じられる。シックハウスの問題で建設行政サイドが先に出たのは、通常の住居、住宅のようなところで、シックハウス問題が生じているということで、労働環境とは本来言えないということで、あった。通常の住居でもアスベスト飛散が認められるような状況にあれば、その危険性と合わせて、そういった危険性が進めば、（建築）基準法でも積極的に取り組んできたい、取り組むべき課題であると思っているが。もうひとつ日本で労働環境まで建築サイドで材料までやるべきものか（どうか）。いずれにしても先ほど申し上げたように、情報交換、連携をして、規制の間に落ちないように。

【名取】 アスベストによる病気の恐ろしいところは、40年、50年後に被害が起きてくること。いま健康被害が出ていないということで放っておくととんでもないことになる。いまのうちにできることをやっておかないといけない。

【永倉】 先ほど話した練馬区の調査のきっかけになったのは、教育センターという施設。そこは、天井が吹き付けアスベストで、露出している。幼児室、プレー室という2つの子供が遊ぶ部屋については、吹き付けアスベストにボートが打ちつけてある。下からボールをぶつけると跡がつくから、子供たちが喜んでボコボコやる。そのときに子供たちはかなり吸っているはず。ただシックハウスのようにすぐ症状が出るわけではないが、何十年後かに病気になる可能性がある。そういう状況はもうなくしていかないといけない。

【大内】 今の説明で非常に問題があると思うのは、住宅環境で一般の人が被害を受けるのと労働環境で作業する人を被害を受けることは分けて考えている。でも、建材を使うということにおいては、私たちの生活の中で、労働作業で使うのも普通のところで使うのも日常生活の中では一体化して行なわれる。建築基準法の目的の生命が労働者の生命を除外しているわけではないと思う。一体的に全部の生活を総合的に考えた中で、どのように守るかという視点をとっていただかないと、労働サイドで守るのは自分の仕事ではない、厚生労働省の仕事と分担させるようなかたちで考えるのは、法律の趣旨から外れてしまうと思う。考え方をあらためて、自分たちの法律だということで、この法律の一部を厚生労働省に預けるようなかたちでの施行の仕方はしないようにしていただきたい。

【古川】 先ほどから話に出ているが、労働と一般の環境はもう区別がなくなってきてると思う。私は、大阪からきたが、主人が中皮腫で亡くなり、労働災害として認められたが、ある知り合いが、普通の居住空間の倉庫として使われているところに、アスベストが吹き付けられている。剥がれてきて空気中に飛散している。それでも、今の法律だと何もできないことになってしまう。そういうところで一般の人たちにも危険が一杯迫っている。うちの分担、どこの分担ではなく、対処していただきたい。

【住宅局建築指導課回答】 厚生労働省との関係で責任のなすりつけあいをやっているということではなく、明らかに現時点でアスベストは気中濃度が労働環境において高いということをもって、厚生労働省の関係法令の中で規定されているもの。これが気中濃度がかなり低くても相当の危険があるというよう

な研究が進めば、やはり一般建築物においても当然規制すべきだと思っているが、現時点では気中濃度の高い労働作業環境のような状況で危険性が指摘されているということで、それに応じた対応ということで厚生労働省が先行しているものと理解している。

【古川】 それは、おかしい。対応が手遅れになる。

【名取】 実際に、どうみても労働環境（による曝露が原因）じゃないなという中皮腫の被災者が出はじめつつあるのが現実。住居の曝露のみによる発病だということが100％明らかな事例が出てからでないと動かないというような行政のあり方は問題だ。

⑦ 劣化した吹き付けアスベストが使用されている建築物が、適切に管理されないままで使用されている状況があることについて、どのようにお考えか、再度お聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】 冒頭申し上げたとおり、管理についての徹底化を繰り返し周知しているところだが、手段がだんだん定例化してきているところでもあるので、今回こういった新しい政令の動きをとらえて、何らかの周知の徹底を図るような取り組みを検討してまいりたい。

⑧ 劣化した吹き付けアスベストが使用されている建築物について、所有者や利用者に注意を喚起することは、適切な建設行政の範囲に含まれると考えるが、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【住宅局建築指導課回答】 過去、数年前の要請の時にも話したことだが、例えば、定期報告制度という制度が建築基準法の中にあるが、今回若干制度を改正したところであり、改正自体は歌舞伎町の火災をとらえて改正したものだが、その改正された手続を周知、普及していく機会が今後あるから、そういう機会をとらえて、言われているような建築物の所有者、利用者への注意喚起を図ってまいりたいと考えているところ。

3. 既存のアスベスト含有建材対策

昨年の日本産業衛生学会において、吹き付けアスベストのある部屋の天井や照明器具を処理する際に、アスベストが飛散することが報告された。「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」に述べられた「除去作業の手順」では、吹き付けアスベスト対策は不十分である。同様に、除去業者の聞き取り調査から、アスベスト含有建材の早急な対策が必要である。作業に従事する労働者の健康影響及びリフォーム時の環境への飛散の問題であるだけでなく、建築の改築や解体の工法としての適切な施行が行われるためには、施主と業者の関係、関連業種の指導や監督、産業廃棄物対策という点でも、国土交通省の積極的な関与や検討が必要と思われる。

① 貴省は、既存のアスベスト建材の改築や解体について、アスベストの飛散に焦点を当てた実態把握、実現可能な工法の検討等を貴省独自で行う点のお考えを、お聞かせいただきたい。

【官庁営繕部建築課回答】 私どもが発注する環境営繕に当たっては、改修の仕様書に基づいて、飛散状況等の実態把握をしながら工事を進めることになっている。

【官庁営繕部建築課営繕技術管理室回答】 付け加えると、共通仕様書については、昨年ご説明しているが、これは私どもが発注する工事に対してということで作成しているが、その影響は、官民問わず広く影響があるということで、先導的立場ということに立って、そういう観点を踏まえながら行なっている。

② 貴省が平成12年3月31日付で発出された通達「非飛散性アスベスト含有建材の取り扱いについて」（営計第44号）に基づく、平成14年度の貴省発注工事の件数及び通達の実施状況についてお聞かせいただきたい。

【官庁営繕部建築課営繕技術管理室回答】 今回、直轄工事におけるアスベスト関連改修工事の実績ということで、昨（昭和14）年度分をまとめた。

吹き付けアスベスト…工事件数 14、撤去面積（m^2） 12,901
非飛散性アスベスト…工事件数 44、撤去面積（m^2） 13,717

傾向として、工事件数は結構年度ごとに差がある。必ずしも減ってるとか増えているとういうかたちではないが、平成14年度については、例年よりもかなり増加している。これは、新鋭の建物が新たにつくるときに解体や改修工事の需要があるというかたち。

【古谷】非飛散性アスベストの件数については、平成14年度版の共通仕様書が出されたことによって増えたという面はあるか。

【官庁営繕部建築課営繕技術管理室回答】そういう影響はないと思う。

【大内】これは、どのような調査記録に基づいて集計されたものか。

【官庁営繕部建築課営繕技術管理室回答】国土交通省の官庁営繕直轄工事の改修工事の集計数。

【大内】都道府県等の営繕関係の公共工事などは取りまとめていないのか。調査はできないか。

【官庁営繕部建築課営繕技術管理室回答】われわれの方は直接の関係はない。調査は、われわれとしては難しい。

【官庁営繕部建築課回答】権限がない。もうひとつ別に…（一部聞き取れず）…国土交通省で工事を担当する?（交渉）?工事というのがあり、これまでアスベストがどれくらい残っているのか、私どもが工事をする国の施設については調査を行っている。

【永倉】報告書にはなっているか。

【官庁営繕部建築課回答】報告書というほどにはなっていないが、どれくらいの件数があるかとか…

【古谷】提供していただけないか。

【官庁営繕部建築課回答】最初は昭和62年度。調査は何回か行なわれていて、最終は昨年度。（提供については）出せるものと出せないものがあるので、検討させていただきたい。

【大内】物件名についても公表できないのか。

【官庁営繕部建築課回答】われわれがすべて管理しているわけではなく、管理官庁の判断もある。

【大内】民間の建物でも大気汚染防止法で取り壊しの申請とかを出したものは、住所や所有者も含めて全部開示されている。場所、施設名、建築年度とか、吹き付けアスベストの種類とか含有率なども調査していたら…

【官庁営繕部建築課回答】建物を管理している官庁の了解が得られないと、私どもとしてはできない。…若干のやりとりの後、いずれにしろ、「検討させていただく」ということに…

【古谷】吹き付け以外の成形板等についてはどうか。

【官庁営繕部建築課回答】成形板については、そこにある分については危険ではないと理解していて、ただ改修・解体時に影響があるということで、その際には注意が必要という立場で仕様書を書いている。

【古谷】環境省との議論のひとつなのだが、いざ工事のときになってアスベスト含有成形板かそうでないかということではなく、あらかじめあそこにアスベスト含有成形板があることはわかっているのだから工事の時にはこうしましょうと。あらかじめ確認されていると、事態はかなり変わってくるという問題意識をもっており、その点でも、営繕部が先導役を果たしてほしいと思っている。

【官庁営繕部建築課回答】すべてを調査するということは、吹き付けよりももっと難しい。われわれは、改修工事をやる前に確認しろと指示しており、その中では漏れはないと思っているが、どう確認するかは「施行調査」という項目に書いているので、その手法をとってやっているという状況。

【古谷】それと、営繕部の方では、溶融固化という処理方法はやられていないのか。仕様書ではふれられていないが。

【官庁営繕部建築課回答】いや、まったくゼロというわけではない。できないもの―配管とか鉄にくっついているものはなかなか分離が難しいので、溶融という場合もある。

【古谷】そこらへんの技術可能性等を整理できないか。

【官庁営繕部建築課回答】 それはなかなか難しく、受け入れ先の問題があるので、受け入れ先がきちんと受け入れてもらえるかどうか、処理施設の環境がよろしいかどうか、等々の問題があるので、これは個別に対応して対処するしかない。書いてしまうと、できるのかということになってしまう。
【古谷】 皆さんのところに話が来て、判断してやっているということ？
【官庁営繕部建築課回答】 われわれが全部やっているわけではなく、各地方地方の方で判断して。

③ 同通達では、「処分等」について、「一般産業廃棄物として安定型処分場で処分する」とされ、「建設副産物適正処理推進要項の解説」では、非飛散性アスベストについて、できるだけ直接埋め立て処分することが望ましいとされている。「処分等」について、「特別管理産業廃棄物として管理型処分場で埋め立て処分する」とすべきと思われるが、再度いかがお考えか。

【官庁営繕部建築課営繕技術管理室回答】 アスベスト成形板については、安定型処分場というかたちで、共通仕様書の中で記載されているが、当省の考え方としては、非飛散性アスベストについては、廃棄物の飛散及び流出を防止する構造を有する安定型処分場で処理するということで問題ないであろうと。この件については、（社）日本石綿協会のホームページでも、安定型処分場でと記載されている。そういう観点から、安定型処分場ということにしている。ただわれわれ、官庁といっても発注官庁なので、そういうものを決定する権限はない。実態を申し上げると、地方自治体、こちらは受け入れ側なので、そちらの方が安定型処分場とそういったものを決定する権限があるのだが、そちらの中では、安定型がもちろん多いのだが、管理型というところもある。だから、仕様書を今年度改訂（作業を）している。そのへんの書きぶりをちょっと実態に合わせたかたちで見直したい。
【古谷】 今年度も改訂作業をしているのか。定例は４年ごとと聞いたが。
【官庁営繕部建築課営繕技術管理室回答】 各省庁の仕様書を、昨年、統一化というかたちをやった。その中で表面上は統一化したのだが、中味でいろいろなところで検討しなければいけないというところがあったので、そういうところを来年度くらいには見直しを考えている。

4. 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

① 「建設リサイクル法基本方針」の「非飛散性アスベストについては、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講ずる必要がある」の部分の実効性の確保について、どのようにお考えか。非飛散性アスベストの取り扱いについて、わかりやすいパンフレット等作成するお考えはないかお聞かせいただきたい。

【総合政策局建設業課回答】 建設リサイクル法は、対象建設工事について、特定 建設資材廃棄物を分別し、再資源化することを義務づけている法律であり、同法に基づいて、非飛散性アスベストの取り扱いに関するパンフレット等を作成する予定はない。なお、当該箇所は、解体工事に際しての非飛散性アスベストの取り扱いの留意事項として示したものであり、具体的には、労働安全衛生法等の法令に基づいて工事を行なうべき事項であると考える。

② ①の実効性について、石綿対策全国連絡会議が行ったアスベスト除去業者へのアンケート調査及び聞き取り調査（添付資料参照）では、アスベスト含有建材で、アスベスト粉じんの発生しやすい天井板などの解体の際、バールなどでこなごなに破砕して撤去し、安定型処分場へ廃棄されるケースの実態が浮き彫りにされている。アスベスト除去業者においてさえ含有建材の取り扱いは十分とは言えないが、一般の解体業者においては、「建設リサイクル法基本方針」の「非飛散性アスベストについては、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講ずる必要が

ある」との認識が徹底されているとは言いがたいと思われる。アスベスト除去工事に関するライセンス制度の実施等、検討するお考えはないかお聞かせいただきたい。

【総合政策局建設業課回答】 これも先ほどと同じようなことになろうかと思うが、同法に基づいて、ライセンス制度等を実施する予定はない。

【古谷】 営繕の方は以前からアスベストの危険性について問題意識をもっておられ、厚生労働省が禁止に動き出してから建築指導の方もそういう流れになってきたということを実感しているのだが、その点でいうと、昨年、一昨年も言ったと思うが、建設リサイクルの方は、法律が動き出してやらなければならないことが一杯あるということはよくわかるのだが、解体業を「業」として位置づけたわけなので、その中でアスベスト処理にもう少し前向きになっていただけないかと切望している。

【永倉】 建設リサイクル法というのが、ひとつの大きな、解体現場でアスベストを飛散させないネットにならないと、その後が抑えられない。処分場でも野放しになって出てしまう。

【古谷】 建設リサイクル法によって公認された解体業者なら、きちんとしたアスベスト工事ができるという体系にはなっていない。

【総合政策局建設業課回答】 今後どうしていくかということについては、大変失礼なのですが、本日私代理で来ていまして、皆さんの要望は伝えます。

5. 国際海事機関・バーゼル条約におけるアスベスト対策の進展状況

① 船舶設備規定・小型船舶安全規定・小型漁船安全規則の、石綿を含む材料の使用禁止例外 3 品目の国内使用実績に関してお聞かせいただきたい。

【海事局船用工業課回答】 われわれが、日本舶用工業界という団体を使ってアンケート調査を行った結果で把握している限りでは、使用実績はなかった。

② 現存船にすでに設置されているアスベスト対策に係る、バーゼル条約・IMO 等における昨年以降の動向、及び、国内的な対応の方針についてお聞かせいただきたい。また、国内対応について関係業界とも相談しながら検討していこうと考えるとのお話であったが、進捗状況をうかがいたい。

【海事局安全基準課回答】 IMOにおいては、（国際海上人命安全）条約改正により、アスベストは新規使用禁止となっている。また、（船上での保守・監視のためのガイドラインについては、関係団体に情報は流しているが、具体的には船主協会とか造船工業会等と情報を共有しているところ。聞いた範囲では、強制ではないのだが、各団体等においてガイドラインに従って管理等が行なわれているとうかがっている。

【古谷】 日本語訳はないか。

【海事局安全基準課回答】 ない。それ以外の動きがあるかというと、特段の動きはない。

【海事局造船課回答】 造船課は船舶の解撤の方から関係してくるが、船舶の解撤自身は、現在、国内ではほとんど行なわれていない。人件費の低い開発途上国で行なわれている。中国、インド、パキスタン、トルコが主要解撤国になっている。解撤場―解撤ヤードというが、そこの環境保全、労働安全衛生対策ということで、バーゼル条約―UNEPの方で解撤ガイドラインを、また、IMOも船全般の観点で解撤ガイドラインを検討している。昨年12月に、UNEPの方の解撤ヤードのガイドラインが採択され、これは非強制だが、アスベストもその中にこういうふうに取り扱いなさいと書かれているが、すべての化学物質の安全取り扱いのための指針のようなものが採択されていて、今やっているところ。IMOの方は先週MEPC49というのが行なわれ、そこでガイドラインが検討され、同じように船舶に装備されているアスベストを含めて、どこにどういうふうに配置されているかということを、解撤ヤードにもっていたときに先ほどの危険物質の取り扱いを踏まえて壊すにあたって必要な情報として、インベントリー・リストというものをつくっていきましょうということが。まだ決まったわけではなく、秋以降に開かれる総会で採択される

予定である。あとILOのガイドラインが、労働安全衛生の観点から議論されており、本来5月当たりに会議が開かれて採択される方向になっていたのだが、SARSの影響で延期され、いつ開かれるかまだ決まっていない。ともかく、船舶の解撤ということで、アスベストを含む有害物質の取り扱いについては、そのような状況である。

【古谷】 昨年から「シップリサイクル検討会」が開かれているとのことだったが。

【海事局造船課回答】 いま申し上げたような動きに対する国際対応をどうしていくか。日本では実際には解撤は行なっていないので、船主責任。それから、どこに有害物質が使われているか、新しい船については当然アスベストはないのだが、既存船について、インベントリー・リストを、製造物責任というかそういう立場で関わっており、そのことの対応を決めるために「シップリサイクル検討会」を開いており、去年以降、4月25日に開き、先ほど申し上げたMEPC49におけるわが国の対応についても一応ここで検討した。

【古谷】 インベントリー・リストについては、IMOの次回の総会で決まると思うが、国内的にそれにどう対応していく方向か。

【海事局造船課回答】 IMOのガイドラインは非強制だが、そういう流れになっていく、採択されれば。今まだ結局、国際会議でのガイドラインの内容についての議論になっているので、決まってからの…。

IMOの総会後には、検討会を開こうと考えている。

【古谷】 この前に建築物に関する話をしていたのだが、アスベストがここにあるということがあらかじめわかっていれば、改修・解体等の時に非常に大事なことで、船舶の方が先行してやられることになると思う。強制か非強制かは別として。

【海事局造船課回答】 流れとしては、そういうこと。

【永倉】 非強制ということになると、インベストリー・リストについて、国土交通省の方で集約するということにはならないか。

【海事局造船課回答】 まだ実際どこでどうやるかということは。結局、ある程度の強制化をにらんだかたちになるので、まだ今のところ考えていない。造船課は、船を造る生産会社を所管する立場なので、船が解体されるまでそういうことを強制的にもたせるということは、造船所ということをを離れてしまうので、今のところ返答のしようがない。

文部科学省

2003年7月23日(水) 13:30～14:00　文部科学省別館10階第2会議室

文部科学省側出席者

①高等教育局私学部私学行政課　法規係長　森下平
②高等教育局私学部私学助成課　助成第４係長　千々松範朗
③高等教育局私学部私学助成課　庶務・調査係長　山内勝
④高等教育局学生課　厚生係主任　森次郎
⑤高等教育局学生課　渡辺暢子
⑥高等教育局学生課調査係　文部科学事務官　黒田美穂
⑦初等中等教育局財務課給与係　主任　渡辺暢子
⑧初等中等教育局教育課程課教育課程係　教育課程総括係長　藤原志保
⑨初等中等教育局児童生徒課　就学奨励係長　竹井久幸
⑩初等中等教育局幼児教育課　振興係長　西哲郎
⑪初等中等教育局施設助成課　法規係長　水畑順作
⑫初等中等教育局施設助成課技術係　文部科学事務官　栗本和良
⑬大臣官房文教施設部計画課　(国立学校担当)　にし
⑭大臣官房文教施設部施設課　？
⑮大臣官房総務課法令審議室　文部科学事務官　池田桂周
(窓口：大臣官房総務課法令審議室　三宅隆悟、TEL 3580-1045/FAX 3591-8072)

全国連側出席者

１１名：古谷杉郎、永倉冬史、名取雄司、大内加寿子、林充孝、宇野林蔵、外山尚紀、古川和子、大森華恵子、大森美華子、宗像正男

【文部科学省要請前文】

旧文部省においては、学校の吹き付けアスベストの問題が社会問題化した1987～1989年当時に、以下のような通知等を発して、対策や注意喚起を促しました。

1987.5.11　文部省教育助成局施設助成課技術係長「公立学校建築仕上調査について」
1987.9.24　文部省初等中等教育局幼稚園課振興係「私立幼稚園園舎仕上調査について」
1987.11.11　文部大臣官房文教施設部指導課長(国施指第４号)「アスベスト(石綿)による大気汚染の未然防止等について」
1988.7.9　文部省大臣官房文教施設部指導課長「吹付けアスベスト(石綿)粉じん飛散防止処理技術等に関する参考資料の送付について」
1989.5.31　文部大臣裁定(文高助第63号)「私立学校施設整備費補助金(私立高等学校等緊急建物環境整備費)交付要綱」(1989～1992年度の時限措置)

これらによって、幼稚園、小中高等学校、大学等の教育関連施設のアスベスト使用状況についての確認が行なわれたものと承知しています。しかし当時の調査は、調査の指示自体が、①昭和51年度以前に建設された建物、②天井の仕上げのうち吹き付け石綿が使用されているもの、に限定されていました(1987.5.11事務連絡)。

吹き付け石綿の商標の例としては、トムレックス、ブロベスト、コーベックスの３商品のみがあげられ、「次の製品は吹き付け石綿でないので注意すること」として15商品が示されました。しかし、広く参考書とし

て利用されている（財）日本建築センター『既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説』（1988）では、吹き付けアスベストの商品名は８つあげられ、上述の「吹き付け石綿でない」としてあげられた15商品のうち、オパベストは吹き付けアスベストの商品名として、他の10商品は「アスベストを含有する吹き付けロックウールの商品名」としてあげられているのです。しかも、同書の商品名リストが不完全なものであるという石綿対策全国連絡会議の指摘を受けて、1992年の改訂版から、「例示」であることを明記したうえ、吹き付けアスベスト１商品、アスベスト含有ロックウール４商品の名称が追加されて、以降の環境省や東京都のマニュアル等で踏襲されるようになりました。アスベストを含有する吹き付けひる石（バーミキュライト）、パーライト吹き付け、発泡けい酸ソーダ吹き付け石綿等もあること、吹き付け石綿が使用されなくなったとされる昭和51年以降も昭和55年以前の施工では吹き付けロックウールにアスベストが含有されている場合があること、も明記されるようになっています。

また、当時の調査指示では、吹き付け石綿工法では「石膏ボード等による天井は張っていない」とわざわざことわり書きしてありますが、現実には天井が張られている事例は多々あり、天井裏の確認が不可欠です。別添の「『アスベスト除去に関する緊急アンケート』調査及び聞き取り調査結果」［省略］にあるように、そのような場合、天井裏の吹き付け石綿除去の前の天井に取り付けられた照明器具等や天井板等の撤去時のアスベスト飛散防止対策が問題となります。

当時の実態調査は、吹き付けアスベストに限った使用実態調査としても、不十分なものであったと指摘せざるを得ません。

さらに、例えば1998年に川崎市の保育園で鉄製のひさし屋根に張られたアスベスト・フェルト材が問題となり、同市では、1987年当時の実態調査は吹き付けしか対象としていなかったことから、あらためて市の関連施設のアスベスト使用実態調査を実施したうえで、「川崎市アスベスト（石綿）対策推進方針」を策定し直しました。その後、横浜市、神奈川県でも同様の実態調査の見直しが行なわれるなど、吹き付け以外のアスベスト含有建材の実態調査・対策を見直す動きも見られますが、全国的にひろがっているとは言えない状況です。

行政が建築工事を発注する場合の手引きとして用いられている国土交通省の「建築改修工事共通仕様書」の平成14年版では、「９章　環境配慮（グリーン工事）」という章を新たに立てて、法規制の不十分なアスベスト成形板等の「非飛散性アスベスト含有建材」の処理工事においても、吹き付けアスベスト除去工事と同様の対策をとるべきことが明示されました。

アスベストに対する法規制自体も1987年当時と比べると様変わりしているといえ、なかでも1992年の廃棄物処理及び清掃に関する法律の改正、1995年の労働安全衛生法令の改正、1996年の大気汚染防止法令の改正などは、教育施設のアスベスト管理にも大いに関連するものであったと考えられます。

一方で、教育関連施設からアスベストがなくなったわけではないうえに、アスベストの存在の確認不十分、対策（対処方針）の未確立・未周知、アスベストの存在や対策（対処方針）の関係者への未周知、さらには、関係法令や自治体条例等に違反した不法工事がまかり通るといった事態さえ、決して稀とは言えない状況が続いています。その一端は、2000年に東京都文京区さしがや保育園で起きたアスベスト飛散事件にあらわれていますし、この事件に関連して昨年、NHKが東京都23区に調査を行なった結果、自治体でのアスベスト対策にきわめてバラツキが見られると報じられました。

残念ながら、法令等を遵守すべきことを一般的に確認するだけでは、児童・生徒等関係者の発がん物質・アスベストの曝露を予防するうえで不十分と言わざるを得ないと考えています。とくに幼年・若年時にアスベストの存在する環境で過ごすことや、違法工事等による曝露を受けることによる、児童・生徒等の健康に与える長期的リスクは、それ自体一層の解明を必要とする課題であるとともに、成人の場合以上にリスクを高める可能性があることから、予防対策の確保を厳重のうえにも厳重に確保すべきです。

厚生労働省がアスベストの使用等の原則全面禁止を実行しようとしている今こそ、全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の教育関連施設におけるアスベスト対策をもう一度見直す絶好の機会

なのではないかと考え、以下のとおり要請する次第です。

① 1987年当時の吹き付けアスベストに係る実態調査で確認された吹き付けアスベストのその後の処理状況のフォローアップ、及び1990年以降の旧文部省・文部科学省の教育関連施設のアスベスト対策に係る施策について示（資料・文書は提供）していただきたい。

【大臣官房文教施設部計画課回答】国立学校を担当している。国立大学と国立学校の吹き付けアスベストについては、昭和62年度の実態調査に基づき、その当時30万m^2が発見されている。その後、平成12年度までに、さらに発見されたものも含めて約32万m^2の処理をした。これにより、昭和62年度実態調査に伴う国立学校施設のアスベスト対策については、おおむね完了したのではないかと考えている。

【初等中等教育局施設助成課回答】吹き付けアスベストの実態調査については、昭和62年に、全国の公立学校約4万校を対象にして、実態調査を実施した。その結果、1,337校について、使用状況が確認されている。その後、平成10年に再度調査を行い、1,318校で吹き付けアスベスト対策工事が完了していることが確認できた。これによって、公立学校施設のアスベスト対策については、おおむね完了したと考えているが、国庫補助の面については、62年に調査したときに、「公立学校の大規模改造事業」という補助事業があって、その中でアスベスト対策について国庫補助の対象とし、補助を行っているところ。この補助については、まだ今日まで続けて補助をしている状況である。

【古谷】事業実績もあるのか。現在も利用されているということか。

【初等中等教育局施設助成課回答】はい。

【回答】私立学校については、平成元年と平成2年の2年間だが、「私立高等学校等緊急建物環境整備費補助」ということで、アスベスト対策の補助をさせていただいている。この当時調査をしていて、2年で事業を終了しているので、基本的には、当時、工事をやるべきところについては、われわれのこの補助を使っていただき、ほとんどの学校がやっていただいていると思ってはいるが、文書保存年限の問題等もあり、当時の詳細な資料は残っていない。当時、3年の計画でやっていたものを2年に短縮ということでやっているので、ほとんどの学校は終えているものと思う。

【回答】公立と私立の幼稚園について説明させていただく。まず、公立の方だが、昭和62年当時、アスベストの使用施設は39園あり、それ以降追加調査を行った時点では、39園の内36園が国庫補助金等によって改修済み。また、専門業者等により、アスベストが表出していない等によって、工事が必要ないとされた施設が2園あったので、追加調査当時は工事が必要となるのは1園となっていた。私立幼稚園についても、アスベストを使用する施設は、62年当時では202園、その内国庫補助により改修された施設が121園、公立同様、業者等により改修工事が必要ないとされた施設が74園あり、追加調査時には7園が工事が必要となっていて、現在も、公立・私立ともに、補助制度は残っており、随時、改修の方は補助対象としているが、近年については、補助実績は特にない。

【名取】追加調査を行った年限は。

【回答】平成5年。

【古谷】（資料が残っていないとした）私立学校以外は、いまお話しいただいたことの資料を提供していただけないか。

【回答】公表ペーパーは、今のところない。

【古谷】公表用につくったものでなくとも、午前中国土交通省とも話し合ったのだが、営繕課で管理している施設について過去3回行っている調査の資料を、公表を前提とした資料ではないが、どのようなかたちで提供できるか検討してもらっている。検討いただけないか。

【大臣官房文教施設部施設課回答】要望事項1の後段と2、3、4、5まとめて文部科学省全体のことということで話させていただく。

学校施設等におけるアスベスト対策については、「アスベストによる大気汚染の未然防止等について」（1987.11.11）という通知を発出しており、これにより、関係法令、それから関係省庁の通知なども出ているので、それらを遵守して、地方公共団体の関係部局―学校を所轄している関係部局と他の関係部局もあるので―そちらと十分調整していただいて、適切な作業が行われるよう指導してきたところである。また、「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止等に関する参考書の送付について」という通知を翌年発出しているが、この通知により、ご承知の『既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説』（1988、日本建築センター）や、これらの資料を参考にして適切な作業が行なわれるよう指導をしてきたところである。

これらをもとに、アスベスト対策については予算措置をしてきた。それらについて、お手元に参考資料として、配布させていただいた（以下に掲載）。

アスベスト対策に係る予算措置について

【国立学校】

国立学校における吹き付けアスベスト対策工事については、国立学校において既存施設の改修計画を策定し、その一環として対策が進められてきたところである。

【公立学校】

公立学校の吹き付けアスベスト対策工事については、昭和62年度（高等学校及び特殊教育諸学校の高等部は平成元年度）から公立学校施設整備費国庫補助制度における大規模改造事業の補助対象工事に加え、設置者から申請があれば、優先的に採択している。

【私立学校】

私立学校については、改修・改築のための日本私立学校振興・共済事業団の融資については、通常よりも有利な条件で融資するとともに、平成元年度から２年度まで、私立高等学校等に使用されていた吹き付けアスベストの撤去・改修工事に対する時限的な緊急対策として、私立高等学校等緊急建物環境整備費補助を実施し、当該工事に要する経費の一部補助を行なった。

先ほど各国公私立ごとに、処理状況ということで、その中でも少しふれさせていただいているが、国立学校については、既存施設の改修計画ということで策定し、その一環として対策が進められてきたところ。公立学校については、昭和62年度、一部平成元年度ということだが、公立学校施設整備費国庫補助制度というのがあり、そちらの中の大規模改造事業の対象として加え、設置者から申請があったところに、優先的に採択してきたところ。私立学校についても、融資等について、通常よりも有利な条件で融資するなどの対策をとって、吹き付けアスベストの撤去・改修工事に対する時限的な緊急対策として、私立高等学校等緊急建物環境整備費補助を実施して、対策の推進を図ってきたところ。

こういう対策をとってきたところであるが、関係法令、関係省庁の通知等を遵守することを、先ほどの通知で言っているが、これらをあらためて周知するということから、諸会議―教育委員会とか、学校管理者を集めた会議等があるので、こういった会議等を通じて、地方公共団体等の学校の設置者に対して、適切な作業が進められるように指導を図ってきたところである。

【古谷】 それ以降は、アスベスト対策に特化した通知等はだされていないということでよいか。

【大臣官房文教施設部施設課回答】 はい。

② 吹き付けアスベスト以外のアスベスト含有建材を含めた、教育関連施設におけるアスベストの使用実態調査をあらためて実施されたい。

【大臣官房文教施設部施設課回答】 吹き付けアスベストについては、先ほど、実態調査、処理状況等

について、説明させていただいたが、当時、剥落等により、児童・生徒への健康への影響というのが非常に問題になり、そうしたものに早急に対策をとる必要があるという観点から、その実態を調査して、先ほど述べた予算措置等を講じてきた。

吹き付けアスベスト以外のアスベスト含有建材、いま非飛散性アスベスト建材とか言われているが、それについては、セメント等によって固定されているということで、旧厚生省、通産省などから通達が出ているが、その中で、良好な状態にある材料については、加工等の??を行なわない限りは、飛散のおそれはないと言われている。また、学校教育法というのがあり、この法律の中で、学校の設置者により、それと、設置者が設置する学校を管理する者、というのが法律上うたわれている。アスベストの実態把握についても、当該学校の施設の管理の一環ということなので、当該学校の設置者が適切に判断されるものとして考えており、国として一律に調査するということは、現在のところ、考えていない。

アスベスト含有建材が使用されているということで、そういったものを建築物の解体とか、改修する場合には、対策が必要だということで、まず事前に、設計図などによって、使用されている建材の処理等を確認することが大切だと思っている。アスベストを含む建材が使用されていることが確認された場合については、関係法令とか、関係省庁の通知等を遵守し、適切な作業を行い、大気汚染等の問題を起こさないよう、先ほども申し上げたが、諸会議等を通じて、各教育委員会等に周知を図っているところである。

③　法令の改正等も踏まえた、現時点における、教育関連施設におけるアスベストの対処方針の原則、及び、改修・解体・除去等工事、廃棄物処理に係る対策を示していただきたい。

【大臣官房文教施設部施設課回答】改築・増築・改修等の工事を行う場合においては、工事に伴う??、健康、安全、学習、それから生活に支障の生ずることがないよう十分注意することが、当然重要であると考えている。学校におけるアスベストの処理については、大気汚染防止法とか廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの規定に基づき、適切に実施されるべきものと考えている。これまでも、①のところでも話しているが、「アスベストによる大気汚染の未然防止等について」という通知も発出しており、関係法令、関係省庁の通知を遵守して、適切な作業が行なわれるよう、地方公共団体等の学校の設置者に対して、指導を行なってきたところである。

また、関連法令等の改訂については、諸会議等を開催しているので、それら会議を通じて、地方公共団体等の学校の設置者に対して、関連の周知をしてきたところである。今後とも、諸会議等を通じて、地方公共団体等の学校の設置者に対して、アスベストの適切な処理については、これからも指導を図っていきたいと考えている。

④　アスベスト飛散の可能性のある改修・解体・除去等工事は、夏休み等の児童・生徒その他の者が施設に立ち入らない状況のもとで行なうという原則を確立するとともに、施設の再利用（児童・生徒その他の者の再入場）を許可する基準を策定していただきたい。

【大臣官房文教施設部施設課回答】増築、一部改築、改修などの工事を実施する場合においては、児童・生徒などの工事関係者以外の者が、工事範囲にやっているときに立ち入らない状況のもとで行なうということは、当然、守るべき事項であると考えている。施設の再利用に関しては、関連法令に基づいた適切な作業が行なわれた後で開始されるものと認識しているが、アスベストの処理の実施については、先ほどから申し上げているように、関連法令を遵守し、『既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説』といった指針等に基づいて適切な作業が行なわれるよう、地方公共団体等の学校の設置者に対して、指導を行なってきたところである。

⑤　教育関連施設に存在するアスベストに関する情報を、児童・生徒及び父兄、教職員等に公表し、

対策（対処方針）の策定及びフォローアップに参加させることを含めた、適切かつ十分なリスクコミュニケーションをはかる方針を確立していただきたい。

【大臣官房文教施設部施設課回答】 一般的ではあるが、学校施設の整備に関しては、学校、家庭、地域等の参画により、総合的に計画することというのが、条例であると考えている。また、より効果的、効率的な施設運営を行なっていくためにも、施設の関係者において、継続的に施設使用者と情報交換等を行っていくことについては、非常に有効であるとも考えている。これらのことを踏まえて、児童・生徒、教職員などとの適切な情報交換の重要性については、今後とも、諸会議等において、呼びかけてまいりたいと考えている。なお、これらの学校、家庭、地域などの参画だとか、情報交換の方法などの紹介については、各地方公共団体等の学校の設置者において、個々の学校の状況とか地域の状況等、いろいろな状況があるので、それらの状況を踏まえて適切に判断されて進められるべきものと考えている。

【名取】 私も数年前までは、皆さんと同じように、吹き付けアスベスト関連の諸対策は、10数年前の対策で十分でうまくできているのかと思っていたのだが、実際にある自治体で、設計図をもとに建物を調査しただけではなく、実際に現場に行って天井の点検口を開けてみると、中に吹いてあることがすぐわかる。確認させていただいたところ、残念ながら小学校も含めて、設計図面では記載のないところに吹き付けがある、逆に吹き付けがあるとされたところにはない、というように設計図面だけでは不十分なところがだいぶあるということを経験して、どうも10数年前の調査の仕方ではだいぶだめなところがあるとわかった。実際に、吹き付けされていることを知らずに、リフォーム工事が実施されてしまう。それから、当時文部省で出された吹き付けアスベストは、3つの商品しか指定していないので、残りの商品はチェックしていなかった、と実際の担当者も言っている。さらに、吹き付けアスベスト以外のロックウール、岩綿吹き付けとかひる石吹き付けにも、1975年から1980年くらいまでアスベストが混入していたということも、例えば環境省でもあとで認めた。そうすると、1980年代の終わりに文部省が行った調査をもとにして、どうこうということではなく、そこで落ちている比率が―正確にはわからないが―どうも2割、3割ありそうだということが、この数年のうちにわかってきたので、再度今年は、もう一度新たな気持ちで調査をしないと落ちてしまうということで要望させていただいた。そういう意味で、もう一度調査をし直されたらどうかということなのだが、そのへんをどのようにお考えか。

【大臣官房文教施設部施設課回答】 昭和62年の調査の時点で、吹き付けアスベストの商品名が限定されていたということで、緊急性がある、早急に調べる必要があるということで、考えていた。その後、3商品以外のものも認められた、ロックウール（吹き付け）等についてもあるという話は、先ほどの『指針』等の中にも入っている。62年の調査の時には、そういったものを点検・調査して、飛散防止等を確保するという観点でやった。その後の対策については、通知等を出して、『指針』の中にも3種類以外のものも入っているので、この通知においては3種類以外のもの、それからロックウールについても対象になっている。

【古谷】 そういうことではなく、私たちが指摘して、5年ほど前に変わった（アスベスト対策情報No.24（1998.7.1）及びNo.26（1999.8.1）20頁参照）。新しいものではさらに増えている。

【大臣官房文教施設部施設課回答】 （日本）建築センターの方に、これ（『指針』）の改訂版が出ているかどうか尋ねたのだが、改訂版まではまだ出ていないということだった。

【古谷】 正誤表というかたちではさまれるようになっているはず。

【大臣官房文教施設部施設課回答】 正誤表も取り寄せようとしたのだが、建築センターの方で、ないと言われて…

【古谷】 環境庁の『建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル』（1999、ぎょうせい）には、変わった、追加された商品名のリストが掲載されている。

【名取】 そういう前の調査だったので、見過ごしていたということが、実際に出てきている。

【永倉】３種類の商品名だけだっただけではなく、「次の商品名については吹き付け石綿ではないので注意すること」として15品目あげてあるうちに吹き付け石綿があった。緊急性ということはもちろんあったにしろ、最初の調査から事実漏れてしまったものがあったことは確か。東京都の練馬区での話だが、区にアスベストの調査票を教えてほしいと申し入れたところ、昭和62年の調査については「ない」と。それでは除去工事はどうやっているのかと聞いたところ、当時の調査に基づいたアスベスト除去を行なっているという回答があったのだが、それについていろいろ調べてもらったところ、練馬区の小中学校の施設が全部で103あるのだが、その中で少なくとも成分分析調査を行なわなければいけないような吹き付け材がある学校が47校出てきている。それらについてはサンプリング調査をしてもらい、早急に手当をしなければいけない学校も出てきているようだ。正式な回答は８月にもらうことになっているのだが、練馬区だけでもそういう実態。昭和62年に調査を行ったからアスベスト問題は終わったという認識は、たぶん全国の教育委員会等でももっているだろう。実際にそういう話を聞く。それでは当時の調査記録を見せてほしいときくと、保存年限が切れていると。そういう実態だ。

【名取】私の場合は文京区だが、実際に現場に行ってみると、例えば、小学校の体育館の器具庫工事の上に吹き付けてあって、ボールが当たった跡がへこんでいる。吹き付けアスベストの処理は終わったと思っていたのだが、どうも実態は違うぞということを、現場で増えてきているので、踏まえて考えていただきたい。

【古谷】1986年当時のことを否定しているのではなく、その後にいろいろ新しい知見も出ているし、法規制も大きく変わっている。とくに国土交通省の共通仕様書が、去年変わっているし、午前中話をしてきたら、来年も変わるということだ。アスベスト処理が大きく変わってきている。法令の規制の対象になっている吹き付けだけでなく、アスベスト成形板等もそれに準じてやりなさいということになってきている。そういう新しい状況に対応できているのかということ。今もいくつか出されたが、川崎市の保育園から出てきた話から、神奈川県でも調べたら高等学校の施設等で（1986年当時の調査漏れが）どんどん出てきている。自治体レベルでは、（1986年当時の）方針を変更しているところが出てきている。文京区の事件は今ちょうど最中だが、不法工事による子供たちへの健康影響を踏まえた報告書が近々まとまる予定。新しい流れと今の状況を踏まえた検討をお願いしたいのだ。

【大内】アスベスト問題は、学校の吹き付けアスベスト問題からひろがっていったと思う。国会でも問題となったと思うが、それの結果の報告が国民に対してなされていないことが大きな問題だ。10何年も年月が経って、いま説明されたような、処理がこれだけ進められたということが、事実として伝わっていないということも問題。どのように、いつ、どんなかたちでやってきたかということを、もう少しきちんと示していただきたいと思うが、そういうことをホームページなりで出して示す必要がある。

【永倉】去年、信州大学附属の松本小学校の工事改修の時に、父兄の方から連絡があった。どうもアスベストの工事をやるようなのだが、校長先生も教頭先生もどうもアスベストのことを全然知らないようだ。どうしたら、誰に相談したら、子供たちを守れるのですかという相談だった。そういう話が他からも来ます。そういうことをきちんとやっていただきたい。危険なところに子供を置かないという権利を保証していただきたい。

【大内】当時の調査では、（調査を）やっていない部分もあったと伝えられているが、実際にどの程度の調査が行われたのか。調査方法なども、詳しくどういうところを調査したのかということも教えていただきたい。処理も行なわれたということだが、すべて除去になっているのか。

【大臣官房文教施設部計画課回答】国立学校については、当時あった、除去、封じ込め、囲い込みとかいったそういう対応をしている。

【大内】ということは、封じ込めや囲い込みで、アスベストがまだ残っているところもあるということか。

【大臣官房文教施設部計画課回答】おっしゃるとおり。

【大内】では、32万m^2のうち、どのくらい残っているのか。

【大臣官房文教施設部計画課回答】 そこのところについては確認されていないが、当然今後、そういった施設については、改修とか改築等を進めているわけで、その中で当然、封じ込めされているものについては、除去していくという手法をとっている。

【大内】 32万m^2処理されたといっても、封じ込めだったらまだ実際に残っているし、薬剤が剥がれたりする場合もあるのだから、処理されたことにはならないのではないか。

【大臣官房文教施設部計画課回答】 当時、対策については、そういう処理をすると（いうことになっていた）。そういう処理をすることによって、安定された状態になる。安定された状態になるということは、厚生省の通知等においては、健康上の被害はないとされていることから。そのままにしておくことが、将来ともに安全だということは誰も言えないことだ。そういう面から、改修・改築等の学校の計画に伴って、その一環で処理を考えている。

【古谷】 今回、要望させていただいたもうひとつの理由は、お聞きおよびと思うが、厚生労働省がいよいよアスベスト含有建材等を禁止しようという作業を進めているということ。そうすると、残るのは、すでに使われてしまっている建材等をどのように処理していくのかという問題だ。その中で教育施設についてどうしていくのか。したがって、もう一度アスベスト問題が脚光を浴びる可能性も含めて…

【名取】 たぶんそういう中で、10年前のものが少し古かったなと。吹き付けアスベストでも違ったし、建材もきちんとやらなければいけない。この１、２年に、そこを充実しなければいけない時期だ。

【古谷】 当時の処理方針に従っていてもまだ残っている、当時みていないアスベスト建材や含有物があって、その問題は終わっていないということ。川崎市の再調査のきっかけはアスベスト・フェルト材で、これも（1986年）当時の調査からは漏れていた。指摘されたように、当時の指示に従っていても、設計図書をみただけでは把握できないものもある。天井を開けてみればわかる。本当に現場で見てほしい。

【名取】 小中学校で30か所の現場を見てまわれば、必ず、あれっと思いますよ。

【永倉】 現場の人は本当に知らない。何かも知らないし、危険性も知らない。知って、それからパニックになる。

【古谷】 久しぶりの機会で、また同じかたちで再度ということにはルールもあるのでしょうが、この場限りでまた来年ということではなくて、それぞれの部署で早急に考えていただきたいと思うので、よろしくお願いしたい。

※この交渉（7月23日）の後に、以下の通達が出された。15年の空白をこの一片の文書だけをもって埋めることは困難と思われます。

学校におけるアスベスト（石綿）対策について

平成15年10月1日付け各都道府県教育委員会施設主管課宛て
文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課及び
文部科学省初等中等教育局施設助成課連名の事務連絡

学校の室内環境は安全で快適なものとする必要があることから、従来より、アスベスト（石綿）対策については、「アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止について（通知）」（昭和62年11月11日付け62国施指第4号）、及び「吹き付けアスベスト（石綿）粉塵飛散防止処理技術等に関する参考資料の送付について（通知）」（昭和63年7月9日付け63国施指第4号）等により適切な対応をお願いしてきているところであります。

このたび、各学校等における最近の対策状況等を踏まえ、別紙のとおり、学校におけるアスベスト対策に関連する留意事項を取りまとめましたので、より一層のご配慮をお願いします。また、アスベスト対策工事に

係る国庫補助制度を活用してアスベスト対策が推進されるようお願いします。

さらに、このことについて、域内の市区町村教育委員会に対しても周知されるよう併せてお願いします。

問合わせ先

[施設の整備に関すること] 大臣官房文教施設部施設企画課指導第三係　電話 03-5253-4111（内線2292）

[国庫補助制度に関すること] 初等中等教育局施設助成課技術係　電話 03-5253-4111（内線 2078、2051）

（別 紙）

1. アスベスト対策の留意事項について

(1) 「特定化学物質等障害予防規則」（昭和47年9月30日労働省令第39号）が平成7年1月26日に改正され、石綿を1%を超えて含有する「吹付けロックウール」、「吹付けひる石」、「パーライト吹付け」、「発泡けい酸ソーダ吹付け石綿」等についても「労働安全衛生法」等の規制の対象とされていること。

(2) 経年変化で劣化したり、ひっかくなどにより損傷のある吹き付け材の場合、建築物内のアスベスト繊維の濃度が周辺環境大気中の濃度より高くなっている可能性があり、その際は、適切な処置を検討する必要があること。

(3) 除去工事等の実施にあたっては、アスベストの環境大気中への排出抑制等について配慮するとともに、関係法令及び関係省庁の通知等を遵守し、地方公共団体の大気保全部（局）等関係部局と十分連絡調整のうえ、適切な作業を行うこと。

また、既存建築物へ施工された吹付けアスベストに関する調査・診断方法及び粉じんの飛散防止の処理方法については、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」（日本建築センター）や「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」（環境省）等を参考として適切に行うこと。

2. アスベスト対策工事に係る国庫補助制度について

(1) 大規模改造事業（法令等に適合させるための内部改造工事）

アスベスト対策工事（除去、封じ込め、囲い込み）について補助対象としている。

(2) 大規模改造事業（老朽施設改造工事）

大規模な老朽改修工事等を実施する際のアスベスト対策工事（除去、封じ込め、囲い込み）について補助対象としている。

(3) 改築事業

改築の際のアスベスト撤去工事費について補助対象としている。

（主な関連法令）

労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号平成15年7月2日改正）

労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日 政令第318号平成13年3月28日改正）

特定化学物質等障害予防規則（昭和47年9月30日労働省令第39号 平成13年7月16日改正）

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号 平成15年6月18日改正）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号 平成15年6月18日改正）

（主な参考文献等）

既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説

日本建築センター 平成4年7月

建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について

環境省環境管理局大気環境課 平成13年3月

既存公立小中学校施設の適切な維持管理及び環境保全について

平成15年9月19日付け15教学義第793号
各区市町村教育委員会施設主管課長宛て東京都教育庁学務部義務教育心身障害教育課長通知

貴教育委員会におかれましては、小中学校の維持管理等について、日頃から建物修繕や校内環境保全などにご努力されていることと思います。

最近、建物解体時等に公共施設や学校施設等において、アスベスト含有材の存在が判明した等の情報もありますので、各設置者及び学校におかれましては、この点につきましても、適切な維持管理・環境保全に努められますようお願い致します。

大規模改造事業の「アスベスト対策工事等に対する補助」につきましては平浅10年度をもって終了しており、公立学校施設整備事務ハンドブック（平成15年度版）及び平成15年4月1日付け「平成15年度大規模改造事業に当たっての留意事項（15文科初第12号別添）」には補助項目として明記されておりませんが、アスベスト含有材への対策工事については、大規模改造事業の「法令等に適合させるための改造工事」により補助対象とすることが可能である旨、文部科学省に確認いたしました。

なお、上記の補助につきましては、個別対応とされておりますので、既存施設にアスベスト含有材の使用が判明し、対策工事を必要とされる区市町村につきましては、早急に当課にご相談下さいますよう重ねてお願い致します。

［別添］

第2節　補助事業の概要

8　大規模改造事業

1　趣　旨

経年により、通常発生する学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置及び建物の用途変更に伴う改装等の大規模工事を促進する（国が補助を行う）ことにより、教育環境の改善を図り、もって学校教育の円滑な実施に資するとともに、あわせて建物の耐久性の確保を確保を図る。

2　補助率

一般地―1/3

財政力指数1.00超の地方公共団体―2/7

3　補助対象校

公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校、中等教育学校

4　補助基本額

原則として7,000万円～2億円

5　補助対象事業

［ア、イ、省略］

ウ　法令等に適合させるための改造工事（昭和63～）

①　補助対象工事

a.　消防法、水道法等の法令に適合させるための改造工事

※防火扉、火災報知機、下水道への接続工事など

b.　PCBを使用した照明器具の交換工事等

②　補助対象工事費：400万円～2億円

［エ以下、省略］

※これは、練馬区の問題がテレビで報じられた直後に、東京都が文部科学省に問い合わせた後、発した通知である。

環 境 省

2003年7月23日(水) 14:30～15:30　環境省1階共用第2会議室

環境省側出席者

①大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課　課長補佐　烏山
②大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室特別廃棄物調査係　係長　宮野尾
③大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室包装リサイクル企画係　係長　森本
④総合環境政策局環境保健部環境安全課　課長補佐　福島
⑤環境管理局大気環境課排出規制係　係長　古川一美
⑥環境管理局大気環境課排出規制係　係員　服部麻友子
(窓口：大臣官房政策評価広報課環境対策調査室相談係 岩本宏幸、TEL 5521-8214/FAX 3591-5939)

全国連側出席者

11名： 古谷杉郎、永倉冬史、名取雄司、大内加寿子、林充孝、宇野林蔵、外山尚紀、古川和子、大森華恵子、大森美華子、宗像正男

1. 全省共通項目

① 厚生労働省「石綿の代替化等検討委員会報告書」に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

② 厚生労働省の、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】 皆さん方には毎年ご意見をいただいているところであり、私も3年目になる。他省庁の関係も多々含まれているので、なかなか明快にお答えできない部分もあろうかと思うが、よろしくお願いしたい。まず、私の方から、1、2、3についてお答えさせていただく。

1の①と②については、合わせてお答えさせていただく。

内容的には厚生労働省の管轄するところだが、押出成形セメント板か住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板等について、石綿の使用を不可欠なものではない等から技術的に代替化は可能であるということで、これらの製品についてアスベストの使用を禁止する方向で、法令の改正手続を行なっていることは承知している。これは、厚生労働大臣のご発言に基づくものだと思うが、作業中だということは聞いている。今回の厚労省の取り組みだが、主には労働者の方の曝露防止という観点からのものであると思っているが、こうした元々の禁止をするということは、環境上からみても、今後の後年度負担というか、そういうものを減らすという意味では、意義あるものなのかなと考えている。

いずれにしろ環境省の所管としては、以前使われたものをどうするのかという、こういった動きに大きく左右されるかというと、あまり影響はなくて、それはもうきちんとやらなければいけないと思っている。環境省としてできること、石綿の環境への排出であるとか移動量の監視、一般環境への飛散―粉じん発生施設や解体作業等々、いろいろ発生源はあろうかと思うが―そこに対してきちんと措置を講じてまいりたいと考えている。

③ 要請書まえがきで述べた、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に対する石綿対策全国連絡会議絡会議の意見(別添)に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】 これについては要望が4つほど出されているものと思っているが、環境

省としてどうかと言われると所管の問題が出てきて答えずらい問題だが、先ほど言ったが、やはり環境省としてできること、いま取り組んでいること、これをしっかりやっていくことだろうと思っていて。一部、石綿の含有率とか定義上の問題があり、環境省ではっきりいってこういうパーセンテージの定義はしていない。ただ、どちらかというと高濃度の曝露、作業環境を司っている法律に横並びをとっているというようなかたちで、マニュアル等々を作成させていただいているので、当然のことながら、含有率が下がるということは悪いことではないと思っているし、ここは例えば、労働安全衛生法令の何らかの改正があって変わった場合には、少なくとも歩調を合わせていくというふうには思っている。これくらいで勘弁願いたい。

④ アスベスト禁止の導入に関して、貴省のいずれかの部局において、関係業界（建材メーカー、ゼネコン、設計業者、施工業者、解体業者等）から何らかの意見・要請が寄せられたり、話し合いを行ったり、または働きかけていることがあれば、お聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】 いずれの部局においても、そのような話とかはない。圧力とかもない、と聞いている。

⑤ 現行のアスベスト含有建材対策が十分か、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】 この要請については、いろいろ取り方があるかと思うが、アスベスト含有建材の対策については、まさに吹き付け以外の部分だと思うが、大気の立場としても、皆様方からのご指摘等々も受けて、手を付け始めてデータをいま収集しているところで、きちっとしたデータを取りまとめたうえで、判断させていただきたい。

⑥ 全アスベスト含有製品の製造と流通に関する調査を製造会社が行うこと、国が責任を持って実施するよう監督指導することに関して、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】ここは通商制度を所管する省庁の守備範囲だろうと思っていて、調査の必要性等について、果たして何ができるのかわからず、当省の立場としては、いまのところコメントすべきことがない。

⑦ アスベスト対策は、省庁が垣根を越えて協力する必要のある課題であるが、既存アスベスト対策に関して、省庁連絡会議を行う必要があるか、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】 以前、阪神大震災の直後に一時連絡会議をもったという事実がある。…（一部聞き取れず）…ただ会議を行なうことが必要かどうかということは別にして、アスベスト問題については幅広い省庁が関わっていて、いろいろな関係する法令の動きであるとか、いろいろな省庁が持っている情報等については、収集をお互いにしていくことは重要なことだと思っている。

いずれにしろ、繰り返しになってしまうが、当省でできること、取り組んでいること―例えば、建築物解体に係る飛散防止対策とか環境法上の廃棄物の処理の問題等々、実態の把握に努めて、情報収集について今後ともをきちんとやっていきたい。

2. 環境省の総合的施策

① 厚生労働省の政令案は、既存アスベスト対策を含めた総合的対策の見直しと、確立を迫るものになると認識している。被害の将来予測の努力の継続、環境曝露の発生源の確認、とりわけ建築物解体及び廃棄物処分（廃掃法の対象・非対象のアスベスト含有廃棄物双方）に係るリスクの評価、将来予測、対策など、貴省に関係する施策の見直し、確立を図るとともに、総合的対策の確立に向けて、関係省庁との協議のイニシアティブを発揮されたい。

【環境管理局大気環境課回答】当省としては、アスベストの原則使用禁止という動きは厚労省の中であるわけだが、先ほど言ったとおり、すでに使用されたものがあるわけであって、それに対しての対応が重要と思う。当省としては、建築物の解体・改修に係る飛散防止対策とか、その後出てくる廃棄物の処理等々について、必要に応じて実態を把握して、データ収集していくことだろうと思う。

② 委託研究等に際し、アスベスト製品製造会社及び民間シンクタンクだけでなく、アスベストに詳しい環境リスクの学者等専門家及びNPOと委託研究を行う時期と考えるが、再度お考かをお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】昨年度もたしか要請のあった内容だが、当省でアスベストに関わる委託調査なりを実施しているが、これまでも必要に応じていろいろな団体の方々、専門家の方々等を含めて、調査の際に、情報を提供していただいたり、ご協力していただいたりしている。調査方針とか調査の具体的内容等については当省でやっているわけだが、業界寄りでもなく、中立的な立場で委託調査を実施してきたつもりでいる。また、今後ともそうしていくつもりでいるが、アスベストの調査の委託先に限って言えば、知見、知識をお持ちの機関や団体を選定するのが妥当だろうと思っていて、今後においても、例えば今年度も予定しているが、実際に分析をするとなると、そのための特殊な機材がきちんとできる方を要しているところが適当かと思っている。そういった考えのもとに委託先を決めていきたい。

なお、昨年度、実際に解体現場の調査をやろうということで企画していて、その際に皆さん方から情報やご指摘をいただいたところで、調査の開始の前にお話をいただいたので、内容に盛り込ませていただいて調査を行なったところ。残念ながら、なかなか件数が、天井裏とか、特化したものになっていくと少なくて、情報が非常に少なかったということだったが、今年度も引き続き、作業手順―現行の規制でもちょっと灰色になっている部分なので―調査を進めていきたいと思っている。

③ 情報提供に関して、EICネット（国立環境研究所の環境情報案内・交流サイト、（財）環境情報普及センターが運用）の「環境Q&A」では、環境に関連するさまざまな質問に対する回答が掲載され、誰でも見ることができるようになっている。回答は、登録された会員（無料で誰でも登録できる）が仮名で行っている。このサイトでの情報について、貴省はどのように関与しているか、お聞かせいただきたい。このサイトを通じて、間違った情報や不適切な情報が公の情報と混同されて流布する可能性がないかどうか、貴省のお考えをお聞かせいただきたい

【環境管理局大気環境課回答】これは、いま現在独立行政法人になっている国立環境研究所が独自に運営しているものであり、当省として、ホームページの作成なりに関与しているということは、ない。ご参考までに、一応、民間の方とか企業の方が自由に参加できるようなサイトとして運用されているようで、やはり明らかに不適切なものはセンターの方で削除する仕組みになっているようだ。インターネットを開けると事業規約というものが出ているが、規約に沿ったかたちでの利用を原則としているということ。

【大内】環境省として直接ホームページの内容に関与していることはないとのことだが、実際環境省のホームページの一番下のところには、EICネットのリンク先のアイコンがあるし、EICネットと言えば環境省と関係のある公益的な団体の情報みたいなイメージでとらえられている。実際はそうじゃないかもしれないが、Q&Aの内容は、誰が書いているかわからない、匿名の回答だ。匿名で質問し、匿名の人が回答している。中には、アスベストが禁止になったら、今使っているアスベストも全部使えなくなりますという回答をしている人がいたり、アスベストでも室内に使われている吹き付けられているくらいはたいしたことないので気にしなくていいですとか、そういったことが回答の中に出てきてしまう。それをどうチェックしているかもわからないが、誰でも読めるし、環境情報として流れている。環境情報も、アスベスト情報も非常に少ないが、たくさんあればよいということではなく、やはり正確な情報がきちんと伝わるということが非常に必要だと思う。今までアスベスト対策が遅れてしまっているのも、ひとえにアスベストはもう使

われていないと思い込んでしまってきたことにあると思う。ちゃんとした情報がきちんと伝えられることによって、防ぐべき被害を防いでいくことが一番大切なわけなので、公的な―そういうふうに思われるサイトに不適切な、正確でない情報がどんどん流れてしまうことは、環境省としてもきちんと対応してほしいと思う。匿名でなく流すとか、EICとしての回答として流すとか、責任の所在がはっきりするようなかたちで流していただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】…（一部省略）…国とまったく関係ないかと言えば、つい少し前まで国の研究所としていて、それが独立行政法人というかたちの中でおそらく独自性を出していったりとか、法人の使命があるのでその中で一般の方が自由に掲載したりすることができるサイトとして開設したものだと思うので、それが変な誤解を与えるということであれば、こういうご意見があるということで、伝えたいと思う。

④　アスベスト製品の情報及び飛散しやすい製品に関する情報の周知を行うことに関するお考えをお聞かせいただきたい。特に吹き付けアスベストのある建築物の所有者使用者に対して、飛散防止対策に必要と思われる情報や注意点についてまとめたパンフレット等を製作する等、情報提供を行う必要があると考えるが、いかがお考えかお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】アスベスト含有製品の情報については、通商制度を所管する経済産業省だと思うが、PRTR法なり労働安全衛生法に基づいて、製品安全データシーとなるものがあるやに聞いている。また、石綿含有製品に特化して言うと、「a」マークということで、含有されているという表示をするようにという指導も行なっていると聞いている。それ以上のものが必要かどうかということについて、「（中村敦夫参議院議員の質問）趣意書」でもふれられていたのではないかと思うが、いいことだとは思うが、いい悪いということをなかなか言う立場にないというのがちょっと歯がゆいところだが、いま言ったようなものがあるということは承知している。環境省においては、環境中への飛散の問題が出てくるので、前にご紹介させていただいていると思うが、3年ほど前になると思うが、アスベストの危険性や飛散防止についての一般向けの啓発用のパンフレットとか、石綿排出作業に伴う法的な届出や対策を打つ手順等々について、建物の所有者や施工事業者向けに手引きなどを作成して、自治体も含めて配布してきているところ。なにぶん予算もないので部数が整っていないこともあり、また、皆さんからのご指摘もあって、ホームページへの掲載も行なっているところ。それでも自治体から資料としてほしいという要望もあり、実は平成2年くらいから自治体の職員向けにアスベストの測定の研修を行なっており、その中の教材としても使用している。少しでも毎年できるだけ多く自治体に配布して、活用していただくということで、限られた予算の中での対応ということになるが、今後も努力していきたい。

【大内】リスクコミュニケーションについては、円卓会議というのがあり、ボランティアで集まってきた方々と職員の方が何回も継続して、リスクコミュニケーションについての今後の方向を議論している。アスベストについても、その実践活動のひとつとして、もう少し常時こういう場で情報交換を進めていくかたちでやっていただきたい。

3.　大気汚染防止法に基づく建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策

①　平成13年度以降の特定粉じん排出等作業を行う建設工事（特定工事）の届出件数及び「（推定）カバー率」、計画変更命令、作業基準適合・作業一時停止命令、報告・検査の各件数、及び、各々の違反に係る罰則適用件数を示されたい。

【環境管理局大気環境課回答】大防法の届出件数と労安衛法との比較でのカバー率ということだが、平成13年度の大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出件数は1,076件あった。大防法においては、規模要件を設けていて、建物の延べ面積が500m^{2}以上、吹き付け石綿の面積が50m^{2}以上という工事を対象としており、一方、労働安全衛生法の届出の方はこういった規模の要件がなく、厚労

省に問い合わして、労働安全衛生法上の届出は1,370件、13年度にあったということである。したがって、単純に計算してカバー率として約8割程度。14年度についてはただいま集計中なので、もう少し時間をいただきたい。また、平成13年度に大防法の規制事業として、立入検査については221件。特定粉じん排出等作業について無届とか不適切であるということで、自治体が行なったもの。計画変更命令、監督、その他の行政指導については、実績としてはあがってきていない。罰則の関係については、司法判決までにかなり時間がかかるので、調査項目にしていない。

② 平成14年度の石綿飛散防止対策の計画について、お聞かせいただきたい。昨年の話し合いでは、「含有建材を使用した建物の解体に係る知見の収集とともに、飛散の実態調査を予定している」と答えられ、また、5月24日付けの政府答弁書によると、「吹き付け石綿以外の石綿含有建材については、大気汚染防止法の規制の対象となっていないが、現在その製造、使用実態等に係る調査を行っており、今後、当該建材に係る大気の汚染の防止対策の必要性を検討することとしている」とされているが、具体的な進展・成果等があればお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】14年度の大気環境課でやった政策ということだが、先ほど少しふれたように、石綿含有建材を使用した建築物の解体・改修工事に伴って出てくるであろう石綿の飛散濃度の測定と、石綿飛散防止対策技術調査というかたちで実施している。報告書は現在取りまとめ中で、もうしばらく時間をいただければ完成する。その石綿濃度の測定の部分だが、実際の建築解体工事現場を対象として、石綿含有建材を使用した建築物の解体等に伴う周辺環境、作業環境における飛散濃度の測定・分析を行なった。対策技術の方については、現場でどのような対策をして工事をしているのかという実態調査と、それから文献に基づいて解体の工法別、手順別に石綿飛散防止対策技術の特徴について整理している。先ほど少しふれたが、天井裏等々についても14年度から取り組んでいるが、残念ながら件数は少ない。

③ 平成15年度の石綿飛散防止対策の計画についても、お聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】 今年度の調査は、昨年度に引き続き、実際の解体工事等の現場を対象として、石綿飛散濃度測定を進めていきたい。昨年度は、スレート板とか石綿ボードとかを中心にみてきたが、今年度は、石綿保温材や天井裏に使われているものを調査を行なっていきたいと考えている。

【名取】 非常に大事な基礎的な調査を行ないつつあるということを聞いて非常に嬉しく思っているが、まず基本的な点の確認だが、平成13年の調査は、内部的なものなのでまとめとしてはだされていないと昨年うかがったのだが

【環境管理局大気環境課回答】 一般的、積極的な公開は行なっていないが、図書館に納めて皆さんが見れるようなかたちはとっている。

【名取】昨年うかがった以降にできたわけだ。

【環境管理局大気環境課回答】処理は遅れたが、出来上がった。

【名取】 それは提供していただきたい。平成14年、いろいろ実態を調査に行かれたとうかがっていたが、その段階ではまだ濃度測定はされていなかったですよね。

【環境管理局大気環境課回答】昨年のこういう場の時には、まだ前だった。昨年度は6件、工事現場で測定を行なった。

【名取】最近は文献調査もされているとか。

【環境管理局大気環境課回答】昨年度は、測定と飛散防止対策技術でいろいろ文献調査を行った。今年度は、その延長線上で、昨年度はどちらかというと石綿成形板中心だったが、もうひとついろいろ言われている保温材や屋根裏の吹き付けの問題をやっていきたい。

【名取】 問題は、調査をすると言って行くと、その日だけきれいにするというようなことがある。私たちが作業をする人から話を聞いていると、どうもこの作業が一番ひどそうだ、これはあまりそうでもないかなと、実測したわけではないが、そのような話はうかがう。一番大事なのは、測定をされる基礎的なものの聞き取りがされたうえで、様々な状態に応じたものが反映された測定であるかどうか。実態把握がされずに、ある作業の測定がされてしまった場合に、どういう値か評価できなくなってしまう。そういう実験計画的なところに私たちの指摘のような意見を反映しておかないと、一生懸命調査されても、後からみてこれは実態からかけ離れたものを測っているんじゃないかとなる。そこらへんをどのように進めてきたのか。建物の改築・解体を手ばらしでやっているような現場は、実際にはほとんどないので、外さなくちゃいけない。

【環境管理局大気環境課回答】 …（一部聞き取れず）…実際に測った場所は、手ばらしでやっていた。

【名取】 今回の要請に参考資料をつけているが、実態は手ばらし解体はきわめてまれで、バール解体でやられている。そういうところで、手ばらしのところで測って、たいしたことはなかったというデータを出されても、現実の状況を測ったことにはならない。理想的なものを測ってそれをもとに推計されても、PRTR上も意味がない。ちゃんとやるなら、最悪状態ではこうなっていて、最良状態ではこうで、現実の平均値はこうだと。こういうかたちで啓蒙をしたら、最良状態がこれだけ増えたというようなことをやらなければいけないのではないか。

【環境管理局大気環境課回答】 おっしゃる趣旨はわかるが、少なくとも国の委託で調査するということになると、構えてしまうところがあって、なかなか実際にバリバリッやっているところを測るということは難しいと思うが、そういう意味で文献なりで補完をしていくほかない。実際には、国土交通省の営繕から情報をいただきながら、入れる現場、タイミングのあった現場、でいかざるを得ない。短期間の作業になるし。手ばらしのところと条件を付けた覚えはない。

【名取】 ないけれど、測ったところはそうだったと。他の濃度測定と補っていただかないと、実態とずれる。

【環境管理局大気環境課回答】 そこのところは、皆さんから以前から言われているが、現場がないというのも事実で、苦しいところもある。

④ 5-②に記載したように、貴省では有害廃棄物対策として、今年度中を目処に、「石綿（アスベスト）含有スレート板」の適正処理ガイドラインを作成中と伝えられているが、この動きと石綿飛散防止対策が、どのような関わり合いをもつのかも、お聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】 大気環境課、大防法の方では作業に伴って出てくる飛散防止、作業が終わった後の剥がされたものが廃棄物としてでてきたものは廃棄物の方の関係になる廃棄物の方からも話は聞いていて、非飛散性アスベストの廃棄物の処理条件について、中間処分場とか最終処分場各々について数箇所程度調査中だと聞いている。取りまとめについては、もうしばらく時間をということである。

⑤ 天井や照明器具の処理に際し、現行法令や「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」に述べられた「除去作業の手順」では、吹き付けアスベスト対策では不十分であることを示す報告がなされている。現状での見直しに関する検討に関して、いかがお考えかお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】 こちらは調査の内容と密接に関係してくるものだが、こうした報告なり、ご指摘があるということは皆さんからお聞きして承知している。昨年度、今年度行っている調査を通じて、そのへんをきちっとみたうえで、グレーの部分を白にするのか黒にするのか、そういった意味合いも含めて検討していくこととしている。いずれにしても、きちんとしたデータを集めて現状を把握することが大事だと考えている。また、作業手順というと、労安衛法の特化則の方の作業基準とかなり密接に関係し

てくるかと思うので、厚労省の方の動きにも注意をしながら、高濃度曝露のおそれもある労働者の方々の基準をにらみつつ、検討していきたい。

⑥　工業港湾地帯等石綿スレートの工場倉庫等が群立する地域で劣化の状況等の調査をする必要性があると考えるが、お考えをお聞かせいただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】これも大変悩ましい要請であるが、どこの所管かという問題もあろうと思う。もうひとつ、現実的に可能なのかどうかということ。それから、所有者の方も含めて、誰が、何を、どれくらいするのかなど、様々な問題があって、なかなか答えにくい部分だと思っている。ただやはり、個々の建築物について調べていって、何を指標に置くのかということもあるが、個々に調べていって整理しているというのは、膨大な費用と時間がかかるものじゃないかと思っていて、現実的かどうかと。必要かどうかと言われると、個人的にはした方がいいかもしれないかとも思うが、組織の取り組みとしてどうかというといろいろな壁がありそうだ。

4．化学物質管理促進法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

①　2001年度の石綿の輸入量８万トン弱（2001年度）に対して、公表された排出量・移動量が約4千トンという数字についてどう評価されているか、お聞かせいただきたい。また、届出事業者数が１１１という数字についてどう評価されているかについても、お聞かせいただきたい。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】化学物質の種類とか用途、業種、工程などによって、化学物質の使用や排出の形態は多種多様であって、製造量あるいは輸入量と排出量あるいは排出事業者数の評価を行なうことはなかなか難しい。石綿の場合だと、2001年度の輸入量79,463トンに対して、届出排出・移動量が4,160トン、5.2%。他の物質の製造・輸入量等の確立された統計がないので難しいが、いくつか公表されている国の統計ではない統計でみると、排出・移動量がトルエンで 11.7%、キシレンだと1.5%という水準だが、この比率をもって、トルエンとキシレンと比べてどうかとか、あるいは石綿と比較して議論することは難しい。やはり、個々の場面場面でみていかなければいけないのではと思っている。届出事業所数の１１１についても、物質の種類ですと用途、業種等々によって、1事業所あたりの取扱量が変わってくるだろうし、それによってその事業所に届出義務があるかどうかも変わってくるので、この数字だけをもって何らかの評価を行なうことは難しいと考えている。

②　私たちは、全体の届出排出量が３,２４０kgは少なすぎるのではないか、その理由として、排出量の届出が３１事業所のみであったことなどから、排出量を算定するのに経済産業省・環境省の「PRTR排出量等算定マニュアル」や日本石綿協会の「PRTR排出推計マニュアル」が十分周知されてないことがあるのではないかと考えている。排出量を0としている事業所に再度推計方法を周知徹底させた上で、データを修正していく必要があるのではないか、お考えをお聞かせいただきたい。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】まず、マニュアルについてだが、環境省と経済産業省でつくっている「PRTR排出量等推計マニュアル」は、都道府県経由あるいは業界団体経由で事業者に届くように、活用していただくように周知・徹底を引き続き行なっていきたいと考えている。また、今のマニュアルは第二版だが、第三版を準備中で、マニュアルの改良ということは行なっている。

実際に排出量を0としている事業所に関しては、繰り返しになって恐縮だが、物質の種類ですと用途、業種等々によって、化学物質の使われ方、排出のされ方は様々であり、0として届けていることをもって、直ちに届出排出量が少ないとか、届出事業所数が少ないという評価はできないだろう。また、石綿に限らず、0として届け出たことをもって、直ちに??が必要だという判断もできないのではないかと判断している。

③ また、マニュアルで十分に推計方法が示されていない、「特定粉じん発生施設設置工場」以外の事業所の石綿の排出量についての推計方法を別途を示して指導していくべきではないか。例えば、今回の届出で相模鉄道かしわ台工機所が電車の磨耗したブレーキシューの石綿が年間3.1トンあったと届け出ているが、磨耗したブレーキシューの石綿が大気に排出する推計方法を十分に科学的にも検討した上で、他の鉄道関係事業所等に対しても届出をさせていくべきではないか、お考えをうかがいたい。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】 マニュアルについては先ほど申し上げたとおり、経産省と一緒につくって、都道府県経由あるいは業界団体経由で事業者に配っているが、これはすべての業種に共通する基本的な考え方とか、いろいろな業種で使われている代表的な工程での算出方法を示したものであって、特定の物質や特定の業種あるいは特定のプロセスについてのマニュアルについては、業界団体などが業種別のマニュアルをつくってある場合にはその中で、その入手方法、取り扱いなどを示している。お尋ねの鉄道業はどうかというと、相模鉄道については私どもも調べた。まず、そもそも論として、鉄道の線路はPRTRのなかでは事業所に該当しない、と整理される。例えば、道路公団が持っている高速道路が、道路公団の事業所に該当しないのと同じように、鉄道会社がもっている線路は、事業所には該当しない。それで、事業所外でブレーキが摩り減って出るとかいったような場合には、届出の対象外であり、国が事業発生源からの届出外の排出量として、事業者に代わって国が推計すべきすじのものである。詳細な事実関係は確認中だが、この相模鉄道に関しては、神奈川県から第一報があって。これはどういうことかと言うと、ご指摘にもあるように、車両用のブレーキパッドに石綿製品を使用していて、それが摩り減る。その摩り減った分を、大気への排出として、車両の検査・修理などを実施しているかしわ台工機所からの排出として届け出たということ。

【古谷】 推計の根拠は、実測か?

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】 実際にブレーキパッドが摩り減った、摩り減った中に(石綿が)何パーセントくらい入っているか、一生懸命積み上げて、出した。ただし、法律の解釈で事業所に該当しない、違ったということで、相模鉄道の方に知らせた。

【古谷】 計算方法としては、信頼できそうな気配か。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】 信頼おけそうな気配ですね。ただ、計算ミスがあって、もう何パーセントか下方修正されそう。ごみとして出てきているものと大気へ排出されているものと。

【古谷】 そういうやりとりの(結果は)訂正されることになる?

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】 まず、相模鉄道から、神奈川県に昨年届け出た大気への排出量は0とする変更の手続を行なっているところ…(一部聞き取れず)…。今年の4月から、平成15年度から、石綿を含むブレーキパッドの使用を取りやめたと聞いている。昨年届出があった3.1トンに関しては、届出としては0になるが、届出外にしなくてはならない。今後変更手続が残っているが、環境省としては、経産省や鉄道業を担当している国土交通省、神奈川県と連携しながら、鉄道会社やブレーキ会社などから情報を収集して、鉄道車両からの石綿の排出を、届出外排出量として国が推計して公表するということを検討中である。

④ 全体の届出外排出量の597kgも、きわめて少ない数字と考えている。推計の根拠となる具体的データを示すとともに、今回のデータ集計結果を踏まえて、昨年も要請した、建設業(建築物の解体・改修等)や、車両の道路走行、自然界に存在する非点源等から環境中への石綿排出量についてのデータ把握についての考え方を再度うかがいたい。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】 今回の597kgという平成13年度の数字は、ご存知かと思うが、まずは対象業種―製造業でなくても常用雇用者が20人以下あるいは取扱量が0.5トン未満

といったような小規模あるいは少量取扱業者―裾切りと言うが―裾切り以下の事業者からの排出量と、パイロット調査からデータが得られた建築工事用と土木工事用塗料に含まれている石綿の排出量について、推計を行なっているものである。推計の根拠とした具体的なデータについては、ホームページにすべて載っているので、そちらの方をまずはご覧いただきたい。ご覧いただいたうえで、わからないこと等あれば問い合わせていただきたい。その他の排出源については、現時点では、推計に利用可能な信頼できる情報が見いだせていないので、推計対象とは残念ながらしていない。推計に必要な技術的な情報については、随時受け付けているので、皆様に置かれても、具体的な研究論文とか統計などで、こういうものが使えるのじゃないかというものがあったら、情報提供にご協力をお願いしたい。

個別このことについては、まず建設業だが、昨年も申し上げたとおり、塗料を除いて、信頼できる情報がないので推計していない。昨年６月から９月にパブリックコメントを行い、その際に東京都における条例に基づくデータがあるじゃないか、これを使って推計したらどうかという提案があったのだが、東京都の方に出かけていろいろどのような情報をお持ちか聞いたのだが、意見提出者の方に感違いがあったようでパブリックコメントで提案があった方法では推計できない、ということで残念ながらまだできていない。

自動車のブレーキライニングなどについては、日本自動車工業界の取り組みでかなり代替化が進んでいると思うのだが、それ以外のアウトサイダーの分について、なかなか利用可能な信頼できるような数値がまだ見いだせていないという状況なので、これも推計の対象とはしていない。鉄道については、去年まで気がつかなかったのだが、幸いというか相模鉄道の方からこのような事例があるということがわかったので、関係省庁や自治体から連携しながら情報を集めて、鉄道車両から大気への排出について検討していきたいと思っている。

【古谷】 現時点では、他所の鉄道会社でもアスベスト含有ブレーキパッドが使われているかどうかという状況は把握されているか。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】まだ網羅的にはできていなくて、たまたまわかったところに数社の担当者に電話をして聞いてみたところでは、石綿を使わない製品への代替化が相当進んでいるようだ。相模鉄道については、先ほど申し上げたように、もう使っていない。相模鉄道の石綿の入っていたものは、どうも話を聞いていると、他の鉄道会社でも使っているというものではなくて、相模鉄道独自のもののようだ。

【古谷】JRはどうか。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】JRについては、今回、廃棄物としての移動量を届け出てきたところが１社あった。そこのところに、お宅で届け出てきたアスベストは何ですかと聞いたところ、古い車両を解体したときに、古い車両の中に入っていたアスベストをきちんと処理した。それを廃棄物として届け出たということだった。そこのＪＲでは、ブレーキにはアスベストが入っているものは使っていないから、大気への排出はないということ。まだ限られた数だが、ブレーキ関係については、相当例外的なのかなという気もしているが、そのへんは国土交通省やブレーキ業界にもお手伝いいただきながら、もう少し幅広く話を聞いたうえで、情報が得られた時点で推計しようと。相模鉄道については、確実に推計されているので。

自然由来の化学物質については、昨年も申し上げたが、今のところ省令で推計の対象となっていない。自然由来のアスベストについても、利用可能な推計可能な信頼できるデータが、今のところ承知していないので、そういう点でも難しい。

5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

① 昨年の話し合いでは、廃棄物処分場の実態の把握とアスベスト飛散のモニタリングについて要請させていただいたところ、現行廃掃法上で「非飛散性」とされているアスベスト含有廃棄物に関し

て、廃棄物処分場におけるアスベスト飛散の実態を調べてみたい、という旨の発言があったものと理解している。具体的に調査等を行なわれたのかどうか、お聞かせいただきたい。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】 これについては、現在、調査は実施している。中間処理業者と最終処分場それぞれ数箇所だが、廃棄物の処理の過程で、非飛散性アスベスト製品がどのような挙動を示すとかいうことについて、現在まさに調査中ということで、今しばらく時間がかかるということでご了解いただきたい。

② 貴省では有害廃棄物対策として、今年度中を目処に、「石綿（アスベスト）含有スレート板」の適正処理ガイドラインを作成中と伝えられている。「特別管理廃棄物に指定するなど、法的な規制の必要性についても検討する」等とされているが、「石綿含有スレート板」についての「適正処理ガイドライン」の作成状況と見通し、作成過程での私たちの意見の反映について、詳しく説明をしていただきたい。 特別管理産業廃棄物に追加することを含めた、「石綿含有スレート板」に対する法的規制の必要性と現在の検討状況をご説明いただきたい。また、「石綿含有スレート板」以外の「非飛散性」アスベスト含有廃棄物についての検討状況についても、お聞かせいただきたい。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】 現在実施中の調査がどのような結果になるかによって、今後どのような対策をとればよいのかということが決まってくる。その結果を待って、廃棄物処理法の中でどのような新基準を定めたり、見直したりするかというような、必要性を含めて、今後検討していきたい。

【古谷】 スレート板だけについて考えているのか。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】 一番多いのと考えているのは、やはり建築廃材なので、建築廃材に含まれる製品ということで、そこらへんの製品の知見もこちらにないものだから、そこらへんも含めて整理をしつつ、どこらへんが廃棄物処理事業者の方でどのようなかたちで処理されているのか、その中で廃棄物がどのような挙動を示しているのか、という調査を実施しているところ。

【古谷】 今の話は、法令の改正も射程に入れて、検討されていると聞いてよいのか。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】 これについてはガイドラインを作成中ということであるので、どういう対策をとればよいのかということを検討しているので、対策にはいろいろとレベルがあると思うが、まず今は現状把握している段階であるので、法令を改正するかどうかというのは、その結果をもって。

【古谷】 例えば、（廃棄物処理法上の）フライアブル（飛散性）アスベスト含有廃棄物の範囲の見直しにつながる可能性もゼロではない？

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】 今お話できるのは、総合的に判断するということになるということ。

【古谷】 目途はいつくらい?

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】 具体的な時期について、とくに定めてはいない。

【古谷】 中間処分場や最終処分場で測定するということは、結果的にスレートだけを測っているだけではないですよね。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】 建築廃材の中で、実態として石綿含有スレート板がどの程度出ているかということはわからないが、埋立するようなものが出てきた現場をみつけて、その現場でどのような状態になっているかということを調査している。

【古谷】 私たちの要望としては、たんにガイドラインにおさまらずに、特別管理産業廃棄物の対象範囲の見直しも含めた検討にしていただきたいということと、その際には何もあらかじめ検討の対象をスレート板に限定する必要はないと思う。例えば国土交通省の共通仕様書だと「成形板」というくくり方で、廃掃

法の対象になっていないアスベスト含有建材をしているので、そういう他の省庁の取り扱いとも斉一的なものにしていただきたい。それは、この場で即答できそうもないから、要望としておきたい。そうすると、そのことと連動して、大防法の方も、双方で実施している調査のデータも合わせて、より広く網を張る方向でそろえて検討していただきたい。

【環境管理局大気環境課回答】…（聞き取りにくい回答だが）…（規制対象範囲の見直しも念頭には置いて調査している旨の回答?）

【古谷】 合わせて、大防法の方でやられている調査と、リサイクルの方でやられている調査を、ぜひ PRTR の（国による推計）基礎資料にぜひ活かしていただきたい。廃棄物処分場については、現在も一部推計されていると思うが、大防法の方のデータは、建築物からの推計に使えるかもしれない。

【総合環境政策局環境保健部環境安全課回答】 個別の法令部会で、大気とか廃棄物がやっているデータは、（もらっている?）。省内連絡会議とか関係省庁の打ち合わせとかもあるので。

③ 建設省、通商産業省で検討されてきた「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」では、アスベスト含有建材は「再資源化」に適さないが、現行廃掃法ではアスベスト含有建材を廃石綿と規定していないために、中間処理施設に流入し、分別の際にアスベスト粉じんの飛散を防ぐことができない状況が予想される。これを防ぐには、建設解体現場での事前のアスベスト含有建材の調査、分別、事前除去を徹底する以外にないと考えるが、特化則に規定されている事前調査さえ実際には多くの解体現場で遵守されていないのが実状である。労働者のアスベスト曝露以外にも、一般環境汚染防止の立場から、建設解体現場での事前のアスベスト含有建材の調査、分別、事前除去を義務付けていくお考えはないか、お聞かせいただきたい。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室回答】 建設リサイクル法というのは、建設工事から発生したアスファルト・コンクリートとか、廃木材等を分別解体して、それを再資源化して資源の有効利用に資するということを目的とした法律であり、この中で分別解体について基準があり、まず家を解体するときにおいて、例えば吹き付けアスベストとかが吹いてあるものについては必ず事前調査の中で、こういうものがあるぞという認識のもと、工事にかかりなさいというかたちのものがある。例えば、スレート板等については、直接法律の中には書いてないが、法の第3条に基本方針というのがあり、基本方針の中で、要は粉じんが発生すれば、アスベストとか、例えばスレートとかでも、破砕とか切断するときには、発生するおそれがあるということで、基本方針の中で、そういうことにならないように十分粉じんの発生を防止しなければならないというふうなかたちで、方針を謳っている。強制的に、法律の中で、例えば吹き付けアスベストについて、こういう基準であるとか、こういう害があるとか、あるいはスレートについても、そういうことは法律の中では設定されていないが、あくまで当然のことということで、要するに粉じんが発生するといろいろ問題が出てくる可能性があるので、それについて基本方針で示しているというのが現状である。調査と分別とか、事前除去の義務づけ等々については、建設リサイクル法の枠組みを含めて、全体的な流れの中で考えていく必要があると思っているので、また機会があったら、廃棄物を担当している産業廃棄物室や適正処理推進室もしかりだし、国土交通省も含めて、考えていきたい。

④ 昨年の話し合いで、廃石綿等を受け入れている処分場の数、年度別・都道府県別の処分量等に関するデータについておうかがいしたところ、処分量等を把握することは必ずしも必要であるとは考えていないとのお答えであったが、実際には横浜市で不渡り手形を出して倒産し、その後市が管理している中間処分場に、相当量のアスベストを含む容量を超える廃棄物が持ち込まれている例や、旭川市で市営の廃棄物処分場で廃石綿が地上に露出し破れた袋から飛散性アスベストが露出していた例などの実態から、貴省として実態を把握すべきであると考えるが、検討されているこ

とがあればお聞かせいただきたい。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】アスベストについては、廃棄物処理法の中で、飛散性のあるものについては、それぞれこういう基準に則って処理しなさいということが決められ、それに則って行なわれている。具体的な例として、横浜市の例が記載されているが、これは廃石綿に特異な例ではなく、どちらかというと基本的な処理基準に違反した行為が行われたものであるので、こういう基準があった場合には、都道府県等において行政命令等の廃棄物処理法に基づく規制の対応が厳正に行なわれているところであるので、個々の事例については廃棄物処理法に基づく対応で十分な対応ができるのかなと考えていて、とくに現在のところ、法改正などをする予定はない。

⑤ 旧厚生省が推進してきた、地方自治法改正、産廃法改正を伴う「ごみ処理広域化計画」について概要をお聞かせいただきたい。同計画によって行政による廃棄物処分場の実態把握ができなくなること、処分場の実態について国民が情報を得る手段がなくなることについて強い懸念が指摘されているところであるが、この点についてお聞かせいただきたい。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部回答】この計画は、ごみ処理に係るダイオキシン類等発生防止ガイドラインに基づき、一般廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出の管理、市町村に設置されている一般廃棄物処理施設の集約を図る計画を作成するよう、旧厚生省が、平成９年５月に、各都道府県に指示しているもの。内容としては、ダイオキシン類削減対策、あるいはマテリアル・リサイクルの推進、サーマル・リサイクルの推進等を示している。このような計画なので、地方自治法改正あるいは産廃法の改正を念頭に置いたものではなく、処分場の実態把握ができなくなるといったようなものではない。少なくとも現状において、廃棄物最終処分場については、埋め立てた廃棄物の各月毎の種類及び数量、記録などを備えており、求められれば閲覧できるよう、廃棄物処理法上なっている。

⑥ 昨年うかがった、旭川市の処分場で特別管理廃棄物の廃石綿が地上に露出し、袋が破れていた件で再調査をお願いしたが、再調査結果についてお聞かせいただきたい。また、再発防止策についてお聞かせいただきたい。

【大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室回答】旭川市の方に再度電話で聞き取りを行なったところ、次のような回答だった。まず発生の原因だが、埋立がいつ行なわれたかを聞いたところ、平成13年3月26日という答えがあった。まだ雪の季節ではあるが、４月になって、最終処分場なので、覆土材と言って土をかけるのだが、覆土材を敷いたためにそれが目隠しとなって、廃石綿を入れた露出しているかは不明だというである。結果的に７月になってから多少問題になったかに聞いているので、最小でも約４か月というふうに考えられている。再発防止対策についていかがかと聞いたところ、その後、廃石綿の埋立場所には囲いを設け、表示板を設置して、??できないようにという対策をとっているとのこと。その後の状況だが、当該処分場については、平成14年3月31日まで廃石綿を受け入れていたが、別の処分場ができたということで、4月1日以降は受け入れていないとのことである。またさらに、この最終処分場は平成15年1月30日?に埋立を終了したとのことであるので、今後は閉鎖の手続をとるというふうに聞いている。

経済産業省

2003年9月5日(金) 13:00～14:00　経済産業省地下会議室

経済産業省側出席者

①製造産業局住宅産業窯業建材課　課長補佐　御須孝

②製造産業局住宅産業窯業建材課　建材二係　古屋敷恵美子

(窓口：製造産業局住宅産業窯業建材課建材二係　古屋敷恵美子、TEL 3501-9255/FAX 3501-6799)

全国連側出席者

８名：古谷杉郎、永倉冬史、大内加寿子、西田隆重、外山尚紀、斉藤洋太郎、大森華恵子、大森美華子

1. 全省共通項目

① 厚生労働省「石綿の代替化等検討委員会報告書」に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】報告書はすでに今年４月に、厚生労働省の方から発表されている。報告書のいきさつを簡単にご説明すると、平成14年８月に厚生労働省は、石綿を取り扱う労働者の健康障害防止の観点から、使用等の禁止について検討してきた。石綿メーカーやその団体等にアンケート調査を行なうとともに、昨年11月に「石綿の代替化等検討委員会」が開催され、数回の審議の後に報告書が発表された。この報告書には、押出成形板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、石綿セメント円筒、断熱材用接着剤あるいは摩擦材―これはブレーキとかクラッチだが、これらについては国民の安全確保の観点から、石綿の使用が不可欠なものではなく、かつ、技術的に代替化が可能であるという結論が出されている。そういうような結論を、当方としては委員会にもオブザーバーとして出させていただいているので、尊重している。

② 厚生労働省の、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】すでに、正式な改正案ではないが、厚労省の方からパブリックコメントというかたちで概要が発表されている。その内容は、報告書の内容とほぼ重なる。パブリックコメントについても承知している。今回、アスベストに製造あるいは使用等の禁止については、ヨーロッパをはじめ世界的な石綿使用禁止の流れの中で、労働者の健康障害防止の観点から、代替化技術の達成状況を見極めながら行なわれるものと認識している。厚労省の正式な改正案がいつ出てくるのかはわかりかねるが、そういう流れについては承知している。

③ 要請書まえがきで述べた、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に対する石綿対策全国連絡会議絡会議の意見(別添)に関する、貴省の認識をお聞かせいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】要望を私どもなりに整理させていただくと、アスベストを原則全面禁止として(例外は)使用許可制とすること、2005年までにアスベスト禁止を実行に移すこと、禁止された後３年後くらいの見直し規定を設けること、それからアスベスト含有製品の定義を0.1%以上と改めること、大きく分けてそのような内容かと文面を読んで理解した。これについては、アスベストの規制と使用等の禁止については、当省としては権限が与えられていないというのが事実である。そのため、当省

としては今後とも、石綿代替製品の研究に対する支援、あるいは石綿代替製品の普及等に対する適切な指導をしてまいりたい。アスベスト含有製品の定義については、それについては、特定化学物質の環境への排出の把握等及び管理の改善の促進に関する法律―略してPRTR法というのが施行されているが、ここでは特定第１種化学物質の割合を0.1％以上と規定しているというのが現実である。当省の認識としては、この規定に基づいて考えていかざるを得ない。また、もうひとつの要望で、禁止が猶予されている石綿含有製品について、代替化の促進に関する努力をすることという要望があったかと思うが、これについては、当省としては従来から、アスベストの代替化についての調査とか中小企業近代化における構造改善事業といったものを推進、支援してきている。今後ともアスベスト代替製品の研究等への支援、あるいは代替品の実用化が推進されるような適切な指導あるいは支援を関係の方々にしていきたいと考えている。

④　アスベスト禁止の導入に関して、貴省のいずれかの部局において、関係業界（建材メーカー、ゼネコン、設計業者、施工業者、解体業者等）から何らかの意見・要請が寄せられたり、話し合いを行ったり、または働きかけていることがあれば、お聞かせいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】 当省は、石綿について言えば、製造の面を見ている部署であり、建材業を所管している。当然ながら関係業界との情報交換等を実施しているところであり、その中のひとつの話題として、アスベストに関するものも当然含まれている。昨今の事情から当然のこと、いろいろ行なっている代替化の促進の進捗状況あるいは法令改正等の内容等もお話しして理解を求めていると理解している。他省庁とちょっと違うのは、製造の所管という立場で関係業界とも情報交換を行なっている。

⑤　現行のアスベスト含有建材対策が十分か、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】 アスベスト含有建材については、セメント等で固定化されており、切断等を行なわない限り、人体等への影響はないものと認識している。石綿を含んだ建材については、石綿含有建材であることを示す「a」マークというものを表示するよう関係業界に対して指導してきたところであり、この「a」マークについては、関係業界の話を聞くと、ほとんどの企業が「a」マークを添付して、より安全に使っていただけるような措置を講じていると聞いている。

⑥　全アスベスト含有製品の製造と流通に関する調査を製造会社が行うこと、国が責任を持って実施するよう監督指導することに関して、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】 調査について国が監督・指導を行うには、当然法的根拠が必要。現在、国が責任をもって行なう監督・指導という点については、昔は結構行政指導等もあったように聞いているが、今日では行政指導そのものが非常に問われるような時代になっているので、根拠法令に基づくもの以外については、難しく、対応ができないという現状である。それについては、ご理解いただきたいと思う。

⑦　アスベスト対策は、省庁が垣根を越えて協力する必要のある課題であるが、既存アスベスト対策に関して、省庁連絡会議を行う必要があるか、貴省のお考えをお聞かせいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】 当省としても、アスベストに関連する法令等については各種の情報交換。各省庁が、いろいろな立場でやっているので、当省としては製造という観点から、連絡をもつことは非常に必要だと考えており、現在でも必要に応じて関係省庁との連絡や情報交換は行なっているが、関係省庁が全部合同ということではなく、うちとどこというような関係で、きちんとした規定があって運用しているわけではないが、問題があれば話をするような関係はもっている。今後とも、関係省庁

と連携を図って生きたいと考えている。

2. アスベスト製品の使用・輸入及び代替化等の状況

① 2002年度以降のアスベストの自主的使用中止の動きについて、把握されていることがあればお聞かせいただきたい。貴省が昨年度実施された「石綿製品についての調査表」の調査結果を公表されたい。調査の際のアンケート、ヒアリングの対象となった、石綿製品のメーカー、ユーザー団体等のリストを提供されたい。あわせて、アスベスト輸入量の今後の見通しについてもお聞かせいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】まず、使用中止の動きについてだが、当省の所管しているアスベスト関係の業界団体の中で、押出セメント成形板協会、それからセメントファイバーボード工業組合という団体があるが、その傘下の企業がノンアス化計画を打ち出しているということは、新聞で把握している。例えば、押出セメント成形板協会の会員であるノザワという会社が、全製品の無石綿化ということで発表されている（7月23日付け「全製品無石綿化へ移行のお知らせ」、http://www.nozawa-kobe.co.jp/topics9.html）。

【古谷】 ノザワは、テーリング材も入っている?

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】 入っている。無石綿の製品をと言っている。こういう状況。もうひとつは、メントファイバーボード工業組合が団体として全体で、6月を目途に石綿を使わない製品に移行されたということを、これは発表されていないが、工業組合の方から情報としていただいている。

【永倉】 石綿を使わないということは、1％以内という意味ではなく、まったく使わないということか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】「無石綿製品」とだけ聞いている。

「石綿製品の調査表」については、私どもがアンケートをお願いしているわけだが、すべての企業を対象にしているわけではない。調査対象は一部の企業に限定されているのが実態。調査対象企業には、内部資料として協力いただいており、外部への公表はしないという約束をもってデータをいただいているということなので、行政の参考資料として使わせていただくということになっている。

【古谷】 概要も示せないか?

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】 はい。

それから、アスベストの輸入量については、お手元に「石綿輸入量の推移」をお示しているが、これは貿易統計から移したものなので、すでにご存知かと思う。ピーク時には1970年代に35万トン輸入していたわけで、ここを基準に考えると、昨年、2002年はピーク時に比べて12.3%の輸入量という実績になっている。これについては代替化や無石綿化がつながっていることも事実だと思う。今年の1月から5月までの数字を貿易統計から拾ってみると、12,513トン。今年全体でどうなるかはわからないが、いずれにしても右下がりの傾向にはなっている。当方では、輸入見通しについては、従来から作成していない。ただ業界から話を聞くと、来年は、規制の話もあって、結構減るのではないかという話は―これはまったくの情報で事実かどうかはわからないが、聞いている。

② アスベスト含有建材の代替化、低減化について、製品別に、状況及び貴省の方針をお聞かせいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】これについては、厚生労働省の方で労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令、パブリックコメントで出されて、あれはきちっとした政令案ではなく概要だが、その中でアスベスト含有建材は規制対象になっているので、おそらく禁止されることになるのではないかと理解している。アスベスト含有建材の代替化については、先ほどご紹介したように、代替化が進んできているものと考えている。

【古谷】 スレートについては何か聞いていないか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】スレートの代替化については、構造改善の中で支援してきているわけだが、まだ具体的に、これと言った製品として使われているものはない。いろいろ検討はされているが。
【古谷】そろそろ市場に出そうとかいう情報も（ない?）
【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】構造改善事業は今年度が最終年度である。

③　建材以外のアスベスト含有製品（とくにジョイントシートやシール材及び電気絶縁板等）について、製品別に、代替化、低減化の状況及び貴省の方針をお聞かせいただきたい。
【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】この件についても、私どものアンケート調査結果の内容をみると、平成13年度のジョイントシートのアスベストの使用量は、5年前の平成8年度の約30%に減少している。この時期の生産量は約20%しか減少していないということを見る限り、代替化、無石綿化は進んできているのかなと考えている。当省としては、これらの製品の代替化に協力していきたい。
【永倉】電気絶縁板については?
【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】うちではそういう区分で統計をとっていないので、実態がどうなっているかということは把握できない。

④　窯業建材統計による、波形スレート、石綿セメント板、ジョイントシート、自動車ブレーキ・ライニング、その他用ブレーキ・ライニング、その他の石綿製品の平成 13年の生産量について示していただきたい。
【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】お渡ししたのは、平成13年度の「窯業・経済統計」による、波形スレート、石綿セメント板、ジョイントシート、自動車用ブレーキライニング、その他ブレーキライニング、その他の石綿製品、の生産量等である。建材も、工業製品についても、全体に減少傾向にあることがおわかりいただけると思う。

⑤　貿易統計の「6811　石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品」、「6812　6811・6813以外の石綿製品」、「6812.70-000　ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る）」、「6812.90-000　その他のもの」、「6813　ブレーキ・クラッチ用等の摩擦材料及びその製品」、のうちにアスベスト含有製品が占める割合とその実態について、今後「石綿製品についての調査表」の対象とされたい。その点での貴省のお考えをうかがいたい。
【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】貿易統計でアスベスト含有製品の輸出入の実態が把握できないことは、細かく仕切られていないので、把握できないことはおわかりいただけると思う。を私どもの行っている調査は、主体が製造メーカーということで、輸入の実態を的確に把握するような体制にはなっていない。そういうことで、輸入の実態、詳細についての把握は困難であると考えている。
　ただ最近の動きとして、WCO―関税協力理事会というところで、その中にHS（商品の名称及び分類についての統一システム）の見直し小委員会というのがあり、2007年実施をめざして改訂作業を行なうべく委員会活動がされていると聞いている。この改訂作業の中で、「6811　石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品」、及び、「6813　ブレーキ・クラッチ用等の摩擦材料及びその製品」について、アスベスト含有製品と非アスベスト含有製品に分類するよう、新たに品目を新設するという案が提出されている。まだ提案されたという段階で、今後どのようになっていくかはまだわからないが。
【大内】提案された国はどこか。
【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】スイス。

⑥　すべてのアスベスト含有製品の輸出入禁止のために、イニシアティブを発揮されたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】当省としても、石綿代替製品の研究に対する支援、石綿代替製品の実用化が推進されるよう、適切な指導あるいは支援をしていきたい。当然ながら関係省庁とも連携をとりながら。

⑦　禁止の導入を前提とした、迅速な代替化ないし業種転換の支援助成が必要と考えるが、いかがお考えかお聞かせいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】これについても、経済産業省としてはアスベストの代替化に関する調査、これは10年間続けたわけだが、それから先ほど申し上げた構造改善事業、そういったものによる成果をきちっと反映して今後も。円滑な事業転換を図るべく最近できた産業再生法というような法律、あるいは従来からいろいろ実施してきている中小企業関連諸施策などを、関係者に紹介しているし、今後ともやっていきたい。

⑧　貴省が毎年行っている石綿代替化の見通しについてのアンケート調査は、平成13年度分は行われたかどうかお聞かせいただきたい。行われていれば調査結果をお聞かせいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】13年度分については、まだ実施していない。実施する方向で検討している。時期についても、早急にしたいとは思うが、いろいろと状況をみながら考えていきたい。

【古谷】それは、やはり、厚労省の方針が明らかにされてから実施しようということか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】そういうことではなく、当方の仕事が立て込んでいて、遅れているということ。

⑨　国内のジョイントシート、及びガスケット工場はどこにどれだけあって、どのくらい製造しているのか実態を一覧表でお示しいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】お渡ししたのは、「工業統計表」からの抜粋だが、石綿については、「259511　石綿ブレーキライニング」と「259519　その他の石綿製品」のふたつが石綿に関する情報である。2年遅れくらいの集計になるが、現行私どもが把握しているものはこれしかない。出荷量と事業所数が示されている。都道府県別の状況もあるが、例えば、平成13年の「石綿ブレーキライニング」は、合計が16事業所で、大阪に4事業所ということになっている。「以下は秘匿の対象となった都道府県と」あって県名だけが出ているが、これは、実際に製造はしているのだが、2事業所以下なので相手の数字がわかってしまうということで、数字は公表できないことになっている。

⑩　厚生労働省「石綿の代替化等検討委員会報告書」では、「第6部　代替化の促進について」で、「…石綿製品を取り扱う企業及びそれらの業界団体に対し、円滑な代替化推進に向けて、きめ細かな情報提供をはじめとした相談援助・支援を行うことが必要である」、「石綿製品メーカー及びユーザーにおける代替化推進状況をフォローアップするとともに、石綿及び石綿製品の代替可能性を明らかにすること等により、石綿製品メーカー及びユーザーにおける代替化の促進を図ることが重要である」とされていた。ここであげられている、円滑な代替化推進に向けたきめ細かな情報提供、その他の相談援助・支援、代替化推進状況のフォローアップ、石綿及び石綿製品の代替可能性を明らかにすること、代替化の促進を図ること等に関して、今後、貴省で取り組む予定としている内容を具体的に示されたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】これについては、何回か申し上げているが、従来から石綿の代替化に関する調査あるいは構造改善事業という支援をしてきており、今回の労働安全衛生法施行

令の改正も含めて、円滑な事業転換を図るべく、作業再生法あるいは中小企業に対する諸施策を含めて支援を検討しいていくことを考えているのが実態である。

【古谷】 具体的に何か新規にやられる考えはあるのか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】いま新規というものは考えていない。企業から相談があれば、それに見合った支援を。

【古谷】 業界ではなく、個別企業指導ということになるのか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】業界ではなく、個別に。

【古谷】 スレート業界に対する支援は終わり?

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】構造改善事業そのものがもう法律はなくなって、残存で(今年度一杯まで)残っているもの。

そういうことで、今後とも適切な指導はやっていきたい。(一部よく聞き取れないが、具体的に相談を寄せてきている企業は、まだないようである。)

⑪ 石綿の全面的な禁止の方向性が示される中で、社団法人日本石綿協会の所管官庁として、同協会の定款の目的部分の変更の必要性について、どのように考えているか、お聞かせいただきたい。(社団法人日本石綿協会定款 第2条「本会は、石綿及びその代替物並びにそれらを原材料とする工業製品(以下「石綿製品」という。)の品質・性状に関する基礎的な研究の推進とその成果の普及を通じて石綿製品の原材料の確保と石綿製品の健全な生産、流通及び利用消費を図るとともに安全衛生の向上に資し、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする。」)

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】石綿協会の目的については、本来、石綿協会自身が自主的に創設した団体であると理解しているところで、協会自らがいろいろな状況を考えてまとめて、協会の目的を変えたいということであれば、その時点で相談に乗るというものではないかと考えている。

【大内】そのような具体的な話は出ているか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】いままでのところ、そういう相談は受けていない。将来はわからない。まだきちっとした政令改正が終わったわけではないので、そういった流れの中で、どのようなお考えでもってどのようにすべきかについて自分たちの道を確認していただかないと。

(一部省略)

⑫ 社団法人日本石綿協会の会員が同協会を脱退することにより、製造企業等が保有している石綿含有製品についての情報が得にくい状況になるという問題について、貴省はどのように考えているか、お聞かせいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】これについては、石綿協会の会員が減少しているということは承知しているわけだが、会員企業が減少したから即協会活動の機能が低下するというような仮定の問題については、いまの段階では何ともいえない。ちなみに現在石綿協会の事業は、基本的にはわれわれの立場から見れば、十分に実施されているものと考えている。

【大内】 過去の製品の具体的な情報について問い合わせをする窓口がなかなかなく、石綿協会にお尋ねする場合も多い。これまで石綿製品を製造していた企業が、抜けてしまうと過去の製品に関する情報が手に入らなくなってしまう。そのへんの情報も協会の方できちんと把握しておき、情報入手を可能にする方法がないか。わからなくなってしまうことが困る。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】なかなか難しい問題だと思うが、先ほど協会の定款の内容の話があったが、そういう話も含めて、協会自身が考えていただく問題。

【大内】 そのように提案とか、求めていくことはできないか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】 当方からというのは言いづらいという面もある。協会自身が過

去のデータ、あるいは過去の会員であったところとよく相談しながら、どういうことなら可能かよく整理していただかないと。

⑬　過去や現在に石綿含有製品を製造してきた企業等（主に、代替化についてのアンケートやヒアリングを行った企業等）に対して、製造していた石綿含有製品の製品名と製造期間、アスベストの種類、含有率等についての情報提供を貴省から求めることにことについてどのように考えるか、お聞かせいただきたい。さらにそのような取り組みを、社団法人日本石綿協会や、石綿対策全国連絡会議絡会議等のNPO、またはその協議体に依頼することについてどのように考えるか、お聞かせいただきたい。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】石綿協会が現在、石綿含有建築材料の製造時期等については、平成８年８月時点での調査結果を、石綿協会のホームページに掲載している。新たな情報の掲載をお願いすることは、今のところ考えていないが、更新というのは当然あると思うので、更新した時点で新しい情報が入るのではないかなと思っている。

【大内】経済産業省でアンケート調査を行うときに、過去の製品についてのアンケート調査等を実施するお考えはないか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】統計上、継続性というものが求められていることはおわかりいただけると思う。今までやってきたものとあまりかけ離れてしまうと、取りづらい部分が出てくるので、よく考えてみないと。

【大内】この場に石綿協会の方も交えたかたちでの話し合いの場で、そのような話ができないか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】当方からどうこうというのは難しい部分だなと思う。この段階では何とも言えない。

【大内】経済産業省の中で、アスベストを担当する部署は、窯業建材課以外にはないのか。繊維などの関係はどうなるのか。

【製造産業局住宅産業窯業建材課回答】ない。石綿製品の担当は窯業建材課が担当部署と定められている。

2003年9月19日

厚生労働大臣　坂口　力　殿

石綿対策全国連絡会議
代表委員　加藤　忠由（全建総連委員長）
竹花　恭二（自治労副委員長）
富山　洋子（日本消費者連盟運営委員長）
広瀬　弘忠（東京女子大学教授）
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
PHONE（03）3636-3882　FAX（03）3636-3881
URL：http://homepage2.nifty.com/banjan/
Email：banjan@nifty.com

アスベストの全面禁止の早期実現及び総合的・抜本的な健康被害・既存アスベスト対策の確立に向けた要請

日頃の貴職のご活躍に敬意を表します。

昨年6月28日の貴職の閣議後記者会見における「原則使用禁止」の方針表明以降、「石綿及び同含有製品の代替化等調査」、「石綿の代替化等検討委員会」による検討を経て、現在市場に流通しているすべてのアスベスト含有建材及びアスベストを含有する摩擦材・接着剤製品の使用等を禁止する労働安全衛生法改正を行い、来年10月1日より施行するという決定をされたことを歓迎します。

しかし、パブリックコメント手続において私たちが提出した「労働安全衛生法の一部を改正する政令案に対する意見」（16項目にわたる提案）は、「製品によって禁止の実施時期に差を設けずに、遅くとも2005年1月1日までに禁止を実施すること」という点を除き、明示的には採用されていません。文字通りのアスベストの全面禁止の早期実現に向けて、貴省が具体的な手順を示すことが求められています。

同時に、今こそ、将来の健康被害対策と既存アスベスト対策を二本柱とし、アスベストの新規使用等禁止という新たな局面を踏まえた総合的・抜本的な対策を確立することが強く求められています。アスベスト禁止の導入は「最初の一歩」であるということを銘記すべきです。

これらの点と関連して、貴省が、「石綿による疾病の認定基準」を改正し、作業環境測定に係る「管理濃度」をすべての種類のアスベストについて0.15f/cm^{3}に引き下げる方向で作業を進められていることも、歓迎しています。

しかし、その内容自体を吟味する必要があることもさることながら、必要とされる総合的・抜本的対策は、上記の点だけにとどまるものではありません。上記作業はいずれも、労働者の健康確保という観点からの労働基準局の所管事項ですが、現段階はまさに「流行」の始まりであり、今後増加が確実視されているアスベスト関連疾患対策は、国民の健康、医療、福祉といった観点も含めて、厚生労働省の全省をあげて取り組まれるべき課題であると考えられます。（わが国における男性の悪性胸膜中皮腫死亡だけで、今後40年間に10万人以上、過去10年間の約50倍にのぼる可能性があるという将来予測の研究成果も発表されています）。

また、既存アスベスト対策についても、労働者の健康防護という観点からばかりではなく、市民の健康や環境の防護の観点も含めて、すでに建築物等に使用されてしまっている既存アスベストの把握、管理から改修、解体、除去、廃棄に至るまでの一貫した対策と取り組みが不可欠です。

さらに、国内で禁止されたアスベストの製造・使用等が開発途上国等に移転することを阻止し、地球

規模でのアスベストの全面禁止を促進することが、わが国の責務であると考えます。

これらの課題に対処していくためには、貴省の総力をあげた取り組みが必要であるばかりでなく、関係省庁を含めた政府全体の取り組み、さらには私たちのようなNGOを含む民間を巻き込んだ広範な取り組みが必要と思料されます。

すでに、国土交通省では、船舶へのアスベストの新規使用を禁止する船舶安全法関連の規則・規程の改正が昨年先行して行なわれ、アスベスト含有建材が例示された建築基準法関連施行令・告示の見直しを行なうことが予定されています。環境省においても、大気汚染防止法、廃棄物処理法の見直しも含めた検討作業が進められています（私たちは規制対象が吹き付けアスベストのみに事実上限定されている両法の大幅な見直しを要求していますが、このことは労働安全衛生法の見直しにも連動する課題です）。さらに政府自身が発注者となって行なう建築工事については、すでにだいぶ前からアスベスト含有建材は使用しないものとされてきましたし、現在、改修・解体工事についても、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法等による現行の規制を上回るアスベスト対策が推進、検討されています。貴省によるアスベスト使用禁止の動きが、こうした他省の取り組みを促進したものと歓迎していますが、これらの取り組みがバラバラに整合性なく進められたのではその効果が減退することは明らかであり、首尾一貫した総合アスベスト対策という観点が貫かれる必要があります。

他方では、文部科学省のように、1987-88年に教育施設の吹き付けアスベストの除去が社会問題化した「学校パニック」当時に行なった不十分な対策をもって、「アスベスト問題は終わった」かのように認識したまま、当時アスベストの存在が見過ごされ、あるいは当時確認されていたにも関わらず適切なフォローアップがなされていない事例等が今また各地の学校等で問題になっているにも関わらず、いまだ事態を深刻に認識しないなど、言わば省庁間における認識の格差も問題となっています。

国際的には、例えば、有害廃棄物の国境を越える移動を規制するバーゼル条約は、アスベスト廃棄物を規制対象としていますが、老朽船舶の廃棄物としての輸出入に関して、船舶に据え付けられたアスベスト含有断熱材等の取り扱いが議論の的になっています。この点で日本政府が、当該アスベストもバーゼル条約の対象となるとする積極的、先進的な立場をとっていることは評価できます。

国際貿易における一定の有害化学物質等の「事前の情報に基づく同意（PIC）」手続を定めたロッテルダム条約においても、アスベストを規制対象とすべく作業が進められているところです。

いまアスベスト禁止の導入が国際的な潮流になりつつある中で、地球規模でのアスベスト全面禁止導入の必要性とともに、日本国内の課題と同様、健康被害・既存アスベスト対策を中心とした対策を促進するための国際協力の必要性も叫ばれています。（もっとも直近では、さる9月3-6日、ドイツ・ドレスデンにおいて、欧州委員会やEU上級労働監督官会議（SLIC）等が主催し、EU加盟国と候補国、EU以外の諸国（日本、タイ、ブラジル）、ILO（国際労働機関）等から160名をこす政労使、科学者等が参加した「欧州アスベスト会議2003」の「宣言」（http://www.hvbg.de/d/asbest/d/declarat.pdf）が、同様の問題意識を表明しているところです。）

このような状況認識のもとに、貴省が、貴省においてできることのすべてを省の全力をあげて行なうとともに、リーダーシップを発揮されることを強く期待しつつ、以下の要請をさせていただく次第です。

厚生労働省

2003年10月24日(金) 13:00～15:00　合同庁舎第5号館共用第4・5会議室

厚生労働省側出席者

①労働基準局安全衛生部化学物質調査課　化学物質情報管理官　永野和則
②労働基準局安全衛生部労働衛生課
③労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室　宇野
④労働基準局労災補償部補償課
⑤健康局総務課生活習慣病対策室　生活習慣病予防係長　中山健児
⑥保険局医療課　ほか
(窓口: 大臣官房総務課　熱田隆志、TEL 5253-1111内線7105/FAX 3595-2392)

全国連側出席者

全国連―11名 古谷杉郎(事務局長、全国安全センター)、名取雄司(事務局次長、労働者住民医療機関連絡会議)、永倉冬史(事務局次長、アスベスト根絶ネットワーク)、大内加寿子(運営委員、アスベストについて考える会)、林充孝(運営委員、じん肺・アスベスト被災者救済基金)、西田隆重(運営委員、神奈川労災職業病センター)、飯田勝泰・外山尚紀(東京労働安全衛生センター)、池田理恵(神奈川労災職業病センター)、斉藤洋太郎(東京社会医学研究センター)、今井明

遺族―5名　古川和子(大阪、アスベスト関連疾患で夫死亡、保温工事)、大森華恵子(埼玉、胸膜中皮腫で夫死亡、変電所下請)、一宮恵美子(北海道、胸膜中皮腫で夫死亡、ホテル・ボイラー室勤務)、三上輝子(横須賀、中皮腫で夫死亡、造船)、大森清子(横須賀、中皮腫で夫死亡、造船)

被災者―9名　加藤徳雄(埼玉、中皮腫、ボイラー製造)、斉藤文利(東京、肺がん、電気工事)、鈴木利夫(横須賀、肺がん、造船断熱工)、宇野林蔵(横須賀じん肺被災者の会会長、じん肺)、毛利敬(元エタニットパイプ鳥栖工場、じん肺、石綿セメント管製造)、村里正昭・野中清隆・松下進・田中和也(じん肺根絶労災職業病をなくす三菱長船の会、じん肺、造船)

Ⅰ　アスベストの早期全面禁止

1. 「石綿の代替化等検討委員会報告書」において、完全に代替が可能とは判断されず、貴省の対応として、当面、「現行規制で管理使用」とされている、「ジョイントシート・シール材」、「耐熱・電気絶縁板」、「石綿布、石綿糸等」製品について、年度内にも、代替化等の見通し及び促進に関する検討に着手し、可及的速やかに使用等を禁止する時期を定められたい。

　8月18日に公表された労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に係るパブリック・コメントに対する貴省の「回答」において、「今回禁止の対象としていない石綿含有製品については、…使用等の禁止の対象とする石綿含有製品の範囲について見直しを行なうこととする」とされている石綿含有製品は、これらの製品を指しているものと理解しているが、見直しの作業に速やかに着手されたい。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 石綿含有製品について、今回、耐熱・電気絶縁板、ジョイントシート・シール材の製品につきましては、化学プラント、発電所等の配管等に使用されるものであり、火災、爆発、有害物の漏洩等の災害の防止上、現時点においては使用がやむを得ないものもあるということから、今般の改正政令においては、製造等の禁止の対象としなかったもの。しかし、これらの製品についても、今後、ぜひ…(?)…試験等を推進して見通しのついたものから非石綿製品への

代替化が不可能とは考えていない。関係団体、各業界団体に対して、早急に代替化を進めるよう要請を行う等、できるだけ速やかに代替化の促進を図ってまいりたいと考えている。

【古谷】積み残しの3製品については、永遠にと考えているわけではなく、代替化が可能になれば禁止する方向で、業界に対して要請していくということですね。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】今回禁止としなかったものは、それきりでよいというようなことは考えていない。石綿の代替化等検討委員会の報告書にもあるように、残ったものについても代替化について早急に促進していくということで、われわれとしても関係業界等に対して早くやってほしいということ働きかけをしてまいりたい。なるべく早くなくなるように努力していきたい。

【名取】時期の目途は考えていないのか。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】今のところ、何とも申し上げられない。もちろん、早くやるということはわれわれとしても。今後これから実際にしてみて、見えてくるのではないかと思う。

【大内】その対応についてを検討するのは、代替化等検討委員会になるのか。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】今回の代替化等検討委員会は、基本的に、建材の代替化を中心に検討した先生が多い。ですから、今後どのようなかたちでやるかは今後決めることとしているが、これまでの代替化等検討委員会をそのまま使うということは考えていない。まあジョイントシートとか耐熱・電気絶縁板等とかが中心となるので、委員会をつくるかどうか今のところ決まっていないが、そういう詳しい方にご協力をいただくようなかたちになると思う。方針については、早急に検討して決めたいが、具体的にいつまでというのは、なかなか答えづらい。

【大内】業界の方中心の検討になるということのないよう、客観的な第三者の方を中心にやっていただきたい。

2. 今回の政令改正の趣旨が、アスベストの使用等が禁止される製品及び1に記載した製品以外の製品・用途（①過去に石綿・石綿含有製品が使用され、すでに代替化等がなされて現在は使用されていない製品・用途、②市場に存在しているにも関わらず上記から漏れたかもしれない石綿含有製品・用途、及び、③今後現われてくるかもしれない製品・用途、と置き換えてもよい）へのアスベストの使用等を容認するということではないことを明らかにするとともに、そのことを具体的に担保する措置をとられたい。

パブリック・コメント手続において、これらの用途への使用等を禁止する旨の意見を提出したが、前述の「回答」によっても、貴省の立場が明らかにされているとは言えない。

とりわけ、最悪の曝露形態とされる吹き付け作業に関して、今回の政令改正では、アスベスト含有吹き付け製品あるいはアスベストの吹き付けは禁止されておらず、現行特定化学物質等障害予防規則第38条の7によれば、一定の措置を講じれば、クロシドライト・アモサイト以外のアスベストの吹き付けが合法的に行なえることになっていることは、大きな問題である。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】ここに書かれている過去に使用されたものだとか、漏れたもの、あるいは今後現われたものについては、今回は使用等を禁止するものではないが、石綿を含有する製品の有害性等について、幅広く周知をしていく。とくに、過去にあったもの、あるいはこれから出てくるかもしれないものについては、なかなかそれは難しい……今回検討のなかにもし漏れている製品等があった場合には、今後の見直しのなかで検討していくこととしたいと思っている。また、石綿の吹き付け作業が石綿に曝露するおそれが高いということは、承知している。ご指摘の特定化学物質等省外予防規則の第38条の7において、吹き付け作業は原則禁止としているところ。例外的に認めていた作業についても、建築基準法に基づく鉄骨等の耐熱性能を確保するためのものであったわけだが、これについても建築基準法が改正され、石綿の使用の義務づけから、性能規定化されたこと、また、吹き付け石綿よりも安定性が高いと思われる建材についても、今回の政令改正によって例外なくその

使用を禁止しているということで、まあそういったバランスもあるので、早急に見直しを検討したいと思っている。

【古谷】 少なくとも吹き付けに関する規定については、具体的に見直しを考えられているということでよいか 。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 具体的とまではいかない。今後の一連の見直しのなかで、これについてもたぶん取り上げることになろうかと思う。

【古谷】 認識として、特化則第38条の7の趣旨が、吹き付けを原則禁止したものであっても、逆に、一定の要件を満たせばできるという書き方になっているのを、建築についてはもうなしという発想で、消していこうという方向と理解してよいですね。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 そうですね。まあ方向性としてはそう…今の段階でそれができるかどうかは、ちょっとお答えするのは…方向性としてはそう。

【古谷】 過去に使われて今は使われていない製品については、それを使ってもよいという立場ではないという認識ですね。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 石綿製品で安全の確保上問題のないものは使ってくれるなというのが、われわれの基本的な立場。ただ法令上のかたちとしては、今あるものしかできない。たぶん、石綿は原則使わないという流れのなかで、新しい製品を開発して、それを普及していこうという動きが今後あるとは思わないが、もし仮に新たな製品が出てきた場合には、それが本当に必要かどうか検討して対応してまいりたい。

【古谷】 改正政令の施行通達はどうなっているか。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 今作成中で、なるべく早く。できたら、ご提供したい。

【古谷】 その中に、いま話された趣旨を入れられないか。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 まだ内容については（お話できない）。

3. アスベストをその重量の0.1%を超えて含有する製品を使用等禁止の禁止の対象とすることについて、早急に検討されたい。

パブリック・コメントに対する貴省の「回答」においても、この提案を拒否する根拠は示されていない。より安全な化学物質の管理という点では目的を共有し、また、製品等安全データシート（MSDS）という共通の管理手段をも共有している「化学物質管理把握促進法（PRTR法）」と、発がん物質に係る対象化学物質の定義が異なっていることの合理的根拠は全くなく、同法の策定にあたって科学的根拠に基づいて設定された上記定義にそろえるべきである。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 労働安全衛生法第55条の有害物の製造等の禁止の規定は、労働安全衛生法のなかでも最も重い罰則、具体的に言うと3年以下の懲役または300万円以上の罰金を課しているもので、その製品の中に含まれる石綿の含有率を確かな精度で測定できなければ、法を厳格に運用することは困難である。いろいろ石綿等の鉱物の分析に関する専門家のご意見も聞いているところだが、そういった見解を総合して、現在の技術である製品の中に含まれる石綿の量を判定できる範囲というのは、1%だと理解しているところである。

【名取】 以前も5%以上含有するものがアスベストだとされていて、その間に結局、吹き付けアスベストでも5％以下のものはいいからということで、岩綿、ロックウールのなかにアスベストを入れていた。そして実際に現場段階では、5%を超えて10%以上とか入れて吹き付けられていたという実態がある。1%で切っているということが、1%以下ならよいというかたちで、また実際には数%入れてしまうという問題が置きかねないと懸念している。0.1%まで持ってくれば、そのような抜け道はなくなると考えている。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 それは法律違反をするということなので、もしそういうことがあれば、取り締まっていく。

【名取】しかし、過去実際に起きてしまい、実際には監督もなされずに来ているという実態がある。
…
【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】結局、測定技術の問題。例えば解体の問題とも関連するが、あるところに建材があって、そこに石綿があるかどうか把握しなければならない場合、特化則では、設計図書等で調べると書かれ、通達等では例えば測定もしてと明示しているが、0.1%と実際に測れないものを義務づけるということは、実際それを担保できない。今の技術的なものを勘案して、従来通り1%ということになっている。
【古谷】PRTR法は、旧厚生省と環境省と経済産業省の各々の審議会が検討して、その合同の報告書のなかで、発がん物質は0.1%で規制するのが国際的な常識であるという結論を出して、それに基づいてアスベストだけではなく発がん物質に対する規制のすべてを0.1%にしているわけだ。そこと労働安全衛生法の立場がどうしてもずれる。
【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】法律の目的が違う。実際の運用もどのようにやっているか、われわれはわからない。法律の目的等によっては必ずしも一致しない部分もある。われわれとしても、積極的に1%までなら(石綿を)入れて製品をつくっていいという立場ではない。
【古谷】測定下限で決めているのであって、測定下限未満のものを積極的に認めようという立場ではないと。
【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】もちろんです。石綿は故意には製品に入れてつくらないというのが、基本的にはそういう考え方。ただ1%未満入れても石綿の耐久性とか耐摩耗性、耐腐食性などの特性を果たすものかどうか。たぶん現実として、あえて入れてつくろうとはしないのではないか。
【古谷】1%未満の検出も可能にする技術開発の促進という方向には行かないか。
【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】測定技術を研究している方は、1%でも今の技術ではむずかしい、無理すれば何とか測れるのが1%くらいか。とてもじゃないが0.1%などとんでもない話だというのが、鉱物の測定の研究者のだいたいのご意見だ。
【名取】現状でそういう意見があるのは承知しているが、それをもう少し進めることはできないか。それと監督については、違法行為が行われる可能性を考慮しておかないと、以前にはそういう実態があったことをよく考えておいていただきたい。
【古谷】まず、改正政令が施行されて、輸入量がどこまで減るのかということだが
【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】大変関心をもっている。
【古谷】今の時点でここまで下げたいという数値目標を持っていないか…
【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】そういう具体的なものは(もっていない)。使わなくてすむものは原則使わないようにという基本はあるが、具体的にいつまでにということは…
【古谷】大臣の発言内容でも今日の話を聞いても、真意は、10の製品だけを禁止すればよいという趣旨ではないということは私たちも理解しているつもり。誤ったメッセージが伝わらないように、くれぐれもしてほしい。そういう意味では、通達等において示してほしい、業界への働きかけ等、具体的に作業を進めてほしい。1%未満の測定技術を確立することは、国際的にも貢献になると思う。欧米などの禁止の仕方は(石綿を)意図的に含有させたものに限っているようで、非意図的に入ってしまったものの規制をどうするかという議論がされていて、そのためには重量基準をつくらなければならないのじゃないか、その基準はやはり0.1%だなどという議論がなされているやに聞いている。

4. アスベスト含有製品製造・使用等及びアスベスト含有廃棄物の海外移転を阻止し、地球規模でのアスベスト全面禁止を促進、代替化及び健康被害・既存アスベスト対策の確立を支援するために、日本政府として、実効性のある施策を講じ、また、各国政府、国際機関に対して(また、とともに)取り組むよう、貴省がリーダーシップを発揮されたい。とりわけ、国際労働機関(ILO)に対して、ア

スベスト原則禁止を導入するべく、そのアスベスト条約を改正するよう、働きかけられたい。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 石綿含有廃棄物の海外への流出については、当方の所掌ではないが、石綿の有害性については承知しているところであり、必要に応じて関係省庁とも連絡をとりながら、当方にできることからやっていきたいと考えている。また、ILO 石綿条約についても、その見直しが行われる場合には、当方の基本的方針としては、安全確保上支障のないものについては、原則その使用を禁止するという基本的方針に基づいて対応してまいりたい。

【古谷】 もう「管理使用」という立場ではないということが国の方針になったものと理解する。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 原則は禁止で、当面やむを得ないものは管理使用していくが、基本的な方向は禁止の方向。

【名取】 そこの政策の管理使用ではだめだということの根拠になったものは何か。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 世界的な、ヨーロッパなどの動向…まあ当然、わが国の労災認定件数も増加しているということも…

5. 今回の政令改正に関して、海外から寄せられた意見等、及びそれに対する回答（原文と日本語訳がある場合は双方）を示されたい。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 海外から寄せられた意見等については、用意したので提供する。

【古谷】 カナダ以外からはなかったのか。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 アクション・プログラムに基づく意見としては、カナダのみ。その他、そういう枠組みに乗らないで来ている若干のものがある（※）。見ていただければわかるが、途上国の方から、石綿を禁止しないでほしいというものがいくつか来ている。

【政府】 政府からか。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 政府ではなくて、その国の、日本で言えば石綿協会のような協会からのものである。

※ヒアリングの参加者や内容の概要等の記録もついた資料を提供された（38 頁参照）。4月8日に「石綿に関する労働安全衛生法関係法令の見直しに係る外国関係者からの意見聴取」が行われ、カナダ石綿協会、LABクリソタイル、駐日カナダ大使館、ケベック州政府駐日事務所の関係者らが意見陳述。を行っている。それ以外では、アスベスト情報センター / 北アメリカ（AIA/NA）、ラテンアメリカ石綿協会（AIA/CLAS、メキシコ）、コロンビア繊維協会（ASCOLFIBRAS）からレターが届けられている。

【古谷】 I（アスベストの早期全面禁止）のところでは、大きな方向では認識が大きく対立しているということではないと思うが、何と言っても残った3つの製品については、早急にということで言われているが、本当に具体的に作業を進めて、使用できる石綿製品がない状態にもっていっていただきたい。3つの製品についての目途が立てば、施行令の書き方は「石綿」というかたちでよいことになると思うので、それをぜひ実現していただきたいということを要望しておく。重量の問題については、継続して検討していただきたい。

II　健康被害対策

※IIに関しては、多くの要請項目について、事前に陳情の窓口となった大臣官房総務課との間で、答えられる部署がない、そうであれば答えられないということを出席者の誰かに答えさせてほしい、それを答えられる部署もない、官房で答えられないか、等々といったやりとりがあった後、交渉前日になって同課より以下のようなFAX 送信票が届けられ、これは出席者にも配布した。

10月24日の要請について

明日24日に予定されている要請について、電話でもお話させていただきましたが、要請項目の「II　健康被害対策」については厚生労働省におけるアスベスト関連疾患の対策は労災関係での対策が主であります。

アスベストに限定しての全体的な対策は厚生労働省として行ってはおりません。そのため、要請項目の全てに厚生労働省としてはお答えはできませんので該当する要請項目についてご連絡させていただきます。

1. 「要請項目の1及び2」は、健康局では一般的ながん対策について、労働基準局では職業関連がん対策について対応します。
2. 「要請項目の3及び9」は、全省庁的な対策についての要請であり、環境省が中心となって対策が講じられるものと考えております。

   アスベスト関連疾患は原因が職業関連が主であり、現在、一般の方が広くかかる病気ではありません。そのため、厚生労働省では労災関係での対策は行っておりますが全体的な対策を行っているわけではありません。

   したがいまして、現段階で厚生労働省としてお答えすることはできませんのでご了承願います 。
3. 「要請項目4」は、労災認定基準関係の周知の部分については労働基準局で対応しますが、その以外の要請については上記2.のとおりでありお答えできませんのでご了承願います。

厚生労働省大臣官房総務課　（担当者名）

1. アスベスト関連疾患の将来の発生動向に関する、貴省としての考え方を示されたい。また、「対がん戦略」におけるアスベスト関連がん（中皮腫、肺がん、その他）の位置づけを明らかにされたい。

男性の悪性胸膜中皮腫による死亡だけで、今後40年間に10万人以上、過去10年間の約50倍、発生する可能性があるとの将来予測研究結果が発表されており、少なくとも貴省全体として何らかの見識をもっていてしかべるべきだと考えられる。

【健康局総務課生活習慣病対策室回答】対がん戦略だが、平成16年度から開始の第3次対がん10か年総合戦略においては、国民の死亡原因の第1位であるがんについて、今後10年で死亡率と罹患率の激減をめざすために、広くがん全体についての対策を取り組もうとしているものである。以上。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】労働基準局としては、職業がん対策の一環で、石綿含有製品の代替化の促進とか、取り扱い時等における曝露防止対策等の健康障害防止対策を図ることとしている。平成15年度を初年度とする第10次労働災害防止計画でも、がん原性を有する物質等について、その予防対策を推進するとともに、有害性の低い化学物質等への代替化を促進することとしている。とくに石綿については、国民の安全等のために必要なものを除き、その使用等の原則禁止を速やかに図るとともに、建築物の解体作業等における労働者の曝露の防止対策の徹底を図ることとされており、これに基づいて今後施策を推進してまいりたい。

2. アスベスト関連疾患の実態把握及び対策の樹立に資するという観点から、すべての中皮腫（死亡）事例についての実態調査を実施するとともに、全国規模での中皮腫登録制度の創設を検討されたい。

「石綿曝露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」報告書でも、「全国規模での中皮腫登録の必要性も検討されるべきである」とされているが、労災補償行政にとってだけではなく、広く国民の健康全般に係る対がん戦略等の観点からも必要なことであると同時に、2002年の死亡件数がまだ810件という程度のレベルにとどまっているいまだからこそ、可能な施策と考えられる。

【古谷】認定基準に関する検討会の報告書で、「全国規模の中皮腫登録の必要性も検討されるべき」と提言されていることに対しては、どう対応していくお考えか。

【労働基準局労災補償部補償課回答】検討会の報告書にある書きぶりについては、必ずしも国の機関で行うといった問題ではなくて、例えば学会とか、国以外の機関であってもよくて、広くそういった制度があれば、実数も把握できないという現状が改善されるのではないかという趣旨で書かれているのではないか。

【古谷】それを受けて国として何か検討しているということでは…（沈黙）…ないということですね。

3. 中皮腫及びアスベスト関連疾患の健康、医療、福祉等に係る総合的な施策を検討する委員会を、医療関係者のみならず、被災者、家族やNPO等の当事者を含めて早急に参集し、今後の対策の検討に着手されたい。

早期診断方法の検討、真実を告げる際のケアの検討、外科的治療と合併症の予防、抗ガン剤による化学療法の研究、在宅を含めた緩和ケア、遺族へのグリーフワーク等が必要と考えている。

【回答】なし

4. 臨床医等の医療関係者に対して、（今回の新労災認定基準及び3.の検討結果も含めた）アスベスト関連疾患の診断・治療等、及び労災認定基準等の具体的、実効性のある周知を徹底されたい。

じん肺、肺がん、中皮腫等の診断・治療を行う呼吸器内科や胸部外科等の医師・医療関係者が、アスベスト関連の診断・治療等、及び労災認定基準を知る機会がないことが大きな問題となっている。今回の新しい労災認定基準策定の機会をとらえて、また今後、3.による検討の結果も踏まえて、具体的、実効性のある周知措置をとっていただきたい。また、十分な研修の機会を保障していただきたい。

【労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室回答】ご指摘の周知の徹底の重要性については、「石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」のまとめのなかにも掲げられており、今後、関係事業者、労働者、関係医療機関等の関係団体への周知用のリーフレットの作成、医療機関向けハンドブックの作成、それから厚生労働省のホームページへのリーフレットの掲載とか、認定基準の掲載といったものを通じて、周知・徹底を行うことを努めてまいりたい。

【古谷】ハンドブックとはどのようなものか。

【労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室回答】ハンドブックというか、認定基準について医療関係者向けに、労災の制度を含めてわかりやすく記載したもの。関係する先生方に、執筆の依頼をわれわれが行っているのではなく、出版社からだが。

5. アスベスト関連疾患の病理検査へ保険点数を適応されたい。

アスベスト関連疾患の病理検査が十分できる医療機関・研究機関等が少ないことが、アスベストとの関連を不明確にしている。現在、病理関係者や研究者の好意で検査が行われている等の実態があるが、これには限界がある。少なくとも、「プレパラートでの石綿小体数の算定」、「消化法及び低温灰化での石綿小体数の算定」、「電子顕微鏡での石綿腺維の算定」の3つの病理検査に医療保険点数上での保障が必要である。

【保険局医療課回答】録音漏れ（有効性を示す論文・データ等を示して、学会等から持ち上げられれば、

中央社会保険医療協議会で審査のうえ決定されることになるだろうという趣旨の回答。）

7.　国立病院を労災保険指定医療機関とするとともに、アスベスト関連疾患の労災補償手続について、関係スタッフ及び当該患者・家族に周知する措置をとられたい。

国立がんセンター等の国立病院で中皮腫や肺がんの患者の多く診ているにも関わらず、労災保険の指定医療機関となっていないところが少なからずある。労災保険の適用が可能な患者であっても、入院費を含めとりあえず全額を自費で支払うか、いったん健康保険扱いとしてその後で労災保険への変更を行なう等を余儀なくされている。

【労働基準局労災補償部補償課回答】 労災指定医療機関の指定というのは、希望する医療機関の方から申請をいただき、これに基づいて地方（労働）局長が指定を行うというもの。局長との契約というかたちになる。国立病院についても、医療機関から申請いただいて、申請いただき次第これを指定するというかたちをとっていきたいと思っている。少なからず指定医療機関でない国立病院があるというお話であるが、調べてみたのだが、国立病院という形態と国立療養所という形態と、高度専門医療センター―がんセンターがこれに入るようだが、普通の国立病院については今、全部労災指定になっている。それ以外では、若干まだなっていないものがある。なかには小児専門というものもあり、そういうところは当然労災患者はいかないが。ご指摘の（国立）がんセンターには、東病院と中央病院とあり、千葉の東病院の方は労災指定になっているのだが、（築地の）中央病院はなっていない。これは所掌が東京局になるが、一応話をして、労災保険制度についてご理解をいただいて、指定申請をしていただけるようにということで、働きかけを行っているところである。

【古谷】 補償行政の姿勢からすると、地方局の方から労災指定の申請をしてくれという働きかけをする意志はあるということでよいか。

【労働基準局労災補償部補償課回答】 例えば、そこに労災患者さんがいて、自費負担を強いるなどということは、労災制度としてない方がよい話だから、ご理解いただけるように医療機関さんの方にお話しする。

【名取】 がんセンターが多い。国立もあるが、都道府県の所管もある。そこでいくつか落ちている。しかし実際に、肺がん、中皮腫の方は、がんセンターにたくさん行くので、そこにかかった方が皆、いったん自費払いになっていると理解していただきたい。

【労働基準局労災補償部補償課回答】 そういう実情があれば、申請いただいて指定できるように。

【名取】 そういう働きかけをしていただきたい。

8.　職業上アスベストに曝露した者の離退職後の健康管理に資することを目的とした健康管理手帳システムの抜本的な見直しを行なうこと。「石綿曝露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会」報告書の内容も踏まえて、少なくとも、間接ばく露作業も含めた１年以上従事者を対象とし、無料で受けられる健診の内容に「胸部CT（HRCT）」を含めるようにされたい。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課回答】 まず健診項目へのCTの追加についてだが、すでに現行の制度においても、医師が必要と認めるときには、特殊なエックス線撮影による検査としてCT検査を行うことができることになっている。交付要件についてだが、石綿の曝露濃度が作業によって多きな違いがあるので、現在の制度では、従業年数のみをもって定めることはしていない。現在、石綿曝露者の胸膜肥厚が石綿曝露の鋭敏な指標とされているし、また、石綿曝露等により肺に不整形陰影が生じることが知られているので、これらの石綿による一定の所見があることを交付要件にしているところである。さらに、業務に起因する疾病を発症する可能性の高い者を健康管理手帳の交付対象としているので、石綿を製造し、または取り扱う業務に、直接従事した者を、現在のところ交付対象としているところである。

【古谷】じん肺の方の手帳に係る検診にらせんCTが導入されたことを踏まえて、アスベストををはじめその他の健康管理手帳の健診においても、全面的にCTをきちっと位置づけるような作業は考えていないか。
【労働基準局安全衛生部労働衛生課回答】今のところ考えていない。現行制度で、医師の判断で可能ということで…
【古谷】現実にやられているか。
【労働基準局安全衛生部労働衛生課回答】手もとの資料で確認は…(できていない)
【名取】健康管理手帳システムの抜本的な見直しは、今のところする必要があるとは考えていない。現状でよいと。
【労働基準局安全衛生部労働衛生課回答】今のところ、はい。検討していない。

9. アスベスト関連疾患被災者及びその遺・家族自身による、自立・相互サポート等の取り組み、及び、被災者・家族、医療関係者等を支援するNPO等の取り組みに対する援助を検討されたい。
【回答】

III 既存アスベスト対策

1. 緊急に、以下の対策が実行されるよう、行政指導及び/または特定化学物質等障害予防規則の改正を行なわれたい。
(1) アスベストが天井に吹き付けられた建築物で、軽天井等を取り外した後に吹き付けアスベスト除去することとなる作業の場合には、軽天井等を取り外す前に養生を行い、除去作業を行なう場所を、それ以外の作業を行なう作業場所から隔離しなければならないこととすること。
(2) 建築物の解体・改修工事において、バールによる破砕が一般に行なわれている実状に鑑み、アスベスト含有建材の破砕は養生下での作業とすること。
【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】まず、既存アスベスト対策に対するわれわれの基本的考え方として、今般の政令改正により、新たに導入される石綿含有建材というのは、今後なくなることになる。これからの石綿曝露防止対策で最も重要なものは、既存の建築物の解体・改修作業における曝露防止対策の徹底ということになると考えている。今後とも、このような作業について、必要に応じ、曝露実態の調査等を行って、その結果を踏まえて対策の充実等を図っていきたいと考えている。
今回、具体的にご指摘のあった作業だが、吹き付け石綿の除去については、特化則第38条の11によって、石綿が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合には、当該石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときには、当該除去を行う作業場所を隔離しなければならないとされており、また通達で、「隔離する」とは、当該除去を行う作業場所をビニールシートで覆うなど、石綿粉じんが他の作業場所に漏れないようにすることとされている。今回ご指摘いただいた事項については、今後の対策の見直しのなかで、必要に応じて対応してまいりたいとは考えているが、逆にわれわれが検討していくなかで、今回ご指摘いただいた作業の問題点について、石綿粉じん曝露の状況でこのようなデータがあるとか、そういうものがあればわれわれとしてそれを参考にさせていただきたい。情報があれば提供していただきたい。

2. 国土交通省官庁営繕部による「建築改修工事共通仕様書」の改訂や環境省における「石綿飛散防止対策推進基礎調査」等の動向も踏まえ、かつ連携をとりながら、率先して、建築物の既存アスベスト対策について、労働安全衛生法令による規制対象及び規制内容の抜本的な見直しに着手されたい。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】「建築改修工事共通仕様書」の改訂あるいは「石綿飛散防止対策推進基礎調査」等の情報にも留意して、今後の見直しを行ってまいりたい。

3. ILO（国際労働機関）、IMO（国際海事機関）、バーゼル条約における進展等も踏まえ、船舶の既存アスベスト対策について、労働安全衛生法令による規制・指導について検討されたい。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 今のところ、船舶に限定した規制というのは考えていないが、労働安全衛生法の適用があれば、当然、船舶についても、特化則に規定される措置を講ずる必要があるということで、徹底を図ってまいりたいと考えている。

4. 3.の国際的な動きの中では、船舶に装備されている既存アスベストの事前把握に係るインベントリー・リストについても議論されており、また、建築物等を中心に各国においても既存アスベストの把握対策が検討されているように、事前にアスベストの所在が把握されていることが、解体・改修時等のアスベスト曝露の防止にきわめて有効であることから、建築物、船舶等の既存アスベストの事前把握について、検討されたい。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 特化則の第38条の10において、建築物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ石綿等が使用される箇所及び使用の状況を調査して、結果を記録しておかなければならない問いされているところで、今後もこの規制が適切に行われるよう周知徹底していくとともに、より実効性のあるものとなるよう、見直しを行ってまいりたい。

5. 現行廃棄物処理法による規制、及び環境省における同法の見直しも含めた、中間・最終処分場での「非飛散性アスベスト」の挙動に関する調査等も踏まえ、かつ連携をとりながら、率先して、廃棄物処理におけるアスベスト対策について、労働安全衛生法令による規制・指導について検討されたい。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 非飛散性アスベストの挙動等に関する調査等、環境省の方で現在報告書をとりまとめ中と聞いている。この報告書が取りまとめられたら、調査結果の内容に応じて、必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えている。

6. 2.ないし5.の検討に当たっては、労働組合、NPOからの複数の委員を含めた検討委員会において、公正、透明な調査・検討を行なうこと

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 検討の方向については、どんなふうにやるか、今後検討してまいりたいと考えているが、できるだけ公正、透明なものとしてまいりたい。

7. 複雑かつ広範囲にわたる既存アスベスト対策に関する、労働者、市民等からの相談にアドバイス等を行うNPO等の取り組みに対する援助を検討されたい。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 NPO等が労働者等からの石綿に関する相談活動等を通じて、既存アスベストに関する対策の推進に取り組んでいただいていることについては、われわれとしても評価をさせていただきたいと考えているが、その上については設立の趣旨に則って自立的に行うべきものであると考えている。なお、必要に応じて、情報提供あるいは情報交換等の、可能な範囲での協力、連携は図ってまいりたいと思っている。

IV　総合対策

1. 以上に掲げた対策及びそこから漏れた課題も含め、また対外関係も含めた、わが国としての総

合的なアスベスト対策の確立に資するため、関係省庁、団体、学識経験者や私たちのようなNPOを含めた「アスベスト総合対策円卓会議（仮称）」の開催を検討されたい。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 当課から答えるべきものかどうかという、非常に大きなご提案であるが、少なくとも当課としては、関係省庁については、必要に応じてお互いに連絡、情報提供等をしているところ。また、労使や学識経験者、関係団体当の皆様とも、適宜意見交換をしていきたいと考えている。ただ形態として「円卓会議」というようなものを設けることまでの必要性は、今のところ考えていない。

回答後のやりとり

【古谷】 今回の要請の大きな眼目のひとつは、労働基準行政だけでは手のまわらない部分を含めたアスベスト関連疾患の全体像を、厚生労働省としてぜひきちっとフォローしてほしいという思いを込めたものである。われわれもはっきり言って、どこが答えられるのだろうと思いながら要請を出した。結果的に官房からのメモのようなかたちで、「答えられるところがない」。そういうことを司っている部署が厚生労働省内にないという現状で、これは非常に残念なこと。環境省でやる、ということではないのではないかと思う。対がん戦略を所掌されている生活習慣病対策室としては、職業要因とか環境要因とかは守備範囲ではないということになるのか。

【健康局総務課生活習慣病対策室回答】「がん一般」ということでやらしていただいている。

【古谷】「がん一般」に対する戦略のなかで、病名としての中皮腫というものはまだ全然位置づけられていない…

【健康局総務課生活習慣病対策室回答】「がん一般」ということであらゆるがんについて…ですから10年間の戦略の目標というのは、死亡率と罹患率の激減をめざすということで、日本国民全体の死亡原因の第1位であるわけなので、やはりそのへん一番罹患数が多いあたりを重点を置いて対策を講じて、国民全体としての死亡率を減らすという方向の戦略である。

【名取】 一般的な戦略としても、例えば外科的なものをどうするとか、抗ガン剤の研究をどう進めるとか、できることは様々あると思うのだが。こういう難治性のがんについて、もちろん職業性の部分が多いとしても、職業以外の環境要因、家族要因等もあるわけで、職業性のことを担当する部署がそれなりのことをやるにしても、一般施策としもできること、やるべきことはある。他のがんについても、職業要因はある程度で関与しているわけで、肺がんなどは典型的で職業要因のものがかなり紛れ込んでわからないでいる場合もかなり多いと思う。職業要因だからしないという立場ではなく、職業要因云々に関わらず、抗ガン剤であるとか外科的治療であるとか、在宅のものであるとか早期診断であるとかいった点で、がんの中における中皮腫をどうお考えかということ。年間800人というレベルから千人とかだんだん増えてきているところであって、国際会議などに行くと、他の国では医療政策として熱心にやられていて、そこに予算も投じられているように感じられる。そこらへんは健康局という立場でむずかしいのか。

【健康局総務課生活習慣病対策室回答】 がん全体について扱って、研究はやっている。中皮腫は除くとかいうようなことはない。

【名取】 中皮腫について、とくに予算をつけてやっていくとかいうようなことはできないのかという話を要望している。

…（一部聞き取れず）…

【健康局総務課生活習慣病対策室回答】 治療とかの研究もやっている。重点を置くところがあるが、がん全体について研究とかを進めている。

【名取】 中皮腫について入ってもいいわけですよね。

【健康局総務課生活習慣病対策室回答】 ですから中皮腫を除いているとかいうことはない。

【名取】 重点化できないかということが要望である。
【健康局総務課生活習慣病対策室回答】 それはちょっと今説明したように、やはり国民全体としてがんの罹患率・死亡率の激減をめざすということであって…重点化というとやはりどうしても多いがんとかいうかたちになってくる。
【古谷】 中皮腫が今後ぐっと増えそうだから、今の段階だからできること、今のうちから研究をやっておくと今後の流行に立ち遅れるのではないかという問題意識がある。

【加藤】 埼玉から来ました加藤と申します。去年の６月に悪性胸膜中皮腫と診断され、８月から今年の６月まで肺がんの抗ガン剤を５種類やったのですが、抗ガン剤は全然効かなかったんです。その間に腫瘍が進行しています。がんセンターに入院するときに、アメリカの資料を渡されました。普通の抗ガン剤ではまず効かないよと、入院のときに言われました。私の場合も実際に効きませんでした。渡された資料を見ますと、アメリカでは、アリムタという中皮腫専用の抗ガン剤をFDA（食品医薬品局）とかに申請中で、来年には発売になるだろうと言われています。そういうことをがんセンターの先生からも聞き、40％以上の奏効率と書いてある。海外ではそういうこともあるということなのですが、そのとき先生からは冗談まじりに、アメリカに行って治療をするかいということまで言われたんです。そこまでアメリカに行って何千万もかけるゆとりがないので、それは断って、ひたすら今使える抗ガン剤を使った。いま結局私は、抗ガン剤も何も効かない状態なんです。今日もちょっと具合が悪くてやっとここまで来たのですが、こういう新薬について、国内ではどういうふうに扱いになっているのか、あるいはどこらへんまで開発が進んでいるのか、ということをお尋ねしたいんです。
【健康局総務課生活習慣病対策室回答】 すみません。その方がうちで所管していませんで、適切な回答がしにくい…
【加藤】 そういう情報は来ないんですか。
【健康局総務課生活習慣病対策室回答】 いやそういう意味ではなくて、お尋ねの件は抗ガン剤の承認とかいうことだと思うのですが、そのへんを所掌していませんので、ちょっと今お答えはすぐにできない状況…
【加藤】 すぐにできないということは、どこかの局、課に問い合わせてしかるべき答えをくれるということですか。放っぽっておくということですか。私はその間に、はっきり言って死刑を宣告されているようなもので、このまま何の治療もなければ１年か２年後に必ず死ぬわけですよ。放っぽっておけということですか。あなたの両親とか子供がこの病気は治りませんよと言われたらどうするんですか。あなたがその身になったらどうするんですか。死刑ですと言われて、いつ死刑を執行されてもいい立場になったらどう思います。真剣に答えてくださいよ。誰が答えてくれるんですか。
【健康局総務課生活習慣病対策室回答】 話がちょっと論点が変わっているかなと思うのですが、われわれの対がん戦略と今いった抗ガン剤のような話は、これは抗ガン剤の申請ということで、どうやってこれを今後の医療の、いわゆる保険適用になるかということで、ちょっと分けて考えないといけない。それは医薬品を使えるようにするというのは、また（別の）政策の話になります。申し訳ないのですが、われわれの対がん戦略というのは、基本的には、がん一般についての新しい治療方法の開発なり、そういうかたちの研究というかたちについては主としたものになっているので、質問されたときにはこちらとしてもこうですよということを言いづらい。ですから、そこはちょっと分けて考えていただきたい。
【加藤】 ですから、お宅様の担当では、いま私の質問に対して答えられないということはわかりましたけれど、厚労省のなかのしかるべき課で答えをくれるということですか。この新薬の問題だとか、国内の知見の問題だとか。ただ私の言葉を聞いておくだけですか。
【健康局総務課生活習慣病対策室回答】 官房総務課を通じて、関係するところにその旨は問い合わせさせていただきたいと思います。

【古川】 FAX送信票にある「要請項目の３及び９」、この点についてですが。大阪から来た古川と申します。主人がアスベスト関連疾患で一昨年の3月、亡くなりました。遺族の立場として参加させてもらっていますが、すごく侮辱されたような気持ちになりました。どうしてこれが環境省なんですか。厚生労働省じゃないんですか。アスベスト疾患で死んであとの家族とかそういうフォローって厚生省の問題じゃないんですか。心の環境だとおっしゃるんですか。答えてください。

【名取】 官房総務課の方はいないんですか。（なし）

【古川】 何のために死んだんですか。家族のために心を残して死んだんですよ。

【一宮】 札幌から来ました。主人はホテルのボイラー室で働いていて、吹き付けアスベストの被害（中皮腫）で亡くなりました。吹き付けアスベストで亡くなるということはどうなんでしょうか。一般の方も巻き添えになる（可能性のある）重大な問題だと、私は受け止めております。北海道には本当にまだまだ、この問題を取り上げてくれる場所も、お話を聞いていただく場所も全くありません。たまたま主人は、札幌で理解のある先生に診てもらえましたので認定を受けることになりましたけれども、会社側も、吹き付けアスベストを受けた会社がその被害者に対して責任があるとは法に定められていませんよと、社長が私に答えました。そして、私からのお怒りのご様子のお電話だけれども、会社は法に触れていませんよとおっしゃいました。30年も前からアメリカ等ではその被害に対して言われていたものを、どういう理由で日本政府が輸入し、吹き付けを続けてきたのか、私はまだくわしくは知りませんけれど。これは本当に厚生労働省として、エイズ、ハンセン氏病、そういう方々と同じだと私は思います。主人は発病しまして、中肉中背でしたけれども大変やせて、抗ガン剤を受けましたので頭の毛も抜けました。４か月ほどの抗ガン剤治療を終わった後、会社に出向きましたけれども、社員食堂で主人のそのやせて頭の毛も抜けた姿を見ても、同僚の社員また会社関係者は一言もそのことにふれなかったと私は聞いています。誰も、何も、噂にもならなかったと。誰もこの問題に対して、あたらずさわらず、そういうことでした。まるで疫病の発病者のように扱われました。会社からは迷惑がられたような対応でした。私は主人が亡くなった後に、岩見沢の労災病院の方からでしょうか、御霊奉安の云々というお手紙をいただきました。私はそのとき、その手紙を投げつけたいほどの腹立たしさにおそわれました。何が御霊奉安ですか。主人は、誰からも疎外されて死んでいったんですよ。厚生労働省が産業殉職者というのであれば、その対応をきちんとされたらいかがでしょうか。たいへん腹立たしい問題です。じゃあ誰に責任があるんですか。会社は、労災認定にしたからそれで会社としての責任は果たしたとおっしゃる。私は労災年金なんかほしくありません。それを返したら主人を返していただけるのであれば、そうおっしゃっていただきたいと思います、この場で。

【斉藤】 練馬から来ました、斉藤と言います。僕は５年前に他の病気で市立病院に入院したんですけれど、たまたまそこでレントゲン検査をしまして、肺に腫瘍があるということで調べていただいたら、どうもがんらしいということで結果が出たんですけれど。僕なんかは、ただ普通のがんだろうということしかわからなくて、手術した大学病院でもとくに何も言われなかったのです。たまたま労働災害にくわしい先生と労働組合におうかがいして、結局どうもこれは労働災害じゃないかということになったわけです。手術をしてとりましたが、結局普通の病院ではアスベスト小体を調べる検査とかそういうものはもっと徹底してもらえないのかということなんですね。検査をされることによってアスベスト被害かどうかとか、因果関係とかも出てくると思うんです。普通の病院では、そういう話がひとつも出てこない。ただとって検査をして、がんの治療をするだけです。そういうことを徹底してもらいたいという気持ちです。これからもアスベスト関連肺がんの患者は、たくさん出てくると思うんです。そういうときにもっと早く結果を出せるような措置を積極的に行ってもらいたいということです。よろしくお願いします。

【鈴木】 私は横須賀からまいりました。勤め先は前には横須賀米海軍基地なんですけれども、いま横須賀では基地（ベース）や造船の関係で約130人くらい患者がいます。私はこうやって話していても息が切れちゃうんです。じん肺で労災に認定されたのが平成13年の５月です。14年の４月と８月に、肺炎を

2回起こしたんです。それで衣笠病院という総合病院なんですが、そこで２回も肺炎で入院して、それでじん肺で治療を受けているところの先生が、これは鈴木さん、おかしいよ、続けて２回も同じ肺炎で入院するというのはおかしいと。徹底的に今度は横須賀共済病院で診てもらいましょうと。それで共済病院に行って、頭のＣＴから、胃カメラを飲んだり、肺の内視鏡をやったり、最後に気管支の内視鏡で枝のところに肺がんがあると言われたんです。今こういうふうに話をしていても、非常に苦しいんですけれども。今年の４月に肺がんを手術しました。背中に１センチか１センチ５ミリくらいの穴を開けて、胸の脇のところにはほんの５センチくらい、本当に傷は小さいものです。傷の痛みはないんですけれど、中の神経とか肺を取ったところの傷とか、相当いじくるんですよね。その中が痛いんです。傷口は痛くないけれど。もうひとつ言いたいのは、ベースに対する労働基準監督署の査察というものはほとんどないんです。私がずっと勤めていたときにも、年に１回はないです。３年に１回もないと思います。それで来るときには、２週間くらいにもう、労働基準監督署の査察があるから、少しきれいにしとけよという、管理職の指示があるんですよね。だから来るときはいつもきれいなんですよ。来るときにはものの１０分か20分いて、あとはお茶を飲んで帰るのが関の山です。そういうところをもっと徹底して、労働基準監督署の方へ厚生労働省からもっと厳重にやれとか、行くときは事前の連絡をしないで黙って行けとか、指示してほしいですね。なあなあでやっちゃいけないですよ。業者に徹底的な指導をしてほしいと思います。それが私のお願いです。私みたいの病人を出さないように、ひとつこれから厚生労働省も一生懸命肩を入れてお願いしたいと思います。私もあと２年くらい生きれば寿命だと思ってますから、ひとつよろしくご指導のほどをお願いいたします。以上です。

【大森】大森と申します。平成10年の3月26日、胸膜悪性中皮腫で主人は亡くなりました。東京電力の変電所の中で仕事をしていました。労災申請をする前から会社とは少しもめていて、いろいろな面で精神的にも大変だったんですが、まず労働省の方にいままで言わないことを言わせていただきます。労災認定の手続をするときに、調査をする前の段階で自治医大の方の医療費を前もって返済してくれということで、３百何十万なにがしのお金を払い込んでくれということを言われたんですね。基準監督署の方から。いきなりそういう額を言われても手許にないので、主人のお母さんに用意していただいて払い込んだんです。そのあと1週間後に監督署に行ったときに、そのお金を必要ありませんでしたから、また元へと戻すようにということを言われたんですけれども。申請して間もなくて、うちの場合は２年かかったんです、労災認定されるまでに。２年もかかるのになぜ労災の方へお金を返済させるような真似をさせたのか。都合がつかなかったら、労災をあきらめると思ってそういうことをしたんじゃないかなと思いましたよ、その頃。それ、どう思います。もしあなたが病院に入院していて、毎月毎月生活費と病院の支払が50万も60万もかかっているときに、360万円支払わなければ（労災の手続ができない）と役所に言われたときに。ＦＡＸで書類が送られてきたので、証拠はあるんですよ。今はそういうことをなされているかどうかわからないけれど、なぜそういうことをされたんだか。それから事態がなかなか進まなかったときに、娘が調べていてたまたま東京労働安全衛生センターのことを知って相談した段階で、だいぶ話も進んで、変電所の吹き付けアスベストが壁に吹き付けられていて、それが老朽化していて落ちているんですよ。それが掃除をしたりするときにほこりと一緒に舞い上がって、それをマスクもしないで働いていたって言うんですよね。それで監督署が立入り調査をするときに、やっぱり前もってきれいに直しちゃった後に、調査に入っているんですよ。それで何にもなかったという話なんですよ。アスベストの影もかたちも。きれいにしてしまってから入って、きれいだったも何もないですよ。そういうような調査の仕方ってあるんですか。それと私が指定して、汚いところを選んでも、そこには入れないっていうことだったんですよ。なぜそういうふうになるんですか。そういうのをきちんと答えを出してほしいと思う。何かおかしいんじゃないですか。労災認定されたときに、東京電力にご挨拶に行ったときに、家族はそういうところに入りたいと言ったんですよ。専門の人と一緒に。だけど危険だから入れないということで、しかたないから引き下がったけれど、今でもきちっと調

査はしてほしいと思っていますよ。東京電力の変電所でこういう被害が起きたということは、日本全国でどれくらいあるかわかります。民間のＮＰＯのプロの人もいるのだから、そういう人にでもきちんと調べてもらいたい。

【古川】 いま大森さんの言われたお金のことなんですけれども、私も経験あるんです。最初わからないから、普通の保険でかかっていて、後で労災認定されたときに、とりあえず自分が立て替えて、うち国保だったんですが、市の方に一度返さなければいけないんです。結構な負担なんです、それは。立て替えて返して、その後労災からいただくんです。何ともない方もいらっしゃるかもわからないけれど、加藤さんはじめ被災者の方はいろいろな治療をしているんです。本当に口で言えないくらいのいろいろな負担があるんです。これがいいと言えば、健康食品も試してみたり。わらにもすがる思いで闘病生活を送って、その間収入がないんです。労災補償がすぐ受けられたらいいけど、日にちがかかれば、生活の保障もなく、治療費ばかりがかかるんです。そうしてやっと認定されたと思ったら、とりあえずお金を払ってくださいと。それも２割増しのお金ですよ。皆さん、点数をご存知でしょう。そういうところを横の連絡を何とかならないんですか。ぜひそれは言いたいです。それで苦しんでいる人がたくさんいると思います。

それと、また別の方向で、いま労働曝露ではなくて環境曝露もたいへん起こっていると。あなた方の大切なお子さんが学校でひょっとしたらアスベストを吸っているんじゃないかということも考えてください。現実に私の知っているある場所は、吹き付けアスベストが本人が知らないで倉庫で使っていて、あまりにも空気が悪いから換気扇を回して、外に漏れています。でもこれは法の罰則もないんです。殺人行為ですよ。でも法の罰則もないから何も言えないんです。もしあなたたちの奥様がどこか買い物に行ったら、ひょっとしたらそういうかたちで曝露して帰ってくるかもしれない。でもいつの日か、肺がんになった、どうしてだろうで終わるかもしれない。そういった視野で一度考えてください。これを放っておくということは、未必の故意という言葉がよくテレビのドラマなんかで使われますが、その殺人と全く一緒ですよ。

【古谷】 皆さんにとっても被災者や遺族の生の声を聞くことは、決して多くないだろうし、ただ時間が過ぎていくと決して思ってほしくないんですが、私たちが今回の要請を行ったひとつの柱は、労働要因は労働基準局で、環境要因は環境省でということではなく、多くの国民がこの病気で困っている。さらに増えるかもしれない、増えるだろう。それを国民の健康という観点から厚生労働省として包括的に健康被害対策をとれるんじゃないか、とらなければいけないんじゃないかということが、ひとつの大きな目的だったわけです。残念ながら、いまここにいらっしゃっている部局の仕事のなかで答えられないという実情ですから、私たちも私たちなりにどうしたら厚生労働省が動けるのかということを考えなければいけないと、あらためて感じています。しかし、今ありましたように、今現実に苦しんでいる被災者がいて、家族がいて、皆さんの仕事のなかでできることもたくさんあると思う。ここにはいらっしゃらないけれど、新薬の話もありましたし、健康局の対がん戦略という枠の中でも。私たちの要請を言い直すと、中皮腫、アスベスト疾患を対がん戦略のなかで重点化してほしいということなのかなとも思いながら聞いていたのですが。いま現時点で有効な治療方法が確立されていない中皮腫に対して、治療法がみつかってほしいわけです。一日も早く。それだけでなく総合対策と言っていることの意味は、家族や闘病している方々の心のケアなども含めた総合的な健康、医療、福祉等々の在り方があるのだろうということです。労働基準局や環境省だけにおっつけだけではいけない問題だということをわかってほしい。

【大内】 先ほどがん全般を取り扱っていて、その中でアスベストのことはそんなに重要ではないというかたちのようなお話があったかと思うのだが、そのへんがちょっと職業起因であるかないかに関わらず、特定の物質が原因で大勢の人たちに被害を与えているという事実というのは、非常に重い問題だというとらえ方をしていただきたいということと、「厚生労働省としては労災関係での対策は

行っておりますが全体的な対策を行っているわけではありません」ということで、アスベストという重要な問題についても、そうでないものも含めて、このようなかたちで職業関連のものは労働基準局で、それ以外のものは自分たちでは全体的な対策は行っていない、ということを平気でこのように回答してしまうことは非常に大きな問題であるということを深刻に受け止めてほしい。答えられるところがないのならば、どこが答えるべきなのかということを考えなければいけないのに、それを考えないで、答えるべきところがないので自分たちは答えられません、やっておりませんというような返事をいただけば、遺族の方とか本当にお腹立ちになるのは無理ないと思います。

【古谷】 労災のことでは、いまも話がでましたが、健康保険から労災保険に切り換えるときに、多大な負担を強いるような場合には返さなくてもできることになっているはずなのに、意外とこうして請求がまわってしまって、いったん立て替え払いをさせられているという実態がこのようにあるんですよね。労災指定の話とこの健保との切り替えの話は、個々のケースでは非常に大きな負担になります。

【永倉】 場合によってそれであきらめてしまう人が出たら大変ですよ。

【古谷】 認定基準改正の解説リーフレットはもうできてしまっているんですか。そういうものも含めて、あらゆる機会をとらえてほしいと思うのだが、せっかく今回検討会の先生方が役所や労使だけではなく、医療機関に対して周知徹底することが重要と指摘されていて、認定基準でもふれられているわけですから、それを実質あるかたちでやっていただきたい。

【労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室回答】 まだ完全にでき上がってはいないが、11月中にはと考えています

【古谷】 医療機関にはどういうかたちで流すか。

【労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室回答】 非常に難しい問題もあって、今回、労災指定医療機関だけじゃなくて、指定されていない医療機関に対する周知も含めたことを考えなければいけないということで、方策については早急に、完成する前に当然考えたいと思います。

【古谷】 ここではじん肺のときの補償課と労働衛生課みたいに、認定基準の話と管理区分や健康診断の話をセットで宣伝された気がするのだが、アスベストが禁止になりますという話とセットで周知できないか。

【労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室回答】 労災補償のリーフレットのなかに、健康管理手帳とか禁止の話を入れたりするような案でつくっています。ですから、ご指摘の点については一応考えてはいるつもりです。

【古谷】 中皮腫800件のうち何十%は労災を受けられるようにするとかいう数値目標を立てることも考えられるのではないか。私たちの認識は、アスベストによるについていうと、労災補償を受けられるはずの者のうち実際に補償を受けているものの割合は2、3%ではないかと思っている。

【労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室回答】 2、3%ですか。

【古谷】 大方のドクターが否定しないところで、中皮腫の8割が労働起因だとして、そのうちのかなりの部分が労災保険の対象者だとして、なおかつ肺がんが中皮腫の2倍いたとしてですね。それに対して労災認定件数が50数件。

【労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室回答】 肺がんが2倍ですか。中皮腫が肺がんに対して2倍ではなくてですか。

【名取】 逆です。

【労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室回答】 10年度の分のわれわれの統計がまだでき上がっていないので、正確な数字はお伝えできないのだが、中皮腫の方が肺がんの、何倍とは言いませんが(多い)。

【古谷】 それは、中皮腫の場合は、診断を付けたドクターがアスベストのことを疑って、仕事が原因ではないかと疑ってくれて、労災につながりやすいからです。肺がんよりも。
【労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室回答】 そうなっている理由として私なりに考えたのは、最近じん肺の合併症に肺がんが指定されていることから、そちらで認定しているのかなと。そちらの件数もかなり増えてはいるように思えます。
【古谷】 その分もあるかもしれませんが…
【名取】 いま実際に中皮腫の場合は、あなたアスベストを扱いませんでしたかという質問が医師から出る率が増えていると思います。前は医師10人にひとりくらいしか聞かなかったのが、半分くらいの医師は聞くようになっています。そう聞かれましたと相談に来る患者さんが言いはじめています。ところが肺がんの方の場合に、煙草吸いましたかとは聞かれても、アスベストを吸いましたかと聞かれることはほぼないですよ。そこの差が出てくると思っていただいた方がよい。
【労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室回答】 通達のなかにある別添（石綿ばく露歴チェック表）も、リーフレットとセットにして合わせて刷ることを考えています。
【古谷】 とりあえず中皮腫という病名のついたものについては、漏れなく労災の可能性があるという情報が確実に届いてほしいと思っていて、次には肺がんで、リスクの大きい職種の人には仕事のことを聞くというのが医者の常識になってほしいですね。
【名取】 石綿小体とか石綿繊維を病理的に必ずみるという流れにいけば、そこの部分がはっきりしてくると思うので、そういう流れに行くような施策をとってほしい。
【古谷】 部署がないということだが、本当にいまの年間800件というレベルのうちに全数調査をやっていただいて、今後どうやっていくのか一番いいのかというあたりをつけてほしい。
【名取】 いまなら調べられる。
【古谷】 数千件のレベルになったら無理だと思う。
【名取】 それをやっておくと、今後の施策の基の資料ができますよね。
【労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室回答】 ちょっとむずかしい…
【古川】 ハンドブックの話が出ていましたが、もっと早くみんなの目にふれるように、各病院にポスターを。中皮腫なり肺がんになったとしたら、あなたはアスベストを吸ったことがありませんか、とか。そうしたら、医者は当然のこと、本人も意識する。
【労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室回答】 ポスターというかたちにすると、病院に来る方が対象になると思うのですが、われわれがやろうとしているのは医療機関に働いている医師などに周知をするためなので、むしろ小さくとも内容を伝えたいという趣旨で準備しています。
【古川】 どっちも並行してやられたらいいですよ。
【大森】 テレビでアスベストは危険ですと流してみたらどうですか。意識レベルをあげないと。
【多数】 やれることは何でもやっていただかないと。
【古谷】 リーフレットの印刷部数は。
【労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室回答】 数万以上を考えています。
【加藤】 私はアスベストを吸ってからちょうど40年目で発症したんです。発症までが非常に長いですよね。がんセンターの先生にも、潜伏期間が40年とかいう病気は他にありますかと聞いたら、他にないんだろうなと。私も10年か20年前に、アスベストは発がん性があるよということは、テレビとか新聞・雑誌で知っていましたが、でも40年もたってるんだから、いまも健康なんだから、たぶんそのまま健康体でいくだろうという認識があるわけですよ。20代のある期間だけ吸って、あとはまったくアスベストと関係ない仕事に就いていたにも関わらず、20代のほんの数年間吸ったアスベストの影響が、40年後にぽっと出てきて、この病気は治しようがありません、あとは死ぬだけです。私も病気になったときにほとんどそのことを忘れかけていたんですよ。中皮腫とアスベストについて。40

年、50年もたってからという非常に特殊な病気だということで、最初私自殺も考えました。治療方法もないと聞いて。自殺しちゃったほうが苦しまなくて、家族にも申し訳ないと思ったらそういう心境にもなります。でも1年以上何とかたちましたけれど、常にいつ死ぬんじゃないかというおそれがあります。発病したら最後なんです。ですから発病する前の、いま言ったいろいろな問題とか、予防健診とか、早期の新薬の承認とか、なるべ早く前向きにやっていただきたいという要望です。

【村里】 長崎から来ました。国の健康を担っている部署が、これだけ40年間で10万人とか犠牲者が出るという全国民的な問題に対して、どういう認識を持ってこの申し入れに対して回答されるのか、私ども4人、造船のじん肺にかかったものばかりですが。今日14年目のなくせじん肺の国会請願行動をやってこちらに駆けつけてきたものですが。やはりこういう、回答できませんという回答書を大臣官房ですか、やっぱり当事者が出てくるべきだと思うんですよ。責任ある方が出てきてこそ、こういう問題に対して真剣に。産業衛生学会（で発表された）シミュレーションをどうやっていまの行政の現場におられる方々が認識しておられるのかというのを、これはものすごく知りたくてここに参加したんです。感想も一言もおっしゃらない。これで血の通った行政ができるのか、国民を患者を目の前にして、患者の訴えを聞いて、今の担当の仕事とは関係なくても、これはやっぱり答えるべきだと思うんです。それすらできないようなあなた方の国民に対する仕事の責任なのかと。今いろいろと積極的な提案が出されて、ぜひそれは答えていただきたいと思いますけれど、そのことをよく考えてこれから国民がどのような状況に置かれるのかということをよく考えていただいて、この問題に対処していただきたい。このことを申し上げたいと思います。

【名取】 IIIの既存アスベスト対策ですが、これは昨年も資料を出して、データを出して、吹き付けアスベストそれからバール解体のことについて報告しています。産業衛生学会でも発表されているデータですので、ぜひご参照していただいて、良い対策にいかしていただきたい。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 われわれの方でもデータを集めている段階で、漏れがあったら、もしおっしゃられたらものでもありましたらご提供ください。

【古谷】 これについては、今100%の回答はできないかもしれませんが、やはり政令改正をやった次のステップとして、今年度中もしくは来年度に見直しに着手していただきたい。吹き付けのことも含めて。

【労働基準局安全衛生部化学物質調査課回答】 いつまでとはなかなか申し上げられないが、残った製品の代替化の促進と既存のアスベストの曝露防止対策とは、今後しっかりやっていきたいと思っている。

【永倉】 ひとつは特化則によるアスベストの事前調査、文書記録というのはほとんどの工事現場で守られていない。あちこち入っていって話を聞けばすぐわかる。吹き付け材があって近所の人が騒いで調査したところ、アスベストの事前調査もやられていないまま、工事がやられている工事現場が山ほどあるので、そのへんの徹底をお願いしたい。それと、今練馬区の学校等でも問題になっているが、吹き付けアスベストが存在しているということについて、違法でもないわけだが、相当劣化状態がひどかったり、先ほどあったようにボイラー室の吹き付けアスベストによる被害なども出ているわけだから、存在するだけの吹き付けアスベストについての法的な検討をしていただきたい。その二点だけ。

【斉藤】 いまボイラー室の話が出たんだけれども、私は海軍ベースでボイラーの仕事も一緒にやっていましたが、ボイラーには蒸気パイプとか蒸気ドラムとかあって、水が巡回しているんですよね。そのやつは全部アスベストで覆ってあるわけです。だからボイラー室にはほとんどアスベストが使われています。それがだんだんガラスに変わってきていますが、今度はガラスがアスベストに次ぐ人災になりはしないかと心配しています。

【林】 先ほどがん一般についてはいろいろ研究しているというかたちでお話があったのだけれど、そのがんのひとつである中皮腫の問題について、少なくとも今話があったように、治療方法も確立されていない、これからまさに増えてくるだろうと言われている、そういう特殊ながんのひとつでしょ。そういうことについてやはり重点的に取り上げて、治療方法を確立するとか、予防方法をどういうふうにしたらよいのかといったことについて研究するとか、新薬のこともありましたが。重点的に進めてもらわないと大きな問題になると思う。がん一般のなかでやっていますというだけではすまない問題じゃないかという気がしているので、ぜひよろしくお願いしたい。

【大内】 アメリカなどではアスベスト関連の訴訟が非常に多くなっていて、大手の保険会社などに大きなダメージがあるということなども聞いているので、アスベスト問題は単なる職業病問題で、国民全体にとっては些細な問題というような認識で決していいはずはないと思います。そのへんの認識をあらためていただきたい。

【古谷】 一応予定の時間が来ているので締めたいと思いますが、ちょうど選挙の最中でもあり、私たちなりに各政党に対して、ほぼ皆さんに今日出した要請のエッセンスのようなものについてどうお考えられているかという公開質問状を出したところで、回答が届きつつあるところです。お話しあったように今の所管で対処できない問題をもう一歩進めるために、私たちなりのアプローチをするつもりでいます。しかし、それまでは何も事態が動かないではなくて、繰り返しになりますが、皆さん方の所管のなかでも、ぜひ今日の患者さん、遺族の声を真剣に受け止めていただいて、事態を前に進めていただきたいと考えています。そういう意味では責任の所在が比較的はっきりしている労働基準局関係の安全対策、補償対策については、細かい話もいくつかでましたが、引き続きお願いすることがありますので、よろしくお願いしたいと思います。今日はありがとうございました。

交渉のなかで加藤さんが提起された中皮腫の治療薬の開発状況等に関しては、大臣官房総務課から連絡がまわったようで、10月28日に医薬食品局審査管理課の担当者から連絡をもらい、11月４日に以下の点についてご教示いただきたい旨を伝えて、11月７日に古谷が電話で回答をお聞きした。概要は以下のとおりである。

１．悪性胸膜中皮腫の治療薬として、現在日本で治験中の薬剤がありますか？ ご回答下さい。
２．ある場合は薬物名と、現在の進行状況の概要を（何社が、何相段階で、何名規模で、どの医療機関で実施）、可能な範囲でご回答下さい。
３．悪性胸膜中皮腫の治療薬の、海外での研究と治験の動向及び発売状況をご存知の範囲で、ご回答下さい。
４．日本イーライリリー社が治験中とされるpemetrexed（ペメトレキセド、アリムタ）の治験概要をご存じの範囲で、ご回答下さい。特に現在日本で治験に参加できる医療機関をご教示下さい。
５．諸外国で悪性胸膜中皮腫の治療薬として承認されている薬剤があれば、ご存知の範囲でご教示下さい。その場合、個人輸入して使用する事は可能でしょうか？

【医薬食品局審査管理課回答】 新薬について把握できるのは承認審査の手続に上がってきたもので、それ以前の研究開発段階のものに関する情報はもっていない。また、承認審査手続中のものであっても企業秘密等の問題があるので、何でも明らかにできるというものでもない（ただし、pemetrexed以外に、中皮腫の治療薬として治験中のものはどうもないようである）。今回は４項で具体的にあげられたので、当該日本イーライリリー社に確認をとって了承が得られた内容はお知らせできる。pemetrexedは現在、治験の第1層段階で、用量を徐々に増やしながら人に対して安全かどうか、安全性の確認を行っている。今の段階では、対象のがん種を特定していない。第２相では、がん種を特定して、最も有効な用量を確認していくことになるが、現段階ではいずれかの医療機関が希望しても

参加することは難しいのではないかということだった（第2相では、治験に参加してもらう患者の募集等も行われる）。海外では、pemetrexedは承認審査手続中のところはあるが、まだ承認されたところはない。なお、日本イーライリリー社の広報室（TEL 078-242-9614、担当・三井氏）で問い合わせには応じるとのことである。

日本における中皮腫による死亡者数（人口動態統計による）

年	性別	合計	胸膜中皮腫	腹膜中皮腫	心膜中皮腫	その他部位	部位不明	参考※
1995	男性	356	201	35	3	7	110	12
	女性	144	74	16	3	4	47	3
	合計	500	275	51	6	11	157	15
1996	男性	420	283	23	5	12	97	25
	女性	156	75	22	3	1	55	5
	合計	576	358	45	8	13	152	30
1997	男性	451	281	31	3	9	127	23
	女性	146	74	17	2	3	50	6
	合計	597	355	48	5	12	177	29
1998	男性	429	283	39	2	7	98	30
	女性	141	78	23	1	4	35	2
	合計	570	361	62	3	11	133	32
1999	男性	489	319	27	4	20	119	16
	女性	158	85	21	1	5	46	10
	合計	647	404	48	5	25	165	26
2000	男性	537	367	30	3	11	126	21
	女性	173	89	24	1	4	55	6
	合計	710	456	54	4	15	181	27
2001	男性	574	414	35	5	10	110	22
	女性	198	116	26	1	6	49	14
	合計	772	530	61	6	16	159	36
2002	男性	604	412	43	3	12	134	14
	女性	206	111	27	1	4	63	3
	合計	810	523	70	4	16	197	17

「参考※」は、「胸膜の悪性新生物（除中皮腫）」

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
中皮腫による死亡件数	500	576	597	570	647	710	772	810
中皮腫の労災認定件数	13	12	10	19	25	34	33	55
中皮腫の「認定率」	2.60%	2.08%	1.68%	3.33%	3.86%	4.79%	4.27%	6.79%
石綿肺がん死亡件数推測（中皮腫×2倍）	1,000	1,152	1,194	1,140	1,294	1,420	1,544	1,620
石綿肺がんの労災認定件数	10	15	12	23	17	17	21	22
石綿肺がんの「認定率」	1.00%	1.30%	1.01%	2.02%	1.31%	1.20%	1.36%	1.36%
石綿による死亡件数推測（中皮腫＋肺がん）	1,500	1,728	1,791	1,710	1,941	2,130	2,316	2,430
石綿による労災認定件数（中皮腫＋肺がん）	23	27	22	42	42	51	54	77
石綿による「認定率」（中皮腫＋肺がん）	1.53%	1.56%	1.23%	2.46%	2.16%	2.39%	2.33%	3.17%

労災認定件数は認定された年度（死亡件数は暦年）で計上されているので厳密には「認定率」ではない。

アスベスト対策に関する質問状

2003年10月

各政党代表者・広報担当者　殿

石綿対策全国連絡会議
代表委員　山口　茂記（自治労労働局長）
佐藤　正明（全建総連書記長）
富山　洋子（日本消費者連盟運営委員長）
広瀬　弘忠（東京女子大学教授）
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
PHONE（03）3636-3882　FAX（03）3636-3881
URL：http://homepage2.nifty.com/banjan/
Email：banjan@nifty.com

貴下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

私たちはこれまで、日本において、発がん物質アスベストの危険性の啓蒙、アスベストによる健康被害の掘り起こし、すでに使用されているアスベストに対する労働・環境対策の確立・強化、そして、何よりも日本におけるアスベスト禁止の早期実現に向けて、様々な取り組みを進めてきました（石綿対策全国連絡会議は、そのような目的のために、1987年に労働組合や市民団体、関心をもつ個人によって設立された団体です）。

長年、世界第3位のアスベスト消費国という不名誉な地位にとどまり、先進工業国の中では唯一突出してアスベストを使用し続けてきたわが国も、ようやくアスベスト禁止に向けた具体的一歩を踏み出しました。

昨年6月28日の閣議後記者会見において、坂口力厚生労働大臣が「アスベスト原則禁止の導入」方針を表明した後、厚生労働省において「石綿及び同含有製品の代替化等の調査」が実施され、さらに「石綿の代替化等検討委員会」による検討結果を踏まえて、市場に残っているアスベストを含有する、建材製品のすべてと摩擦材（ブレーキ、クラッチ）、断熱材用接着剤の、製造、輸入、使用等を禁止する労働安全衛生法施行令の改正が近日中にも行われ、来年10月1日から施行されることになったわけです。

厚生労働省（労働行政）の関係では、同時に、「石綿による疾病の労災認定基準」の改正も行われ、作業環境における「管理濃度」の引き下げ（2繊維/cm^3から0.15繊維/cm^3へ）も予定されています。

国土交通省においては、国際海上人命安全条約の改正を受けた船舶安全法関連規則等の改正によって、新規に船舶に使用される材料について、すでに昨年、アスベスト使用禁止の先陣を切っています。同省大臣官房営繕部が所轄する官庁直轄工事においては、現行の各種法規制を上回るアスベスト対策の実施が、共通仕様として明示され、その内容も改善を重ねられつつあります。

48年ぶりに、例示規定から性能規定への転換が図られた2000年の建築基準法抜本改正においては、私たちの長年の要請にもかかわらず、結果的に、「耐火構造」等、施行令（3箇所）、告示（10箇所）レベルでアスベスト含有建材の例示が残されてしまいましたが、今回の労働安全衛生法施行令改正を踏まえて、これらもすべて削除されることになるでしょう。

環境省においては、主として現在吹き付けアスベストに限定されている規制対象を拡大する必要性があるかという観点から、大気汚染防止法及び廃棄物処理法関連施策の見直し作業が開始されました。

こうした一連の動きを私どもは大いに歓迎しておりますし、また、皆様方のご尽力にも感謝する次第です。

しかしながら、アスベストの原則使用禁止は問題解決への最初の一歩です。アスベストに関連して取り組まなくてはならない課題はまさに山積みであり、ここにあげられた動きも、そうした諸課題の一部に過ぎない

ことを銘記すべきであります。私たちは、これらの対策によって、「アスベストは過去の問題」となったという誤解が生じることを強く懸念しています。かつて1980年代後半に、学校の吹き付けアスベストの処理が社会問題化して、いわゆる「学校パニック」が起こったときには、マスコミや国会等でも大きく取り上げられ、それまで一般にはなじみの薄かった「アスベストが危険な発がん物質である」ことの認識はひろがったものの、このときにとられた対策をもって、「アスベストは過去の問題」となったという誤解が蔓延してしまったことも事実です（実際には、当時の対策は、通達や指針等によるもののみで、法的な対応は一切なく、その内容も不十分なものであったと言わざるを得ません）。同じ轍を踏むことなく、関係省庁がこのようなアスベスト対策の見直しに多少なりとも前向きになっている今こそ、抜本的、総合的なアスベスト対策を確立する好機であると考えます。

● 早期全面禁止を実現する必要性

第一に、アスベストの早期全面禁止を実現させることです。日本で使用されるアスベストはほとんど全量が輸入によるものであり、最盛時―1974年の35万トン超から、2002年には43,318トンにまで減ってきたわけですが、今回の改正労働安全衛生法施行令の施行によっても、日本におけるアスベストの使用がゼロになるわけではありません。千トン・オーダーから、ことによると万トン台のアスベストの使用が持続することになる可能性が残されているのです。

厚生労働省による労働安全衛生法施行令の改正は、現在の日本の市場に残っているアスベスト含有製品を調査したところ、10種類の製品が確認され、そのうち技術的に代替化等が可能とされた7種類の製品について使用等を禁止したという経過です。「代替化等が困難」とされた3種類の製品以外のアスベスト含有製品を禁止するという意味に理解することが、昨年の坂口大臣の「原則禁止」発言の趣旨にも合致するものと考えられますが、条文上では、7種類の製品をさらに細分化して規定した10種類のアスベスト含有製品しか禁止されないことになっています。

アスベストの用途は、最盛期には3,000種類をこえていたとされており、また、今後新たな用途を見つけ出すものがいないとも限りません。改正法令のもとでは、10種類のアスベスト含有製品以外の用途へのアスベストの使用は合法的に行うことができるのです。国際的にも最悪の曝露形態とされ、わが国でも真っ先に1975年に規制（原則禁止と）されたアスベストの吹き付けさえも、合法的に行うことが可能なままです。「代替化等が困難」なもの以外をすべて禁止する、文字通りの「原則禁止」を実現すべきです。

「代替化等が困難」とされた3種類の製品は、具体的には、ジョイントシート・シール材、耐熱・電気絶縁板、石綿布・石綿糸等ですが、これにも問題があります。その根拠は、「石綿の代替化等検討委員会報告書」が、「現時点で代替可能なものと代替困難なものを温度等の使用限界や使用される機器の種類等から明確に特定することは困難である」と結論づけたことにありますが、「代替化が可能」なものへのアスベストの使用は直ちに禁止されるべきですし、それ以外の製品についても、期限等を区切って禁止への道筋を明らかにすべきだと考えます。

もうひとつ重要なことは、禁止の対象を「アスベストをその重量の1%を超えて含有する製品」に限定していることです。1975年のアスベスト吹き付けの原則禁止後も、アスベストを5%ないし1%以下含有する吹き付け製品の施工が続けられたことは、今ではよく知られています。そもそも、アスベストのみならず発がん物質については、あらゆる規制の対象を、「1%基準」から「0.1%」に引き下げるべきです。これは、より最新の科学的知見を踏まえて1999年に制定された化学物質管理促進（PRTR）法で、発がん物質の規制全般に採用されている基準です。例えば、化学物質等安全データシート（MSDS）という制度はふたつの法律で規定されていますが、発がん物質については、化学物質管理促進法では0.1%以上含有が対象、労働安全衛生法では1%超含有が対象と、規制の対象に齟齬が生じ、混乱のもととなっているのです。規制改革という観点からも、発がん物質の規制に関しては、0.1%以上含有するものを対象とするという統一基準を採用するこ

とによって、早急に問題を解決すべきです。

以上、アスベストの早期全面禁止の実現に関しては、厚生労働省が実施したパブリック・コメント手続に対する石綿対策全国連絡会議の意見（32頁参照）も参照してください。

● 既存アスベスト対策の必要性

第二に、既存アスベスト対策が問題となります。過去、何十年間にもわたって使用され続けてきたアスベストは、私たちの身のまわりにいまだ大量に残されています。これらのアスベストに人々が曝露する機会が残されている限り、アスベスト被害は終わることがありません。近年、全アスベスト使用量の 90%以上が使われてきたのは建材であり、もっとも身近な建築物が中心となりますが、船舶その他の機器等に使用されているアスベストもあります。

しかし、アスベストがどこにどれだけ使われているのかは、誰にもわかっていません。アスベストの所在を把握する仕組みがどこにも存在していないのです。所在が確認されたとしても、それを、誰が、どのように、除去ないし管理すべきかという、国の方針も定められていません。諸外国では国の方針や法的義務を導入することが検討ないし実行されているところであり、船舶に関しては、国際労働機関（ILO）、国際海事機関（IMO）やバーゼル条約で議論がなされている最中です。このことは、地震等の天災あるいはテロ等の事態への対応の問題としても、クローズアップされてきます。

1980年代後半の「学校パニック」当時、各省庁の行政指導によって、教育施設を中心とした公共建築物や一部の民間建築物についてもアスベストの使用状況の調査が行われたことは事実ですが、調査対象が吹き付けアスベストのみに限定されていたうえに、それに限っても漏れたものの多い不十分な調査にとどまったことが明らかになっています。そのうえ、当時確認された吹き付けアスベストのすべてが除去されたわけではなく、「封じ込め」や「囲い込み」によってそのまま残された場合でも「調査完了」とされて、その後の適切なフォローがなされていないために、所在確認済みの場所で不適切または違法な工事がまかり通るという事態が生じています。

旧環境庁において1998年度に、札幌市・千葉市をモデルとした「石綿使用建築物事前把握手法等調査」が行われたり、建築基準法に基づく特殊建築物の定期報告において、いくつかの都道府県では「吹き付けアスベストの使用の有無、使用面積、劣化の状態」等を調査項目にあげている例も散見されたりはするものの、斉一的な努力はいまだなされていないと言ってよい状況です。

労働安全衛生法や大気汚染防止法は、改修・解体工事等を行うときになって初めて、吹き付けアスベストの使用の有無等の事前調査を義務づけ、その結果、一定の要件を満たす吹き付けアスベストが使用されている（準）耐火建築物の改修・解体工事等を行う場合に限り計画の届出を義務づけ、また、その他の一定の規制を事業者に課しています。

しかし、改正大気汚染防止法施行後の周知状況の調査をみても、とくに小規模事業者や大手建設会社でも地方視点等では認知されていない例もみられ、施主の認知率は低いうえに、除去費用が高いことを理由に施主から届出をしないように要請されている事例もあることが、明らかになっています。届出の要件や作業基準等の規制内容が、労働安全衛生法と大気汚染防止法で異なっていることも問題です。

アスベストはその特性ゆえに、燃やしてしまうことはできません。ようやく溶融処理技術が出はじめてきているとはいうものの、いまだ過渡期の技術と言わざるを得ず、結果的にアスベスト含有廃棄物のほとんど全ては、私たちの身のまわりのどこかに残されているわけです。

廃棄物処理法では、建築物から除去された吹き付けアスベスト等の廃棄物を「廃石綿等」として特別管理産業廃棄物に指定して、一定の規制を課していますが、環境省においては、毎年どれだけの量が処理されているかさえ把握されていないという現状です。

新たに制定された建設リサイクル法は、解体業者を初めて「業」として把握し、建築物の改修・解体工事に

おける適切なアスベスト対策を確保する手がかりを与えられる可能性もあると考えられますが、同法を所管する国土交通省の部署では、いまだそのような内容の検討は着手すらされていません。

このような現行法令による規制は、対象が主に建築物の、それも吹き付けアスベストのみに限定されていること、各法律ごとに規制内容が異なり、周知・執行の整合性が図られていないこと、吹き付けアスベスト対策としても労働者と住民の曝露を防ぐには不十分なものであること、等々の問題をかかえています。

官庁直轄工事ではすでに法令を上回る対策がとられていることや、大気汚染防止法・廃棄物処理法関連施策に関わる見直しの検討が行われていることはすでに述べましたが、アスベスト原則禁止に踏み出した今だからこそ、縦割り行政の壁を越えて、既存アスベストの把握、管理、改修、解体、除去、廃棄等のすべてを通じた、首尾一貫した、抜本的、総合的対策の確立を図るべきであると考えます。

これらの点をめぐっては、私たちも毎年関係省庁と話し合いも行っており、直近（今年）の国土交通省、文部科学省、環境省、経済産業省との話し合いの内容を47頁以降に示してありますので、参照してください。なお、厚生労働省とは10月24日に話し合いを行う予定であり、私たちの要請内容を43頁に示してあります。

● 今後の健康被害対策の必要性

第三に、今後の健康被害対策であります。アスベストの恐ろしいところは、曝露してから何年もたってから、場合によっては50年あるいはそれ以上もしてから、石綿肺や肺がん、中皮腫等の致死的ないし不治の健康影響を引き起こすことにあります。したがって、今直ちにアスベスト全面禁止に踏み切ったとしても、健康被害は今後50年以上も続く可能性があり、また、既存アスベストによる人々の曝露が続く限り、被害はとどまることを知らないかもしれないということです。

胸膜や腹膜等に発生する独特の腫瘍である中皮腫は、アスベスト曝露にほぼ特有の疾患であることから、アスベスト健康被害の指標疾患とも言われています。同時に、少量の曝露でも発生することから、職業曝露だけではなく、家庭内曝露や環境曝露によっても、生じることが現に証明もされていますし、また、懸念されているところです。さらに、2年生存率が3割足らずときわめて予後が悪く、今のところ確立した治療法もないという恐ろしい病気です。諸外国の経験をみても、流行初期の臨床現場の混乱の時期を経て、医療スタッフへのアスベスト関連疾患の教育の必要性や患者・家族の心のケアなどの整備の必要性が実感されるようになっていることがわかります。

わが国における中皮腫による死亡件数は、1995年から人口動態統計で把握できるようになりました。その数は、1995年の500件から、2002年には810件と、62%も増加しています（多くの研究者が、中皮腫1件当たり、アスベストによる肺がんは2件ある、と考えています）。

昨年の日本産業衛生学会で、「わが国における胸膜中皮腫死亡数の将来予測」という研究発表が行われ、マスコミでも報じられたところですが、これによると、2000-2039年の40年間の胸膜中皮腫の男性死亡者数が約10万人以上、過去10年間の約49倍にのぼる可能性があると予測されています。しかも、この予測は、人口当たりの死亡者数で比較すると、スイス、イタリア、ドイツとほぼ同水準であり、オランダ、イギリス、フランス等はその水準すら上回っているのです。

今年9月の石綿による疾病の労災認定基準改正の根拠となった「石綿曝露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」は、「わが国では全国規模の中皮腫登録もないことから、真に労災補償の対象とすべき中皮腫が把握できない状況にある。…石綿ばく露によって発症する中皮腫をはじめとする石綿関連疾患に実際に遭遇する臨床医に対して周知徹底を図るとともに、今後は、全国規模での中皮腫登録の必要性も検討されるべきである」と提言しています。

アスベストによる疾患、とりわけがん（中皮腫・肺がん）等が、労働者の健康確保という観点のみならず、国民の健康確保という観点からみても、無視できなくなりつつあるだけでなく、今後その増加が確実に予測されるという現実を直視すべきであると考えます。

前述の検討会報告書の提言の主眼も、実態把握と正しい臨床診断の確保にあると思われます。統計上の中皮腫による死亡数が千件未満にとどまっている今だからこそ、全数の実態調査を実施して、今後の対策の確立に活かすべきです。いまだにそのようなことがなされず、「対がん戦略」のなかで、中皮腫ないしアスベスト関連がんに対する言及が何らなされていないことの方が奇異に感じられるのです。

中皮腫及びアスベスト関連疾患の健康、医療、福祉等に係る総合的な施策を検討する委員会を、医療関係者のみならず、被災者、家族や支援NPO等を含めて早急に参集し、今後の対策の検討に着手すべきです。被災者、遺・家族自身による自立・相互支援等の取り組み、及び、被災者・家族、医療関係者等を支援するNPOの役割も今後ますます重大になるものと考えられ、そのような取り組みを促進、援助する施策も講じられるべきです。

● 海外移転の防止と地球規模での取り組みの必要性

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約は、アスベスト（含有）廃棄物を規制対象としており、国内法である特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律でも、特定有害廃棄物として、これらの輸出入を行う場合には経済産業大臣の承認が必要とされています。例えば船舶を廃棄物として輸出する場合に、船舶に使用されているアスベストがバーゼル条約の対象になるかどうかが国際的議論の的になっていますが、日本政府が規制対象となるという立場をとっていることを歓迎するものです。

国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約においては、世界の複数の地域の複数の諸国がアスベストの禁止を導入していることから、アスベストを同条約の規制対象とすることが検討されています。まだ発効していない同条約を、ボランタリーベースで適用することに同意しているわが国政府が、これに賛同することを期待しています。

国内で禁止された有害物質の海外移転が許されるべきではありません。かつて労働安全衛生法令によるアスベスト規制が導入されたときには、わが国のアスベスト紡績業者等が韓国等に移転するという事態を引き起こしました。同じ轍を踏むべきではなく、国内的にも、アスベストの海外移転を防止するための実効性のある措置が講じられるべきだと考えます。

いまやアスベスト禁止は国際的潮流と言ってよい奔流となってくる中で、アスベスト消費は、アジアをはじめとした開発途上国に明らかにシフトしてきています。なかでもアジアは、最大の消費圏になっているばかりでなく、日本をはじめ消費が減少している諸国がある一方で、中国、タイ、ベトナム、フィリピン等では逆に今もアスベスト消費が増加し続けるという、著しいコントラストがみられる地域でもあります。

アスベスト問題の根本的解決という場合、国内的対応だけですむ問題ではなく、地球規模での努力が不可欠ですし、取り組むべき課題が、①早期全面禁止の実現、②既存アスベスト対策、③今後の健康被害対策等にあることは全く同じです。

わが国としては、国内的に海外移転防止等の措置を講じることに加えて、二国間・複数国間での働きかけ、国際機関への働きかけ等が必要であると考えられます。前者では、教育・トレーニングや代替化技術等に関する国際協力も考えられますし、後者では、国際労働機関（ILO）や世界保健機関（WHO）、国際化学物質安全性計画（IPCS）への働きかけや、国際的な取り組みに対する積極的な支援・援助等が考えられます。

ILOは、「石綿の使用における安全に関する条約・勧告」を有していますが（石綿対策全国連絡会議設立の契機も同条約の採択にありました）、基準改訂の優先順位を審議している「労働基準の改訂に関する作業部会」の勧告をフォローアップした「国際労働基準委員会」の最新のレポートが、同条約・勧告を「最新化」の検討対象のひとつとしてあげているところでもあり、全面禁止の導入とその実現のための実効性のある国際協力を軸として、改訂作業を積極的に働きかけるべきです。

来年11月に東京（早稲田大学国際会議場）で、アジアで初めての国際的、学際的な「2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004：Global Asbestos Congress 2004 in Tokyo）」が開催されることになりました（http://

park3.wakwak.com/~gac2004/)。この世界会議は、アスベスト禁止国と未禁止国、工業国と開発途上国を含む世界各国から、科学者、技術者、アスベスト疾患の被災者とその遺・家族、労働者、市民、政策立案者や行政当局者等々、様々な立場の人々が参加して、アスベスト問題の過去と現在を検証し、未来に向けた共通の解決策を探る、建設的なフォーラムとなるように、準備が進められています。このような努力を、わが国政府としても積極的に支援・援助をすべきだと考えます。

● アスベスト総合対策円卓会議の開催を呼びかけます

以上述べたような、非常に多岐にわたる課題に取り組むためには、強力な政治的リーダーシップを必要とされることはいうまでもなく、この点で皆様方のご尽力を期待しております。

しかし他方で、このようなことを個々の省庁、政府のみで行おうとすることも、また不可能なことであり、政府内においては省庁の垣根を超えた体制がつくられるべきであり、また、政官民の英知が結集されるべきであると考えているところです。

そこで私たちは、わが国としての総合的なアスベスト対策の確立に資するために、関係省庁、団体、学識経験者やアスベスト被災者とその遺・家族、私たちのようなNPOを含めた「アスベスト総合対策円卓会議（仮称）」の開催を提唱するものです。

9月3-6日、ドイツ・ドレスデンにおいて、EUの上級労働監督官会議（SLIC）のイニシアティブによって、EUの全加盟国・加盟予定国の政労使代表等が参加した「2003年欧州アスベスト会議」が開催され、また、9月12-13日にはカナダ・オタワの国会内の会議室で、カナダの労働・環境団体やアスベスト被災者・家族らを中心にした、「国際会議： カナダのアスベスト： 地球的な関心」が開催され、後者には石綿対策全国連絡会議からも2名の代表が参加しています。

直近のふたつの国際会議で採択された「ドレスデン宣言」及びカナダ会議の「決議」は、ともに私たちがここで表明した問題意識と、根底において相通ずるものがあると考えているところであり、ご参考までに巻末に訳文を添付いたしましたので、ご参照下さい（省略）。

以上、述べさせていただいた最近のアスベストをめぐる内外の状況をご確認のうえ、以下のの質問事項に対する貴党としての見解をご質問させていただく次第です。（なお、2001年7月に参議院選挙に際して同様の質問をさせていただきましたが、それに対していただいた各政党の回答を別添資料の冒頭に紹介してあります（アスベスト対策情報No.30参照）。）

なお、ご多忙中のところまことに恐縮ですが、ご回答は、10月31日までに、郵送、FAXまたはEmailでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

質問事項及び各党の回答

※6つの政党に質問状を送付し、すべての政党から回答が寄せられました。各党の回答は、到着順に掲げてあります。

1. 日本におけるアスベスト全面禁止の導入について、どのようにお考えですか?

【民主党】 日本においても全面禁止を目指すべきと考えます。また、代替物の調査・研究等にも取り組む

べきではないかと考えます。

【保守新党】職域において取り扱われるアスベストについては、労働者の健康障害を予防するため、平成７年の法改正において、アスベストのうち、有害性が高いアモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）については製造・使用等が禁止されました。またこれ以外のアスベストについても、十分な管理を図るため、事業者に対するアスベスト曝露対策が強化されました。今後、アスベストの全面禁止に向け、管理の徹底、代替手段の開発などを進めていきます。

【社会民主党】政府は「アスベスト原則禁止」を表明しており、代替化が可能なものだけでなく、代替化が困難なものを含めて全面禁止へ踏み出すべきです。また当面アスベストに限らず発ガン物質については規制の対象を「1％基準」から「0.1％基準」に引き下げるということについても賛成です。

【日本共産党】即刻、全面禁止すべきです。来年10月1日からの禁止措置は、みなさんの運動などによる一定の前進です。しかし、禁止の対象が、“アスベストが重量の1％をこえる製品”に限定されていること、禁止の対象を7種類の代替可能な製品に限っていることなど、抜け穴があります。こうした抜け穴を許さず、代替品が確立していない3品目についても、早急に代替品の開発をすすめ「全面禁止」すべきです。

【公明党】04年10月1日からの「原則禁止」の方針を踏まえ、代替物質の調査研究に積極的に取り組みつつ早期に全面禁止を目指すべきだと考えます。

【自由民主党】石綿の有害性にかんがみ、他の素材への代替化が可能である建材等の石綿含有製品の製造等を禁止するため、平成15年10月16日に労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令が公布されました。また、今回の政令改正で禁止の対象とされなかった石綿含有製品についても代替化の促進が図られるべきと考えます。

2. 国土全体にすでに使用されてしまっているアスベストの現状を把握し、これを計画的かつ安全に除去していく必要性について、どのようにお考えですか?

【民主党】実態の把握や安全な除去方法など、総合的に検討していくべき課題だと思います。

【保守新党】被害状況の現状把握は必要であるが、完全除去は非現実的。

【社会民主党】過去におけるアスベストの輸入量、使用量、移動量、使用場所（箇所）、使用対象物などを一元的に管理するとともに、把握した情報はすべて国民に開示し、アスベストを安全・計画的に除去することを義務づけるため関係法律を厳しく改正すべきです。

【日本共産党】アスベストは過去に3000種類もの用途に使われており、今年、東京・練馬区の34の小・中学校と11の公共施設でアスベストが見つかったように、国民の身の回りに大量に残されています。今までやってきた文部省や厚生省の調査は、まったく不十分なものであり、抜本的な現状調査をおこない除去が必要です。健康と命にとって非常に危険な物質であるだけに、アスベストがどのように使われたのか、現状はどうなのか、計画的かつ安全な除去について、早急に国として方針を確立する必要があります。

【公明党】現状を正確に把握しつつ安全に除去すべきです。

【自由民主党】すでに使用されてしまっているアスベストの安全な除去については、関係法令によって、事業者は、建造物の解体等を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、建築物について石綿の使用の状況等を調査し、その結果を記録するとともに、これを踏まえ、石綿による健康障害防止のための措置をとることが義務づけられています。労働者の健康障害を防止する上で、この措置を徹底することが重要であると考えます。

3. 日本における既存アスベストの把握、管理、改修、解体、除去、廃棄等のすべてを通じた首尾

一貫した、抜本的、総合的対策の確立について、どのようにお考えですか?

【民主党】総合的対策の確立へ向け検討していくべき課題だと思います。
【保守新党】 当然のこと。現在も完全ではないがその線に沿って進められている。
【社会民主党】既存アスベストの一元的把握と一貫性のある対策を義務づける、「対アスベスト戦略法」のような包括的法律が必要だと思います。
【日本共産党】抜本的、総合的対策を確立することは当然です。いま、アスベスト対策は、労働安全衛生法、廃棄物処理法、大気汚染防止法をはじめ多岐にわたり、しかも対策の対象範囲が異なるなど、複雑になっています。規制を強める立場から総合的対策として抜本的に整理する、そのため、関係省庁や地方自治体が力をあわせることも必要です。さらに、アスベストがどのように流通し、製品化され、回収・解体・除去され、廃棄されたか、それぞれの段階できちんと調査・監視し、登録するなどのシステムの構築も必要と考えます。
【公明党】労働安全衛生法等やPRTR法による情報開示、大気汚染防止法等の原行の諸施策を活用しつつ、総合的、抜本的な対策が重要だと考えます。
【自由民主党】既存の石綿含有製品にかかる改修、解体、除去等における労働者のばく露防止対策については、すでに関係法令に規定されており、それぞれの法令の趣旨にのっとり関係する施策が適切に実施されることが重要であると考えています。

4. 中皮腫及びアスベスト関連疾患対策を、「対がん戦略」などの政府の戦略のなかにきちんと位置付け、その健康、医療、福祉等に係る総合的な施策を確立する必要性について、どのようにお考えですか?

【民主党】アスベスト関連対策の中で総合的に考えていくべき課題であると思います。
【保守新党】十分検討に値する。
【社会民主党】今後、アスベストが原因による疾患の増加が予想される中で、総合的・抜本的な健康被害対策の確立や医療体制の確立が必要だと思います。
【日本共産党】アスベストは曝露してから数十年たって健康への影響がでてきます。そして、今後労働者、国民のなかにアスベストによる疾患が確実に増えていくことが予測されています。それだけに、政府が当面の問題の解決とともに、長期的な戦略をたて総合的な施策を確立していくことがどうしても必要です。
【公明党】有害化学物質に関する諸施策と整合性のとれた総合的な対応が重要です。曝露被害、環境への正当なリスク評価、予防的措置等の検討が必要だと考えます。
【自由民主党】厚生労働省と文部科学省が協力して、平成16年度を始期とする「第3次対がん10か年総合戦略」を定めています。この対がん戦略では、昭和56年以降、国民の死亡原因の第1位であるがんについて、その原因を問わず幅広く取り上げ、今後10年で死亡率と罹患率を引き下げることを目指し、総合的な対策を推進することを目標としています。

5. 上記対策の確立にあたって、アスベスト被災者とその遺・家族や支援のNPO等を参画させ、また、被災者・遺・家族や支援のNPO等の取り組みを促進、援助することについて、どのようにお考えですか?

【民主党】市民参加・情報公開などを通じて、広範な意見を考慮すべきだと思います。
【保守新党】自主的な運動の盛り上がりは結構なこと。
【社会民主党】アスベスト対策に当たっては政府や自治体だけでなく、被災者やNPO等の第三者が参画

するべきであり、そのことを法的に保障するべきです。

【日本共産党】長期的、総合的対策にあたって、被災者とその遺族や市民団体などの力を集めていくことは、実態にもとづいた対策を講じるために、どうしても必要と考えます。さらに、国民への正確な情報の提供や防止のための国民的合意をつくっていく上でも有効です。

【公明党】人的被害・環境リスク等の被害状況の把握、連携等はきわめて重要です。

【自由民主党】被災者やNPO等における取組みについては相応の評価をするものですが、基本的には、これらの方々を含む関係者のご意見等もお聞きしながら、対策が講じられるべきであると考えています。

6. 貴党自身、アスベスト被災者やその遺・家族の生の声を聞くご用意がおありですか?

【民主党】検討していこうと思います。

【保守新党】時間が許せば、聞く用意はある。

【社会民主党】あります。

【日本共産党】被災者やその遺・家族の声と実態こそ、まず第一に重視すべき問題であり、従来にもまして生の声を聞かせていただき、より実効ある対策に生かせるように奮闘します。

【公明党】あります。

【自由民主党】今後検討します。

7. アスベストの海外移転の防止、及び地球規模でのアスベスト問題の解決に向けたわが国の役割について、どのようにお考えですか?

【民主党】地球規模での環境保全等を通じ、積極的に国際的取り組みに貢献すべきです。

【保守新党】国内で被害が明らかなものを海外に輸出すべきではない。当然のこと。国連などを通じた国際的取組みが必要。

【社会民主党】人体に影響を及ぼすアスベストは、国内で使用されなければいいというものではありません。世界的規模で製造や使用を禁止すべきであり、アスベストの海外移転は当然認められません。アジア地域におけるアスベストの消費量が増大している現状を見るならば、アジアの一員であるわが国が、世界に先駆けて、世界の規範となりうるようなアスベスト規制を確立すべきです。

【日本共産党】国内で禁止されたアスベストの海外移転を防止することは、当然の措置です。そのためにも、日本政府は、アスベストがバーゼル条約やロッテルダム条約の対象になることを、国際的にもさらに強く主張すること、代替技術などでの国際協力を強化すること、国際機関への働きかけや支援・援助でのイニシアチブをとることが大切だと考えます。

【公明党】有害化学物質の移転は、国境の枠組みを超えて規制すべきです。制度的・技術的な面からの、移転阻止に向けた取り組みが必要だと考えます。

【自由民主党】石綿は人体に有害であることから、その対策は一国のみならず、世界的に進められるべきであり、環境対策で先進国たらんとするわが国も積極的な役割を果たすべきであると考えます。

8. 抜本的、総合的なアスベスト対策の確立に向けて、政府内においては省庁の垣根を超えた体制がつくられるべきであり、また、関係省庁、団体、学識経験者や私たちのようなNPOを含めた「アスベスト総合対策円卓会議(仮称)」を開催することについて、どのようにお考えですか?

【民主党】現状の把握、安全な除去方法、リスクに応じた対策など、総合的観点で、関係団体と連携した施策を進めていくことが重要だと考えます。

【保守新党】要検討。

【社会民主党】賛成です。こうした円卓会議を開催することが、政府の対策を前向きにしていくものと思います。

【日本共産党】現状の正確な把握や多岐にわたる対策を推進するうえでは、関係省庁や機関の横断的な体制がどうしても必要となっていると考えます。こうした垣根をこえた体制は、阪神大震災のときにも例があり、できないことではありません。さらに、アスベストが、どこでどれだけ使用されているのか誰もわからないといわれているもとで、一番アスベストにさらされているはずの労働者や住民からの情報提供を求めたり、企業の情報公開を進めることも有効です。その意味からも、被災者や団体、専門家、産業界などの力を集めることは、問題を真に解決していく上で、非常に有効であると考えます。

【公明党】人的被害、環境リスク、海外への移転防止等、関係省庁の横断的な連携や官民協力など、緊密な連携のもとでの取り組みが重要だと考えます。

【自由民主党】関係省庁間においては、必要に応じて相互に連絡、情報交換をしているものと承知しております。また、労使や学識経験者、関係団体等との意見交換は意義のあるものであり、関係省庁においても適宜実施されているものと認識しております。

9. 日本で開催されるアスベスト問題に関する国際的、学際的な会議に対して、政府が支援・援助することについて、どのようにお考えですか?

【民主党】有害物質の無害化や汚染の除去等に関する科学技術の振興をはかるとともに、国際的取り組みに積極的に貢献すべきです。

【保守新党】十分、検討の余地あり。

【社会民主党】政府は率先して援助・協力を行うべきだと思います。援助や協力を通して、政府のアスベスト対策がより積極的になるよう期待しています。

【日本共産党】アスベストの早期全面禁止の実施、既存のアスベストへの実効ある対策、被災者の救済や今後の健康被害の救済などは、国際的にも共通した課題であり、こうした課題の解決にむけた国際的、学際的な会議について、政府は積極的に協力すべきです。

【公明党】有害化学物質への対策は関係省庁、有識者等、官民あげてのしっかりとした連携、取り組みが必要だと考えます。

【自由民主党】日本で開催されるか否かを問わず、民間で主催される国際的、学際的な会議の運営については、開催の趣旨に則り、自立的に行うことが大切であると考えます。

10. その他、アスベスト問題に関する方針やご見解があれば、お聞かせください。

【日本共産党】アスベストの有害性を認識しながら、その使用を長期にわたって認め、代替製品の開発をメーカーまかせにし、輸入や流通規制をとらずにきた政府の責任は重大です。建築石綿使用の全面禁止、既存製品の実態把握と計画的で安全な除去、実効ある建築物の改修・解体作業の際の石綿飛散防止措置と徹底、継続的な健康モニタリングと疾病の早期発見のための健康診断の拡充など、政府が責任をもってすすめるとともに、国民に対する正確な情報の公開と徹底を推進すべきです。

2004年世界アスベスト東京会議

Global Asbestos Congress 2004 in Tokyo

GAC 2004 TOKYO［第二報・演題募集］



「写真展●静かな時限爆弾＝アスベスト被害」から 写真：今井明

2004年11月19-21日
東京・早稲田大学国際会議場

● 主 催

2004年世界アスベスト東京会議組織委員会
http://park3.wakwak.com/~gac2004/

2004年11月19-21日に東京で開催が予定されている「2004年世界アスベスト東京会議（GAC 2004: Global Asbestos Congress 2004 in Tokyo）」のご案内をさせていただきます。

アスベストの使用に内在するリスクの根絶に向けて、世界的規模で共同の努力が広がっています。国際労働機関（ILO）によれば、毎年200万人と推計される死亡労働災害のうち、アスベストによる死亡者だけで10万人にのぼっています。アスベストの有害な健康影響に対する関心の高まりを反映して、欧州連合（EU）では2005年1月1日までにアスベストの使用が禁止されることになり、日本でも2004年10月1日から「原則禁止」措置が実施されることになりました。他の地域においてもますます具体的な措置がとられるようになってきています。いまこそ、アスベストのリスクに対する足並みをそろえた行動を取り、リスクの開発途上国に対する移転をとめる、緊急の必要性があります。

今なお、アスベストの消費量やアスベスト問題に対する取り組み等に関して、著しいコントラストがみられる、アジアにおいて、このようなアスベストに関する世界会議が開催されるのは、今回が初めてのことです。皆様の積極的な参加を期待しています。

会議の目的

2004年世界アスベスト東京会議の目的は、人類と環境に対するアスベストの有害な影響をいかにして最小化するのかを、国レベルおよび国際的な文脈のなかで検証することにあります。会議ではまた、現に出現しつつあり、また今後予測される健康被害の増大にいかに対処していくのか、私たちの周囲にすでに使われてしまっている既存アスベストにいかに対処していくのかという方策も追求されることになるでしょう。東京会議が、私たちの目の前にあるアスベスト・リスクに対する地球的な取り組みの前進に、新たなインパクトを与えることを期待しています。

参加を期待されている方々

本会議には、アスベスト被災者とその家族、労働者、市民、医療関係者、ハイジニスト、専門家、弁護士、行政関係者、政策立案者、その他関心をもつ人々、どなたでも参加することができます。参加者は、国際的及び学際的な基礎のうえに、様々な経験や最新の知識を共有し、問題の所在を確認し、対処の仕方を議論し、また、共通の解決策を探ることができるでしょう。

重要な日程（改訂）

2003年12月31日	第二報（演題募集・参加登録・宿泊案内を含む）
2004年5月31日（1か月延長）	演題・アブストラクト等申し込みの締め切り
2004年6月30日（1か月延長）	演題・アブストラクト等の採否の決定・通知
2004年7月31日（1か月延長）	早期登録の締め切り（登録料： 6,000円）
2004年10月31日	登録最終締め切り（登録料： 8,000円、学生は3,000円）

会議のテーマ・基調報告

●全体会議

2004年11月19日（金）
09:00 – 12:00 （3時間）

セッション1.　アスベストの地球的健康影響：緊急の行動の必要性

村山武彦（[日本]早稲田大学理工学部教授（複合領域））
「日本におけるアスベスト関連疾患の流行」
バリー・キャッスルマン（[アメリカ]環境コンサルタント、『アスベスト：医学的・法的側面』の著者）
「世界貿易機関（WTO）貿易紛争がアスベスト禁止に向けた世界的努力に及ぼした影響」
デヴィッド・ギー（[デンマーク]欧州環境庁（EEA）新規課題・科学関連コーディネーター）
「アスベスト：魔法の鉱物から不幸をもたらす鉱物へ―予防原則の教訓」

13:00 – 15:30 （2.5時間）

セッション2.　環境曝露・危機管理・リスクコミュニケーション

ステファン・レービン（[アメリカ]マウントサイナイ・アーヴィング・J・セリコフ労働・環境医学センター・メディカル・ディレクター）
「2001年WTC（世界貿易センター）事件の経験から」
寺園淳（[日本]独立行政法人国立環境研究所社会環境システム研究領域・循環型社会形成推進・廃棄物研究センター）
「1995年阪神・淡路大震災の経験から」
内山巌雄（[日本]京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻教授）
「リスクコミュニケーション―保育園児童曝露事件の事例研究」

16:00 – 18:30 （2.5時間）

セッション3.　被災者・家族のエンパワーメント

アニー・デボモニ（[フランス]国立衛生医学研究所（INSERM）現代社会公衆衛生問題研究所（CRESP）研究部長）
「先進国におけるアスベスト被災者の状況と取り組み：フランス―ANDEVA」
フェルナンダ・ギアナージ（[ブラジル]労働安全衛生監督官、アスベスト曝露者協会）
「発展途上国におけるアスベスト被災者の状況と取り組み：ブラジル―ABREA」
名取雄司（[日本]中皮腫・じん肺・アスベストセンター）
「日本におけるアスベスト被災者・家族および支援グループの取り組み」

2004年11月20日（土）
09:00 – 12:00 （3時間）

セッション4.　医学的側面：アスベスト関連疾患の診断・治療等

鈴木康之亮（[アメリカ]米ニューヨーク・マウントサイナイ医科大学教授（地域・予防医学及び病理学））
「アスベスト関連疾患の病理学」
アンティ・トサバイネン（[フィンランド]フィンランド労働衛生研究所（FIOH）産業衛生・毒物学部門）
「アスベスト関連疾患のためのヘルシンキ・クライテリア」
ブルース・ロビンソン（[オーストラリア]クィーン・エリザベスII世メディカルセンター・医薬学校医学教授、SCGH呼吸器科呼吸器医コンサルタント）[要請中]
「血液検査を用いた中皮腫の早期発見及び新たな治療方法に関する最新情報」

13:00 – 15:30 （2.5時間）

セッション5.　アスベスト被害に対する補償

ボブ・ルアーズ（[オランダ]前オランダ上院議員、オランダ・アスベスト協会創設者、弁護士）

「環境曝露・家庭内曝露事例に対する補償」
チャールズ・シーゲル（[アメリカ]弁護士）
「発展途上国におけるアスベスト被災者のための補償戦略」
古谷杉郎（[日本]石綿対策全国連絡会議事務局長）
「アスベスト関連疾患の労災補償： 国際比較」

16:00 – 18:30 （2.5時間）

セッション6. 既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄

マックス・ロパッキ（[イギリス]全国アスベスト・トレーニング・認証計画（NATAS）ディレクター）
「アスベスト管理・作業に携わる者のトレーニングと能力に関する国際的最低基準」
ハインツ・クロピュニク（[オーストリア]aetas Zivitechniker GmbH マネージング・ディレクター）
「ウィーン・インターナショナル・センターにおけるアスベスト管理計画」
スサーナ・ムルマン（[アルゼンチン]建築家、ブエノス・アイレス市政府アスベスト除去アドバイザー）
「ケース・スタディ： アルゼンチン初のアスベスト除去プロジェクト」

2003年11月21日（日）
10:30 – 13:00 （3時間）

セッション7. アスベスト・リスクのない世界： 明日への戦略

ツシャ・カン・ジョシ（[インド]労働・環境保健センター所長・プロジェクト・ディレクター）
「インド・南アジアにおけるアスベストをめぐる議論」
パク・ドンミョン（白道明）（[韓国]ソウル大学保健大学院産業保健学教授）
「韓国のアスベストに対する戦略」
ローリー・カザンアレン（[イギリス]アスベスト禁止国際書記局（IBAS）コーディネーター）
「アスベスト・リスクのない世界に向けた地球規模のイニシアティブ」

●ワークショップ

A. **アジア・ネットワーク： 目標と行動**
B. **建設とアスベスト**
C. **労働組合のイニシアティブ**
D. **アスベスト訴訟**
E. **疫学・公衆衛生・予防**
F. **被災者・支援組織**
G. **多国籍企業・海外移転**
H. **造船とアスベスト**

ワークショップのタイムテーブルは、別掲「日程予定表」をご参照下さい。

●ポスター・セッション

ポスター・セッションのタイムテーブルは、別掲「日程予定表」をご参照下さい。

●各セッションの演題申込

別掲の「演題申込」をご覧下さい。演題抄録の提出締め切り日は、2004年5月31日です。採否の通知は2004年6月30日までに行います。

●写真展、ビデオ・セッション

内外のアスベストをテーマにした写真展示等も行います。展示写真の応募、ビデオ上映を希望される方は、2004年5月31日までに、事務局にお申し込みください。採否の通知は2004年6月30日までに行います。

●商品展示等

商品展示等のスタンド・ブースを設置することも可能です。設置を希望される方は、事務局までご連絡下さい。

●使用言語

本会議では、日本語及び英語を使用し、双方向の同時通訳が提供されます。

日程予定表

全体会議セッション （井深大記念ホール）	ワークショップ （第2会議室）	その他 （第1・3会議室、ロビー他）
2004年11月19日（金）		
09:00-12:00 開会： セッション1： アスベストの地球的健康影響：緊急の行動の必要性		09:00-18:00 写真展（ロビー） 展示ブース
12:00-13:30（昼食休憩）		12:00-18:00 ポスター・セッション Ⅰ （第1会議室） （16:00-17:00 質疑応答時間）
13:30-16:00 セッション2： 環境曝露・危機管理・リスクコミュニケーション	14:30-16:00 WS-A： アジア・ネットワーク：目標と行動	
16:00-17:00（休憩）		
17:00-19:30 セッション3： 被災者・家族のエンパワーメント	18:00-19:30 WS-B： 建設とアスベスト	
		19:30- ウエルカムパーティ
2004年11月20日（土）		
09:00-12:00 セッション4： 医学的側面：アスベスト関連疾患の診断・治療等	09:00-10:30 WS-C： 労働組合のイニシアティブ 10:30-12:00 WS-D： アスベスト訴訟	09:00-18:00 写真展（ロビー） 展示ブース
12:00-13:30（昼食休憩）		12:00-18:00 ポスター・セッション Ⅱ （第1会議室） （16:00-17:00 質疑応答時間）
13:30-16:00 セッション5： アスベスト被害に対する補償	14:30-16:00 WS-E： 疫学・公衆衛生・予防	
16:00-17:00（休憩）		
17:00-19:30 セッション6：既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄	18:00-19:30 WS-F： 被災者・支援組織	
		19:30- 懇親会
2004年11月21日（日）		
09:00-10:30 WS-G：多国籍企業・海外移転	09:00-10:30 WS-H： 造船とアスベスト	
10:30-13:00 セッション7： アスベスト・リスクのない世界：明日への戦略 各ワークショップ報告： 閉会：		

演題募集

演題提出

1. 口演（全体会議、ワークショップ）、ポスター発表のいずれかでの発表を希望される方は、演題抄録及び必要な情報をEメール（gac2004@ac.wakwak.com）、FAXまたは郵送（下記参照）にてお送りください。（ホームページ（http://park3.wakwak.com/~gac2004/jp/）からのオンライン提出もできます。）
   2004年世界アスベスト東京会議（GAC 2004）組織委員会
   〒136-0071　東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階
   電話:（03）3636-3882　FAX:（03）3636-3881
2. 演題抄録の提出締め切り日は、2004年5月31日です。
3. 同一の演題抄録の重複申し込みはおやめください。
4. 必ず以下の情報を記載してください。
   - 演題
   - 口演希望かポスター発表希望か、口演希望の場合には、希望する全体会議（1～7）またはワークショップ（A～H）の区分
   - 発表の際に使用を希望する機材（PCプロジェクター/35mmスライドOHP、PCプロジェクターのご使用を強く推奨いたします。）
   - 発表者（及び連名者）の氏名
   - 発表者（及び連名者）の所属及び役職（肩書き）名
   - 発表者のEメール・アドレス、住所、電話・FAX番号
   - 演題の抄録
5. 抄録本文は日本語（600字以内）または英語（300語以内）で記入して下さい。
6. 演題申込を受け付け次第、申込確認のご連絡をいたします。お申し込みから3日以内に申込確認のEメールが届かない場合には、事務局までご連絡下さい。
7. 申し込まれた演題抄録は、質及び独創性、関連性に基づいて厳正に審査のうえ、2004年6月30日までに、発表者に対して、原則としてEメールで採否の通知を行います（連名者には通知いたしません）。
8. 演題を採用された発表者は、必ず会議への参加登録を行ってください。

口演発表（全体会議・ワークショップ）

1. 演題発表の時間は、原則として10分間（キースピーカーは15～20分間）です。本会議では、日本語及び英語を使用し、双方向の同時通訳が提供されます。すべての発表者には、割り当てられた発表時間を厳格に守っていただかなくてはなりません。事前に発表に要する時間を計測しておかれることを強く推奨いたします。
2. PCプロジェクター、35mmスライド、OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）が、演題発表の際に利用できます。PCプロジェクターのご使用を強く強く推奨いたします。PCプロジェクターの利用を希望される場合には、データを焼き込んだCD-RをEメールまたは郵便でお送りください（事務局のEメール・アカウントは5MBを超すEメールは受け付けませんので、ご注意下さい。超える場合には必ず郵便で送って下さい）。PCプロジェクター利用に関するその他のガイドラインは、追ってお知らせします。ご希望等がある場合には、事務局にご連絡下さい。

ポスター発表

1. ポスター掲示板のサイズは横120cmX高さ180cmですので、このスペースに収まるようにポスターを用意してください。
2. ポスター最上部には、演題及び発表者の氏名、所属、役職（肩書き）名を記載してください。
3. 会議場へのポスターの持ち込みは発表者の責任で送ってください（事務局への事前送付は受け付けかねます）。ポスターの貼付に必要なピン等は会場に用意いたします。
4. ポスターの掲示、撤去等の時間割りは、おってご案内します。

参加登録

登録料

早期登録の締め切り：2004年7月31日
2004年7月31日までの登録料：　6,000円
2004年8月1日以降の登録料：　8,000円
学生は割引登録料：　3,000円
登録料には宿泊費用は含まれません。
国内登録者は、ウエルカムパーティー（11月19日）は会費無料、懇親会（11月20日）は別途参加費（5,000円）が必要となります。いずれの場合も参加希望者は、参加登録用紙でその旨をお知らせください。

登録方法

別添の参加登録用紙に必要事項を記入し、Eメール（gac2004@ac.wakwak.com）、FAXまたは郵送（下記参照）にてお送りください。（ホームページ（http://park3.wakwak.com/~gac2004/jp/）からのオンライン登録もできます。）

2004年世界アスベスト東京会議（GAC 2004）組織委員会
〒136-0071　東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階
電話：（03）3636-3882　FAX：（03）3636-3881

登録料の支払方法

登録料及び懇親会参加費は、必ず以下のいずれかの方法でお支払いください。

- クレジットカード
  VisaまたはMasterCardがご利用いただけます。
  ※クレジットカードを利用される場合には、登録用紙をFAXまたは郵送でお送りください。カード情報をEメールで送信することはおやめください。
  ※クレジットカードは、登録料及び懇親会費の振込のみに利用可能です。会議に対する寄付金等の振込にはご利用できませんので、下記の銀行振込または郵便振替をご利用下さい。
- 銀行振込
  三井住友銀行・亀戸支店（普）1601650「GAC（ジーエーシー）2004 組織委員会」
- 郵便振替
  郵便振替口座　00120-2-444461「GAC（ジーエーシー）2004 組織委員会」

領収証・登録証の発行

事務局から領収証および登録証をお届けします。会場受付において登録証をお示しいただき、ネームバッジおよび会議資料をお受け取りください。

登録取消・払戻

登録の取り消しは登録者の氏名を明記のうえ、必ず書面で事務局にお申し出ください。
2004年10月31日までの取り消しのお申し出に対しては、納入済みの登録料の80%をご指定の銀行口座に払い戻しいたします（手数料は差し引かせていただきます）。2004年11月1日以降の登録取り消しに対しては、払い戻しには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

宿泊案内

組織委員会はJTBを指定旅行業者としています。巻末の宿泊案内をご覧のうえ、「宿泊申込書」を使ってJTBに直接お申し込み下さい（オンライン申込も可能です（http://act.jtb.co.jp/itd/scripts/gac2004j.asp））。
登録と宿泊申込は、申込先・料金振込先とも異なりますので、お間違いのないようご注意下さい。

2004年世界アスベスト東京会議
2004年11月19-21日　早稲田大学国際会議場

GAC 2004 TOKYO

参加登録用紙

必要事項を記入し、Eメール（gac2004@ac.wakwak.com）、FAXまたは郵送（下記参照）にてお送りください。
（ホームページ（http://park3.wakwak.com/~gac2004/jp/）からのオンライン登録もできます。）

2004年世界アスベスト東京会議（GAC 2004）組織委員会
〒136-0071　東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階
電話:（03）3636-3882　FAX:（03）3636-3881

[　] Dr./ Mr./ Mrs./ Ms.
フリガナ:
氏名:
First　　Middle　　Last

所属・肩書き:

郵送先住所:［　］勤務先　／［　］自宅

電話::　　FAX:

E メール・アドレス:

支払方法:　支払金額　　¥　　［　］登録料　＋［　］懇親会参加費（5,000 円）
［　］クレジット・カード　種類:［　］VISA　［　］MasterCard
カードナンバー:
有効期限:　　年　　月
所有者氏名（ローマ字）:
［　］銀行振込／［　］郵便振替
（振込日）　　2004 年　　月　　日
（振込人の名義（フリガナ））
（振込銀行・支店名）

ウエルカムパーティー、懇親会の参加希望
［　］ウエルカムパーティー（11月19日、会費無料）
［　］懇親会（11月20日、別途会費制（5,000円））

演題応募:［　］応募済み／［　］応募予定／［　］予定なし
［　］全体会議　　No.［　］（1～7）　演題:
［　］ワークショップ　　No.［　］（A～H）　演題:
［　］ポスター・セッション　　演題:
［　］写真展　　概要:
［　］ビデオ・セッション　　概要:
［　］商品展示等　　概要:

関心のある領域:

会議に対するご意見・ご要望等:

宿泊案内

組織委員会は、JTBを指定旅行業者に指定しています。以下の宿泊案内は、JTBの提供によるものです。
宿泊申込用紙の送付や照会先は、GAC2004組織委員会ではなく、JTB（本頁下段参照）になりますので、ご注意ください。
専用ウエブサイトもご利用いただけます。http://act.jtb.co.jp/itd/scripts/gac2004j.asp

さて、このたび早稲田大学にて「2004年世界アスベスト東京会議」が開催されるにあたり、参加されます皆様の宿泊の手配をJTB国際旅行事業部で取り扱わせていただくこととなりました。皆様のご希望に添いますよう努力いたしますので、下記内容をご参照の上、お早めにお申し込み頂きますようご案内申し上げます。

ホテルリスト

No.	ホテル名 （ﾁｪｯｸｲﾝ / ｱｳﾄ）	料金(1室あたり)		住所 / 電話 / 最寄駅
		シングル 1名様1室利用	ツイン 2名様1室利用	
①	リーガロイヤルホテル東京 （14:00 / 12:00）	¥20,890*	¥23,300	〒169-8613 新宿区戸塚町1-104-19 電話: 03-5285-1121 会場まで徒歩5分
②	サンシャインシティプリンスホテル （14:00 / 11:00）	¥9,450	¥13,440	〒170-8440 豊島区東池袋3-1-5 電話: 03-3988-1111 地下鉄有楽町線東池袋駅徒歩3分
③	ホテルサンルート池袋 （14:00 / 11:00）	¥9,240	¥13,650	〒170-0013 豊島区東池袋1-39-4 電話: 03-3980-1911 池袋駅徒歩2分
④	大正セントラルホテル （15:00 / 10:00）	¥7,980	¥12,600	〒169-0075 新宿区高田馬場1-27-7 電話: 03-3232-0101 JR高田馬場駅徒歩1分

◆ 上記料金は1室1泊あたりの料金（サービス料込、税金込）です。
◆ お食事は含まれません。
◆ ＊はツインまたはダブルルームのおひとり様利用となります。

お申込方法

申込書[※省略]に必要事項をご記入の上、下記宛に***FAX***または***郵送***にてお送り下さい。**インターネットによるオンライン申し込み**も、以下のウエブサイトからできます。http://act.jtb.co.jp/itd/scripts/gac2004j.asp
予約に際しましては、予約金(1室につき1泊分)および通信手数料(¥525)を申し受けます。
代金受領後、弊社より予約確認書をご送付申し上げます。2004年10月30日をお申込締切日とさせていただきます。

お支払方法

予約金(1室につき1泊分)および通信手数料(¥525)を下記のいずれかの方法でお支払い頂きます。
予約金を差し引いた宿泊代金の残額およびその他ホテルでのご利用代金は直接ホテルにてご精算頂きます。

ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞ　下記クレジットカードがご利用いただけます。
1.ﾋﾞｻﾞｶｰﾄﾞ　2.ﾏｽﾀｰｶｰﾄﾞ　3.ﾀﾞｲﾅｰｽｶｰﾄﾞ　4.ｱﾒﾘｶﾝｴｷｽﾌﾟﾚｽ　5.ｼﾞｪｲｼｰﾋﾞｰ

銀行振込　振込先: 東京三菱銀行　新丸の内支店　口座番号:（普）1025740
口座名義:（株）ジェイティービー　国際旅行事業部

注） 振込み手数料はお客様負担となります。予めご了承ください。
銀行振込の場合、領収書(振込書)のｺﾋﾟｰを申込書に添付するかﾌｧｯｸｽにて弊社までご送付下さい。

変更・取消

予約を変更・取消される場合には、ファックス等、書面にてお知らせ下さい。
取消の場合は、下記の規定に基づき取消料を申し受けます。

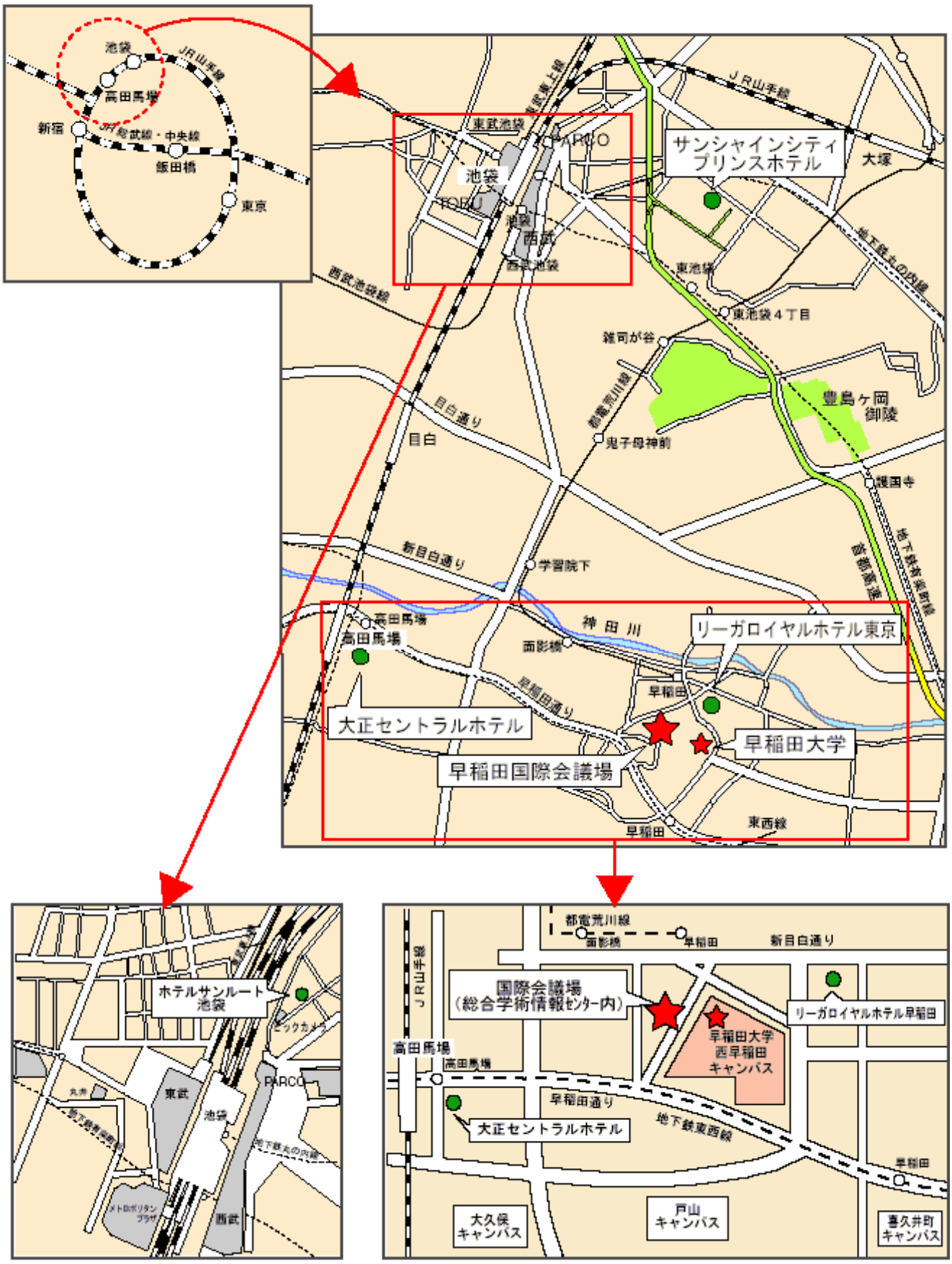
宿泊日の10日前以前----------	525円
宿泊日の9日前より2日前まで----------	1泊分の20%（最低額 ¥525）
宿泊日の前日----------	1泊分の80%
当日以降----------	1泊分全額

なお、予約の変更・取消にともなうご返金は会議終了後となります。予めご了承ください。

お申込およびお問い合わせ先

（株）ジェイティービー 国際旅行事業部 「2004年世界アスベスト東京会議」係（CD101923-281）
営業時間: 9:45～17:30 （除 土日および祝祭日）
〒140-8604 東京都品川区東品川2-3-11　FAX:(03)5495-0685 電話:(03)5796-5445 E-mail: gac2004@itd.jtb.co.jp

会場・ホテル地図


池袋
高田馬場
新宿
飯田橋
東京
JR山手線
JR総武線・中央線
東武池袋
PARCO
池袋
TOBU
西武
西武池袋
サンシャインシティ
プリンスホテル
大塚
JR山手線
地下鉄丸の内線
東池袋
東池袋４丁目
雑司が谷
西武池袋線
都電荒川線
豊島ヶ岡
御陵
目白通り
目白
鬼子母神前
護国寺
新目白通り
学習院下
都電荒川線
地下鉄有楽町線
高田馬場
高田馬場
神田川
面影橋
リーガロイヤルホテル東京
早稲田
早稲田通り
大正セントラルホテル
早稲田大学
早稲田国際会議場
早稲田
東西線
ホテルサンルート
池袋
PARCO
東武
池袋
西武
都電荒川線
面影橋
早稲田
新目白通り
JR山手線
国際会議場
（総合学術情報センター内）
リーガロイヤルホテル早稲田
早稲田大学
西早稲田
キャンパス
高田馬場
高田馬場
早稲田通り
大正セントラルホテル
地下鉄東西線
早稲田
大久保
キャンパス
戸山
キャンパス
喜久井町
キャンパス

2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）組織委員会

GAC 2004 TOKYO

委員長

天明佳臣（全国労働安全衛生センター連絡会議議長、医師）

顧　問

小木和孝（（財）労働科学研究所主管研究員、元ILO労働条件環境局長）／**鈴木武夫**（元国立公衆衛生院院長）／**鈴木康之亮**（米ニューヨーク・マウントサイナイ医科大学教授（地域・予防医学及び病理学））／**広瀬弘忠**（東京女子大学文理学部教授（リスク・災害心理学））

組織委員

上野満雄（自治体労働安全衛生研究会事務局長、医師）／**宇野林蔵**（横須賀じん肺被災者の会相談役（神奈川））／**大島寿美子**（北星学園大学文学部心理・応用コミュニケーション学科専任講師（札幌）、科学ジャーナリスト）／**富山洋子**（日本消費者連盟運営委員長）／**中地重晴**（環境監視研究所所長、有害化学物質削減ネットワーク（T-ウォッチ）代表）／**古川和子**（中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会）／**マリ・クリスチーヌ**（国連ハビタット親善大使、異文化コミュニケーター、TVパーソナリティー）／**宮本一**（全国建設労働組合総連合（全建総連）労働対策部長）／**村山武彦**（早稲田大学理工学部教授（複合領域））／**森田明**（弁護士、神奈川大学法科大学院教授）

事務局長

古谷杉郎（石綿対策全国連絡会議事務局長）

事務局

大内加寿子（アスベストについて考える会（静岡））／**永倉冬史**（アスベスト根絶ネットワーク）／**名取雄司**（亀戸ひまわり診療所、医師）／**安間武**（化学物質問題市民研究会）

国際委員会

アニー・デボ・モニ／（フランス：国立衛生医学研究所（INSERM）現代社会公衆衛生問題研究所（CRESP）研究部長）／**ツシャ・カン・ジョシ**（インド：労働・環境保健センター所長・プロジェクト・ディレクター）／**パク・ドンミョン**（白道明）（韓国：ソウル大学保健大学院産業保健学教授）／**バリー・キャッスルマン**（アメリカ：環境コンサルタント、『アスベスト：医学的・法的側面』の著者）／**フェルナンダ・ギアナージ**（ブラジル：労働安全衛生監督官、アスベスト曝露者協会）／**ローリー・カザンアレン**（イギリス：アスベスト禁止国際書記局（IBAS）コーディネーター）

協　賛

石綿対策全国連絡会議（BANJAN）／アスベスト禁止国際書記局（IBAS）
全日本自治団体労働組合（自治労）／全国建設労働組合総連合（全建総連）／全日本港湾労働組合（全港湾）／全造船機械労働組合／日本消費者連盟／労働者住民医療機関連絡会議／中皮腫・じん肺・アスベストセンター／中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会／［その他要請中］

後　援

東京都／日本労働組合総連合会（連合）／日本医師会／日本経済新聞社／朝日新聞社
エコケミストリー研究会／（社）日本化学会／日本環境学会／日本リスク研究学会／日本衛生学会／日本地質学会／廃棄物学会／（社）環境科学会／日本肺癌学会／（社）日本建築学会／（社）日本産業衛生学会／（社）日本水環境学会／（財）日本建築センター／（社）日本建築材料協会／（社）環境情報科学センター／田尻宗昭記念基金／ラマッチーニ協会／労働環境衛生学会（SOEH：アメリカ）（3月1日現在）
［厚生労働省／環境省／ILO駐日事務所／NHK／その他要請中］

2004年世界アスベスト東京会議（GAC2004）組織委員会

〒136-0071　東京都江東区亀戸7-10-1　Zビル5階　　TEL（03）3636-3882　FAX（03）3636-3881
Eメール: gac2004@ac.wakwak.com　　ウエブサイト: http://park3.wakwak.com/~gac2004/
銀行口座：三井住友銀行・亀戸支店（普）1601650　「GAC（ジーエーシー）2004組織委員会」
郵便振替口座：00120-2-444461 「GAC（ジーエーシー）2004組織委員会

石綿対策全国連絡会議にぜひ御入会下さい

石綿対策全国連絡会議にぜひ御入会下さい。年間会費は、団体会員の中央単産が10,000円、その他団体が5,000円、個人会員が2,000円となっています（各「アスベスト対策情報」1部の代金を含む）。

●アスベスト対策情報 No.27（2000年2月1日発行）

石綿対策全国連絡会議第13回総会議案／PRTR法の対象化学物質等の案に対する意見／現場報告（8件の市民、労働者の取り組みの報告／日本における中皮腫年600件／EUの新しいアスベスト指令と「詳細な解説」／イギリスがアスベスト全面禁止

●アスベスト対策情報 No.28（2000年9月30日発行）

6.23「アスベスト問題を考える集い」講演の記録／講演① 矢野栄二氏「アスベストによる健康リスク―許容濃度の考え方」／講演② 高橋謙氏「アスベスト疾患の国際的動向と最近の話題」／関係6省庁交渉／WTOパネルがカナダの提訴却下する報告／国際自由労連がキャンペーン開始／米海軍横須賀基地退職者への健康管理手帳周知事業

●アスベスト対策情報 No.29（2001年2月1日発行）

石綿対策全国連絡会議第14回総会議案／世界アスベスト会議―過去、現在、未来―報告（2000年9月17-20日 ブラジル・オザスコ）／日本におけるアスベスト問題の状況と石綿対策全国連絡会議の取り組み【日英対訳】―ブラジル世界アスベスト会議への日本からの報告―

●アスベスト対策情報 No.30（2001年11月15日発行）

（社）日本石綿協会に対する「要請」および意見交換の記録／同協会加盟各社への緊急質問／政党に対する質問／関係4省交渉（環境省／厚生労働省／国土交通省／経済産業省）の記録／旧建設省営計発第44号「非飛散性アスベスト含有建材の取扱いについて」／「石綿含有製品及び無石綿製品の将来動向に係わる国内調査／日本のアスベスト含有製品等の輸出入量／労災補償状況、中皮腫の発生状況

●アスベスト対策情報 No.31（2002年3月1日発行）

石綿対策全国連絡会議第15回総会議案／【現場報告】5本／【記念講演】アスベストの健康被害と代替品の健康リスク（大阪府立成人病センター・森永謙二氏）

●アスベスト対策情報 No.32（2003年2月1日発行）

石綿対策全国連絡会議第16回総会議案／4.17 緊急報告集会における村山武彦氏（早稲田大学教授）の講演／アスベスト被害者の声／6.28 坂口厚生労働大臣の記者発表・政府答弁書／6.28 石綿対策全国連の声明／7.24 国土交通・経済産業・環境省との交渉の記録／9.5 （社）日本石綿協会との意見交換の記録／10.7 横須賀基地石綿じん肺訴訟第一陣地裁判決要旨／12.3 石綿関連疾患労災認定基準見直しに係る要請／12.12 厚労省発表「石綿の代替化等検討委員会の設置」等

石綿対策全国連絡会議

〒136-0071 東京都江東区7-10-1 Zビル5階 全国安全センター内
TEL（03）3636-3882／FAX（03）3636-3881
中央労働金庫田町支店（普）9207561／ 郵便振替口座 00110-2-48167
URL：http://park3.wakwak.com/~banjan/
E-mail：banjan@au.wakwak.com